

浦添市立図書館紀要

BULLETIN OF THE URASOE CITY LIBRARY

No. 4 1992・12

☐ グラビア 宮里栄輝ノート中の古琉球辞令書

公立図書館の購入費と蔵書について……………親富祖善吉（3）

〔研究論文〕明洪武朝の中琉関係……………曹 永和／外間みどり訳（13）

☐ 浦添関係文献紹介（34）

☐ 短 信 （35）

☐ 『琉球王国評定所文書』既刊分の紹介 （37）

☐ 沖縄学研究室寄贈受付図書資料〈1990年度分〉 （38）

* * *

〔史料紹介〕国学規模帳・国学公事帳について……………豊見山和行（43）

浦添市立図書館

宮里栄輝ノート中の古琉球辞令書

A 恩納ノ口職叙任辞令書（二五八一年）

東恩納のろ 辞令
 志より此はしるし
 こゝろくすくすく
 おしあゝのろ 又ち（しるし）
 一せちよくにせまし
 おほいなる（しるし）
 又五十ぬさちはたけ三おほえ
 こしなる一
 このふんのしるし のろあいは
 しるしめされ
 このちのろあかり
 志あゝ人のてふつかい
 しるしせいにてい
 一人もとのろのろ
 ましありに
 ちよこりや
 志よりよりまししか方へい
 ちよこりや
 廿四曆九月廿六

B 岸本ノ口職叙任辞令書（二五八五年）

東風平君助 世々村のろ 辞令
 志よりのしるし
 こちか 梅まゝの
 よあくすくのきしものろ
 又ちよこり
 もとはあかりちの内より
 一せいよくたににまし
 ひりなる 又ちあちなるものに
 又五十ぬさちはたけ一おほえ
 只内まゝなる一
 このふんのしるし のろあいは
 しるしめされ
 このちのろあかりをまゝの
 人のてふつかいは
 しるしせいにてい
 一人もとのろのろ
 まあへ二
 ちよこりや
 志よりよりまあへ方へい
 廿四曆十二月廿五

故宮里栄輝先生の研究ノートが那覇市文化局文化振興課に寄贈されたが、そのノート中に14点の辞令書が筆写されており、うち2点は未確認のものである。前頁に紹介した2点がそれである。Aは「東恩納のろ辞令」のタイトルがあり、次のように写されている。「しよりの御ミ事／こゑくまきりの／おんなのろ又ち（ともに？：注1）／一 せちよく〔た〕に七まし／おはいはる（ともに？：注2）／又 五十ぬきちはたけ三おほそ／こしはる〔省略〕／このふんのいろいろのミかないは／御ゆるしめされ候／このちのろゑかり／しまの人のてまつかい／御きんせいにて候／一人もとののろのおとゝましふりに／たまわり申候／しよりよりましふしか方へまいる／万暦九年四月六日」。注1・2のカッコ部分に宮里先生は「不明なれども文字消滅にあらざる」と注記している。

Bは「東風平間切世名城村のろ辞令」のタイトルがあり、次のように写されている。「しよりの御ミ事／こちひらまきりの／よなくすくのきしもとのろ／又ちともに／もとはあまかちの内より／一 せい〔ち〕よくたに四まし／ひらはる又となちはるともに／又 五十ぬきちはたけ一おほそ／只内まはる〔省略〕／この分のいろいろのミかないハ／御ゆるしめされ候／このちのろゑかりしまの／人のてまつかいは／御きんせいにて候／一人もとののろのうまかなへに／たまわり申候／しよりよりまなへか方へまいる／万暦十三年五月十五日」。A、Bともに〔 〕内は引用者の補足である。

辞令書研究の先駆者であった宮里先生の力量を良く示す筆写であり、読みについては信頼がおける。文面の解釈は別の機会に譲るとして、この2点の辞令書は研究上、以下の意義を帯びている。第1に、これまで知られていなかったものであり、これを加えて古琉球辞令書は都合58点となった。すなわち拙著『琉球王国の構造』中の残存古琉球辞令書一覧の54点、拙稿「新発見の古琉球辞令書について」（『浦添市立図書館紀要』第2号）で紹介した2点、それにこのA、Bを加えた58点である。第2に、ノロ関係の古琉球辞令書が新たに2点追加されたことである。これまで知られていたノロ辞令書は奄美・沖縄の8点であり、これにA、Bを加えて都合10点となったのである。

第3はとくに力説したい点であるが、A、Bによって折衷型辞令書が2件加わったことである。折衷型辞令書とは、万暦35年（1607）の今帰仁間切具志川ノロ職叙任辞令書（辺名地仲村家辞令書）がこれまでは唯一のもので、一枚の辞令書に叙任規定と得分規定を同時に記述したものであった。Aの辞令書中に「おんなのろ又ち（ともに）」、Bの辞令書中に「よなくすくのきしもとのろ又ちともに」と記述されるのが特徴点であり、この部分の前は叙任規定、後は得分規定に相当する。したがって、具志川ノロ職叙任辞令書の確認段階では特殊例外的な辞令書と目されていたものが、この2枚の確認により一般的に存在した辞令書の形式であったことが展望できるようになったのである。

宮里栄輝先生の後進に対する「遺産」と受け止め、今後文面の解釈に取り組んでみたいと思う。貴重な資料の掲載をご許可いただいた那覇市文化振興課に感謝したい。

＜高良倉吉＞

公共図書館の図書購入費と蔵書について

親富祖 善 吉

はじめに

発行：(社) 日本図書館協会

1

図書館を構成する基本的要素として「資料の収集整理保存・利用」の三要素といわれているが本館は広く偏らずに資料を収集し利用者に提供することを目的としているが、その資料収集・整理保存の図書購入費と蔵書について、全国の県・市・町村と県内の県・市・町村及び浦添市について昭和63年度・平成元年度・平成2年度の3ヶ年分を比較したものである。

- ① 表1-A全国市町村平均額は1県当りの合計額である。
- ② 表1-B県内市町村分は県・市・町村分の合計額である。
- ③ 表1-イ資料費とは図書購入費と新聞・雑誌諸資料の合算額である。
- ④ 各表中の県内館数については県立3館（県立本館1・宮古1・八重山1）とした。
那覇市立4館（中央1・久茂地1・小禄南1・首里1）とした。
- ⑤ 県内6市……浦添・那覇・沖縄・名護・平良・石垣
- ⑥ 県内5町村……金武・本部・知念・多良間・城辺

※各表の集計数字には公立の高専・短大・大学及び広域行政組合は含まれておりません。

以下、各表中の全国市町村立公共図書館に係る数値は次の資料に拠っている。

- イ、『図書館年鑑』1990年・1991年・1992年、
発行：(社) 日本図書館協会
- ロ、『日本の図書館』1989年・1990年・1991年

昭和63年度表1の全国市町村立公共図書館の図書購入費に係る全国市・町村と県内市・町村及び浦添市の比較について、

(1) 対象市・町村数

全国：市-668市のうち609市で設置率91.2%

※前年度より4市の設置増。

町村-2,590町村のうち493町村で設置率19.0%

※前年度より27町村の設置増。

県内：市-10市のうち6市で設置率60.0%

町村-43町村のうち4町村で設置率0.93%

※市・町村とも新規設置増なし。

(2) 対象館数

全国：市-1,253館（1市当り平均2.1館）

※前年度より41館の設置増。

町-510館（1町村当り平均1館）

※前年度より29館の設置増。

県内：市-9館（1市当り平均1.5館）

町村-4館（1町村当り平均1館）

※市・町村とも新規設置増なし。

【1県当りの図書購入費】

全国市・町村平均額(A-ハ)343,628千円に対し
県内市・町村額(B-ハ)84,304千円は24.5%であり
1県当りの図書購入費として少ない状況である。

【1市当りの図書購入費】

全国1市(A-(1)-ニ)当りの平均額22,760千円

に対し、県内1市（B－(1)－ニ）当りの平均額12,515千円は55.0%の約2分の1であり、市当りの図書購入費として少ない状況である。

【1町村当りの図書購入費】

全国1町村（A－(1)－ホ）当りの平均値3,948千円に対し、県内1町村（B－(1)－ホ）当りの平均額2,303千円は53.3%であり、1町村当りの図書購入費は約2分の1強となっているが少ない状況である。

【市・1館当りの図書購入費】

全国1館（A－(2)－ホ）当りの市平均額11,062千円に対し県内1館（B－(2)－ニ）当りの市平均額8,343千円は75.4%であり市の1館当りの図書購入費としては少ない状況といえる。

【町村・1館当りの図書購入費】

全国1館（A－(2)－ホ）当りの町村平均額3,816千円に対し県内1館（B－(2)－ホ）当りの町村平均額2,303千円は60.4%であり少ない状況である。

【浦添市の図書購入費】

浦添市については全国の1市・1館当り平均額及び県内の1市・1館平均額とも上まわっている。

上記の全国1県・1市(館)・1町村(館)当り平均額に対し、県内の1県・1市(館)・1町村(館)当りの平均額がいずれも少ないのは県内市・町村での公共図書館設置率の低さにあると思われる。全国市91.2%・町村19.0%の設置率で市・町村の合計でも33.8%となっているのに比して、県内市60.0%、町村0.93%で市・町村の合計でも18.9%である。特に町村の設置率は非常に少ない状況である。

昭和63年度表2にみる公共図書館（県・市・町村立）蔵書の全国平均と県内の県立・市立・町村及び浦添市の比較について、

(1) 対象市・町村数及び館数については表1のとおり。

表1 昭和63年度 全国市町村立公共図書館の図書購入費に係る全国市・町村と県内市・町村及び浦添市の比較

市 町 村	図 書 購 入 費	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		資 料 費	奉 任 人 口 1 人 当 り の 資 料 費	資 料 費 の う ち 図 書 購 入 費	図 書 購 入 費 の う ち 市 分	図 書 購 入 費 の う ち 町 村 分
A、 全 国 市 町 村 平 均 額	406,770千円		156円	343,628千円	301,318千円	42,310千円
(1) 1 市 ・ 町 村 当 り 平 均 額					22,760	3,948
(2) 1 館 当 り の 平 均 額					11,062	3,816
B、 県 内 市 ・ 町 村 平 均 額	98,300千円		148円	84,304千円	75,090千円	9,214千円
(1) 県内1市・町村当りの平均額					12,515	2,303
(2) 県内1館当りの平均額					8,343	2,303
C、 全 国 市 町 村 平 均 額 に 対 する 県 内 市 町 村 の 比 率	22.9%		94.9%	24.5%	24.9%	21.8%
(1) 全 国 1 市 町 村 平 均 額 に 対 する 県 内 1 市 町 村 平 均 額 の 比 率					55.0	58.3
(2) 全 国 1 館 当 り の 平 均 額 に 対 する 県 内 1 館 当 り の 平 均 額 比 率					75.4	60.4
D、 浦 添 市	34,624千円		255円	30,255千円	30,255千円	
全 国 1 市 当 り の 図 書 購 入 費 平 均 額 に 対 する 浦 添 市 の 比 率					132.9%	
全 国 1 館 (市 分) 当 り の 図 書 購 入 費 平 均 額 に 対 する 浦 添 市 の 比 率					125.8	
県 内 1 市 (市 分) 当 り の 図 書 購 入 費 平 均 額 に 対 する 浦 添 市 の 比 率					241.7	
県 内 1 館 (市 分) 当 り の 図 書 購 入 費 平 均 額 に 対 する 浦 添 市 の 比 率					362.6	

(2) 県—47都道府県、県立館数67館。

【1 県当りの蔵書】

全国の県・市・町村（A—ニ）の1 県当りの平均蔵書数3,262冊に対し、沖縄県蔵書数（B—ニ）848・6千冊の26.0%であり少ない蔵書数である。

【1 市・町村当りの蔵書】

全国の1 市・町村当りの平均蔵書数（A—(1)ーロ・ハ）市183千冊・町村31千冊に対し、県内1 市・町村当りの平均蔵書数は市88千冊・町村15千冊で、それぞれ48.1%・48.4%と約半分の蔵書数であり少ない状況である。

【市・町村1 館当りの蔵書】

市・町村1 館当りの平均蔵書（A—(2)ーロ・ハ）市89千冊・町村30千冊に対し、県内市59千冊・町村15千冊でそれぞれ66.3%・50.0%となっており少ない蔵書である。

【県立の蔵書】

県立分については、全国1 県当り平均蔵書数498千冊に対し、県立260千冊で52.2%である。県立1 館当り平均蔵書数87千冊で25.4%と極端に低いのは宮古・八重山分館をそれぞれ1 館となっているからである。

県立本館のみでは177千冊で35.6%である。

【浦添市の蔵書】

浦添市については全国平均蔵書1 市当り183千冊に対し146千冊と79.9%であるが、1 館当り及び県内の1 市・1 館当り平均蔵書数をうまわまっている。

2

平成元年度表4 の全国市・町村立公共図書館の図書購入費に係る全国市・町村と県内市・町村及び浦添市の比較について、

(1) 対象市・町村数

全国：市—668市のうち611市で設置率91.5%

表2 昭和63年度 公共図書館（県・市・町村立）蔵書の全国平均と県内の県立・市・町村立及び浦添市の比較

蔵書数 県・市・町村	イ 都道府県蔵書数	ロ 市蔵書数	ハ 町村蔵書数	ニ 合計 (イ＋ロ＋ハ)
A、全国県・市・町村平均蔵書数	498千冊	2,426千冊	338千冊	3,262千冊
(1) 県・市・町村当りの平均蔵書数	498	183	31	712
(2) 県・市・町村1館当りの平均蔵書数	342	89	30	855
B、沖縄県蔵書数	260	527	61・6	848・6
(1) 県内1市・町村当りの平均蔵書数	260	88	15	363
(2) 県内の県・市・町村1館当りの平均蔵書数	87	59	15	161
C、Aに対するBの比較	52.2%	21.7%	18.2%	26.0%
(1) A－(1)に対するB－(1)の比率	52.2	48.1	48.4	51.0
(2) A－(2)に対するB－(2)の比率	25.4	66.3	50.0	18.8
D、浦添市		146千冊		
(1) A－(1)ロに対する浦添市の比率		79.9%		
(2) A－(2)ロに対する浦添市の比率		164.0		
(3) B－(1)ロに対する浦添市の比率		166.0		
(4) B－(2)ロに対する浦添市の比率		247.1		

※県立260千冊（本館177・宮古45・八重山38）

表3 昭和63年度

県内市町村における蔵書数及び奉任人口1人当りの冊数状況

市 町 村	蔵 書 数	奉 任 人 口	蔵 書 数	奉 任 人 口 1 人 当 り の 蔵 書 数	年 間 増 加 冊 数
浦 添 市		88千人	146千冊	1・66冊	180百冊
那 覇 市		310	165	0・53	180
沖 縄 市		106	64	0・61	30
名 護 市		51	67	1・31	50
平 良 市		34	52	1・53	30
石 垣 市		43	33	0・76	60
小 計		632	527	0・83	530
城 辺 町					
金 武 町		10	25	2・50	29
本 部 町		15	12	0・80	20
知 念 村		6	13・7	2・28	13
多 良 間 村		1・7	10・9	6・41	12
小 計		32・7	61・6	2・08	74
合 計		664・7	588・6	0・88	604

※那覇市165千冊（本館76・久茂地31・小禄南28・首里30）

※前年度より2市の設置増。

町村－2,547町村のうち514町村で設置率
20.2%

※前年度より21町村の設置増。

県内：市－10市のうち6市で設置率60.0%

町村－43町村のうち5町村で設置率
1.2%

※城辺町・平成元年1月8日開館

※前年度より1町設置増。

(2) 対象館数

全国：市－1,286館（1市当り平均2.1館）

※前年度より33館の設置増。

町村－531館（1町村当り平均1館）

※前年度より21館の設置増。

県内：市－9館（1市当り平均1.5館）

町村－5館（1町村当り平均1.0館）

【1県当りの図書購入費】

全国市・町村平均額（A－ハ）371,041千円に対し、県内市・町村額（B－ハ）92,005千円は24.8%であり、1県当りの図書購入費として少ない状況である。

【1市当りの図書購入費】

全国1市（A－(1)－ニ）当りの平均額24,043千円に対し、県内1市（B－(1)－ニ）当りの平均額13,372千円は55.6%の約2分の1であり、1市当りの図書購入費としては少ない状況である。

【1町村当りの図書購入費】

全国1町村（A－(1)－ホ）当りの平均額4,626千円に対し、県内1町村（B－(1)－ホ）当りの平均額2,355千円は50.9%であり、1町村当りの図書購入費は約2分の1となっているが少ない状況である。

【市1館当りの図書購入費】

全国1館（A-②-ニ）当りの市平均額11,423千円に対し、県内1館（B-②-ニ）当りの市平均額8,914千円は78.0％であり、市の1館当り図書購入費は少ない状況といえる。

【町村1館当りの図書購入費】

全国1館（A-②-ホ）当りの町村平均額4,478千円に対し、県内1館（B-②-ホ）当り町村平均額2,355千円は52.6％であり少ない状況である。

【浦添市の図書購入費】

浦添市については、全国1市・1館当りの平均額や、県内の1市・1館当りの平均額を上まわっている。

平成元年度表5にみる公共図書館（県・市・町村立）蔵書の全国平均と県内の県立・市立・町村及び

浦添市の比較について、

(1) 対象市・町村数及び館数については表4の説明と同様である。

(2) 県-47都道府県、県立館数67館。

【1県当りの蔵書】

全国の県・市・町村（A-ニ）の1県当り平均蔵書数3,466千冊に対し、沖縄県蔵書数（B-ニ）935・8千冊の27.0％であり、少ない蔵書数である。

【1市・町村当りの蔵書】

全国1市・町村当りの平均蔵書数（A-①-ロ・ハ）市193千冊・町村34千冊に対し、県内1市・町村の平均蔵書数は市97千冊・町村16千冊で、それぞれ50.3％・47.1％と少ない蔵書状況である。

表4 平成元年度 全国市町村立公共図書館の図書購入費に係る全国市・町村と県内市・町村及び浦添市の比較

図 書 購 入 費 市 町 村	イ 資 料 費	ロ 奉 任 人 口 1 人 当 り の 資 料 費	ハ 資 料 費 の う ち 図 書 購 入 費	ニ 図 書 購 入 費 の う ち 市 分	ホ 図 書 購 入 費 の う ち 町 村 分
A、 全 国 市 町 村 平 均 額	438,514千円	183円	371,041千円	319,352千円	51,689千円
(1) 1 市 ・ 町 村 当 り 平 均 額				24,043	4,626
(2) 1 館 当 り の 平 均 額				11,423	4,478
B、 県 内 市 ・ 町 村 平 均 額	117,630千円	208円	92,005千円	80,229千円	11,776千円
(1) 県内1市・町村当りの平均額				13,372	2,355
(2) 県内1館当りの平均額				8,914	2,355
C、 全 国 市 町 村 平 均 額 に 対 す る 県 内 市 町 村 の 比 率	26.8％	113.6％	24.8％	25.1％	22.8％
(1) 全国1市町村平均額に対する 県内1市町村平均額の比率				55.6	50.9
(2) 全国1館当りの平均額に対する 県内1館当りの平均額比率				78.0	52.6
D、 浦 添 市	31,886千円	323円	27,000千円	27,000千円	
全国1市当りの図書購入費 平均額に対する浦添市の比率				112.3％	
全国1館(市分)当りの図書購入費 平均額に対する浦添市の比率				236.4	
県内1市(市分)当りの図書購入費 平均額に対する浦添市の比率				201.9	
県内1館(市分)当りの図書購入費 平均額に対する浦添市の比率				302.9	

【市・町村 1 館当りの蔵書】

3

市・町村 1 館当りの平均蔵書（A-(2)-ロ・ハ）
市92千冊・町村33千冊に対し、県内市64千冊・町村16千冊で、それぞれ69.6%・48.5%となっており、少ない蔵書である。

【県立の蔵書】

県立分については、全国 1 県当り平均蔵書数518千冊に対し、県立278千冊で53.7%である。県立 1 館当り平均蔵書数93千冊で、26.1%と極端に低いのは宮古・八重山分館をそれぞれ 1 館となっているからである。

県立本館のみでは190千冊で36.7%である。

【浦添市の蔵書】

浦添市については、全国 1 市当り平均193千冊に対し164千冊の85.0%であるが、全国市の 1 館当り及び県内の 1 市・1 館当りの平均蔵書数を大きく上まわっている。

平成 2 年度表 7 の全国市・町村立公共図書館の図書購入費に係る全国市・町村と県内市・町村及び浦添市の比較について、

(1) 対象市・村町数

全国：市-674市のうち627市で設置率93.0%

※前年度より16市の設置増。

町村-2,534町村のうち542町村で設置率21.4%

※前年度より28町村の設置増。

県内：市-10市のうち 6 市で設置率60%

町村-43町村中、 5 町村で設置率1.2%

※前年度より市・町村とも増加なし。

(2) 対象館数

全国：市-1,301館（1市当り平均2.1館）

※前年度より15館の増加。

町村-553館（1町村当り平均 1 館）

※前年度より22館の増加。

表 5 平成元年度 公共図書館（県・市・町村立）蔵書の全国平均と県内の県立・市・町村立及び浦添市の比較

県・市・町村	蔵書数 都道府県 蔵書数	市 蔵書 数	町 蔵書 数	合 計 (イ+ロ+ハ)
A、全国 県・市・町村 平均 蔵書 数	518千冊	2,567千冊	381千冊	3,466千冊
(1) 県・市・町村 当りの 平均 蔵書 数	518	193	34	745
(2) 県・市・町村 1 館 当りの 平均 蔵書 数	356	92	33	481
B、沖 縄 県 蔵 書 数	278	580	77・8	935・8
(1) 県内 1 市・町村 当りの 平均 蔵書 数	278	97	16	391
(2) 県 内 の 県 ・ 市 ・ 町 村 1 館 当 り の 平 均 蔵 書 数	93	64	16	173
C、A に 対 す る B の 比 較	53.7%	22.6%	20.4%	27.0%
(1) A - (1) に 対 す る B - (1) の 比 率	53.7	50.3	47.1	52.5
(2) A - (2) に 対 す る B - (2) の 比 率	26.1	69.6	48.5	36.0
D、浦 添 市		164千冊		
(1) A - (1) ロ に 対 す る 浦 添 市 の 比 率		85.0%		
(2) A - (2) ロ に 対 す る 浦 添 市 の 比 率		178.3		
(3) B - (1) ロ に 対 す る 浦 添 市 の 比 率		169.1		
(4) B - (2) ロ に 対 す る 浦 添 市 の 比 率		256.3		

※県立278千冊（本館190・宮古48・八重山40）

表6 平成元年度

県内市町村における蔵書数及び奉任人口1人当りの冊数状況

市 町 村	蔵 書 数	奉 任 人 口	蔵 書 数	奉 任 人 口 1 人 当 り の 蔵 書 数	年 間 増 加 冊 数
浦 添 市		89千人	164千冊	1・96冊	170百冊
那 覇 市		310	183	0・59	250
沖 縄 市		107	67	0・63	150
名 護 市		52	72	1・38	30
平 良 市		34	55	1・62	30
石 垣 市		43	39	0・91	440
小 計		635	580	0・91	1,070
城 辺 町		10	8・8	0・88	29
金 武 町		10	27・9	2・79	22
本 部 町		15	14・0	1・10	25
知 念 村		6	15・0	2・50	11
多 良 間 村		1・7	12・1	7・12	10
小 計		42・7	77・8	1・88	97
合 計		677・7	657・8	0・97	1,167

※那覇市183千冊（中央84・久茂地34・小禄南33・首里32）

県内：市－9館（1市当り平均1.5館）

町村－5館（1町村当り平均1.0館）

※前年度より市・町村とも増加なし。

【1 県当りの図書購入費】

全国市・町村平均額（A－ハ）418,562千円に対し、県内市町村額（B－ハ）132,625千円は31.7％となっており、前年度より40,620千円、69％伸びているが、依然としてその格差は大きいといえる。

全国的に図書館の設置率は、市93.0％、町村21.4％で、年間の設置市町村は44市町村の設置増となっており、図書館数についても年間37館が増加となっているのに比べて、県内市町村は増加もなく、全国市町村との格差は公共図書館設置率の低さが要因と思われる。

【1 市・町村当りの図書購入費】

全国1市町村（A－(1)－ニ・ホ）当りの平均額は、市26,771千円、町村4,850千円に対し、県内1市町

村（B－(1)－ニ・ホ）当りの平均額は市20,050千円、町村2,466千円。1市当りの全国平均に対する県内1市当りの図書購入費が前年度より20％伸びているのは、石垣（対前年21,291千円）、沖縄（対前年12,375千円）、那覇（対前年3,500千円）等40,068千円の大幅な増加が要因となり、前年度55.6％から75.6％と伸びている。

浦添市については、全国の1市当り及び県内の1市当り平均額ともうわまわっている。

【市・町村1館当りの図書購入費】

全国1館（A－(2)－ニ・ホ）当りの市町村平均額は、市12,585千円、町村4,754千円に対し県内1館（B－(2)－ニ・ホ）当りの市・町村平均額は、市13,366千円、町村2,466千円に対する1館当りの平均額については前述の3市などの増加蔵書の要因によって全国平均1館当りの図書購入費を上まわっている。

浦添市については、全国平均・県内平均とも1館

表7 平成2年度 全国市町村立公共図書館の図書購入費に係る全国市・町村と県内市・町村及び浦添市の比較

市町村	図書購入費 資 料 費	ロ 1 人 奉 任 人 の 資 料 費	ハ 資料費のうち 図書購入費	ニ 図書購入費のうち 市分	ホ 図書購入費のうち 町村分
A、全国市町村平均額	499,410千円	201円	418,562千円	361,413千円	57,149千円
(1) 1市・町村当りの平均額				26,771	4,850
(2) 1館当りの平均額				12,585	4,754
B、県内市・町村平均額	155,196千円	230円	132,625千円	120,297千円	12,328千円
(1) 県内1市・町村当りの平均額				20,050	2,466
(2) 県内1館当りの平均額				13,366	2,466
C、全国市町村平均額に対する 県内市町村の比率	31.1%	114.4%	31.7%	33.3%	21.6%
(1) 全国1市町村平均額に対する 県内1市町村平均額の比率				75.6	50.8
(2) 全国1館当りの平均額に対する 県内1館当りの平均額比率				106.2	51.9
D、浦 添 市	31,337千円	308円	27,666千円	27,666千円	
全国1市当りの図書購入費 平均額に対する浦添市の比率				103.3%	
全国1館(市分)当りの図書購入費 平均額に対する浦添市の比率				219.9	
県内1市(市分)当りの図書購入費 平均額に対する浦添市の比率				138.0	
県内1館(市分)当りの図書購入費 平均額に対する浦添市の比率				207.0	

当りの平均額を大幅に上まわっている。

【浦添市の図書購入費】

浦添市の図書購入費に27,666千円は、全国1市・1館当り及び県内の1市・1館当りの平均額を上まわっている。

平成2年度表8にみる公共図書館（県・市・町村立）蔵書の全国平均と県内の県立・市立・町村及び浦添市の比較について、

- (1) 対象市・町村数及び館数については表7の説明と同様である。
- (2) 県－47都道府県、県立館数67館。

【1県当りの蔵書】

全国の県・市・町村（A－ニ）の1県当りの平均蔵書数3,731千冊に対し、沖縄県蔵書数（B－ニ）1,073・5千冊の28.8%であり、前年より1.8%増加し

ているが、依然として少ない蔵書状況である。

【1市・町村当りの蔵書】

全国1市・町村当りの平均蔵書数（A－(1)・ロ・ハ）市204千冊・町村36千冊に対し、県内1市・町村当りの平均蔵書数（B－(1)－ロ・ハ）市115千冊・町村18千冊はそれぞれ56.4%と50.0%となっており、少しのびているが、全国的には約半分である。

【市・町村1館当りの蔵書】

全国市・町村の1館当りの平均蔵書数（A－(1)－ロ・ハ）市97千冊・町村35千冊に対し、県内市町村平均蔵書数（B－(2)－ロ・ハ）市76千冊・町村18千冊はそれぞれ78.4%・51.4%となっており、少ない蔵書状況である。

【県立の蔵書】

県立分については全国1県当り平均蔵書数536千冊に対して、県立299千冊で55.8%である。又、1

表8 平成2年度 公共図書館（県・市・町村立）蔵書の全国平均と県内の県立・市・町村立及び浦添市の比較

蔵書数 県・市・町村	イ 都 道 府 県 蔵 書 数	ロ 市 蔵 書 立 数	ハ 町 蔵 書 立 数	ニ 合 計 (イ+ロ+ハ)
A、全国県・市・町村平均蔵書数	536千冊	2,776千冊	419千冊	3,731千冊
(1) 県・市・町村当りの平均蔵書数	536	204	36	776
(2) 県・市・町村1館当りの平均蔵書数	368	97	35	500
B、沖縄県蔵書数	299	687	87・5	1,073・5
(1) 県内1市・町村当りの平均蔵書数	299	115	18	432
(2) 県内の県・市・町村 1館当りの平均蔵書数	100	76	18	194
C、Aに対するBの比較	55.8%	24.7%	20.9%	28.8%
(1) A-(1)に対するB-(1)の比率	55.8	56.4	50.0	55.7
(2) A-(2)に対するB-(2)の比率	27.2	78.4	51.4	38.8
D、浦添市		181千冊		
(1) A-(1)ロに対する浦添市の比率		88.7%		
(2) A-(2)ロに対する浦添市の比率		186.6		
(3) B-(1)ロに対する浦添市の比率		157.4		
(4) B-(2)ロに対する浦添市の比率		238.2		

※県立299千冊（本館205・宮古51・八重山43）

表9 平成2年度 県内市町村における蔵書数及び奉任人口1人当りの冊数状況

蔵書数 市町村	奉 任 人 口	蔵 書 数	奉 任 人 口 1 人 当 り の 蔵 書 数	年 間 増 加 冊 数
浦 添 市	90千人	181千冊	2・01冊	174百冊
那 覇 市	309	208	0・67	250
沖 縄 市	108	82	0.76	175
名 護 市	52	75	1・44	29
平 良 市	34	58	1・71	50
石 垣 市	43	83	1・93	790
小 計	636	687	1・08	1,468
城 辺 町	10	11・7	1・17	29
金 武 町	10	30・1	3・01	22
本 部 町	15	16・5	1・10	11
知 念 村	6	16・1	2・68	14
多 良 間 村	1.7	13・1	7・70	10
小 計	42.7	87・5	2・05	86
合 計	678.7	774・5	1・14	1,554

※那覇市208千冊（中央95・久茂地38・小禄南38・首里37）

館当りは全国平均368千冊に対して、県立は100千冊の27.2%と低い状況であるが、県立については宮古・八重山各分館をそれぞれ1館となっているからである。

県立本館のみでは205千冊で55.7%である。

【浦添市の蔵書】

浦添市については、全国1市当り平均蔵書数204千冊に対し、181千冊の88.7%であるが、全国1館当りの平均や県内の1市・1館当り平均冊数を大幅に上まわっている。

おわりに

3年間の図書購入費や蔵書数について比較してきたが、全国の県・市・町村に対し、県内の県・市・

町村を少しずつではあるが、上昇傾向にある増額・増冊になっている。県内市においては全国市の平均に近い伸び率となりつつあり、今回の比較対象には該当しなかったが、最近開館の宜野湾・具志川・石川の各市立図書館によって更によくなっていくものと思われる。

今後の課題として、町村における公共図書館設置である。全国町村の設置率21.4%に対して、県内43町村のうち5町村の設置で設置率1.2%であり、町村のうち5町村の設置で設置率1.2%であり、中央公民館併設の図書館では住民の要求に応えるには不十分と思われるので、町村立公共図書館設置促進が要望されることがある。

明 洪 武 朝 の 中 琉 関 係

曹 永 和
外間みどり訳

1 前 言

近代以前の東アジア国際政治機構は中国を中心とした朝貢＝冊封体制の下で行なわれた。これは古代以来、長い歳月を経て形成された中国伝統の天下秩序の観念に基づくものである。天下とは、中央に位置し文化の比較的高い華夏（中華）と文化の遅れた夷蛮戎狄の周辺諸国から組織される。中国の天子（皇帝）は、天命を受け、天下の君主となり、万民を統治し、天子の徳化を周辺に広く及ぼしていく。天子たる者には外という観念がなく、天下を合わせて一家とし、さらに進んで大同の理想社会の実現につとめるといふものである。①

天下の秩序を維持する模範は礼である。四夷の君長は、天下秩序の中では天子の外臣である。臣としての礼を守り、朝貢朝覲し、天子の命に従う。かつ天子は、藩属の君長に封号、賞賜を行い、保護を約束し、同時に藩属君長は互市の恩恵を享受する。しかしながら、これはただ中国を中心とする世界秩序の理想観念にすぎず、実際は中国と周辺諸国との力量の不均衡こそが天下秩序を維持する基盤である。これによって中国の皇帝は、外国の侵略に対する防備を厳重にし、夷狄のために中国の百姓が損なわれないようにする。「王者に外無し」、「天下を以て一家と為す」の理念はしばしば実情に合致せず、一つの政治神話にすぎず、実際の政治はあくまでも「華夷に別有り」である。この二つの考え方は、どの時代にも見え隠れしながら同時に存在した。そして中国の国力の盛衰によって、対外的に拡張を図る傾向にあったり、あるいは開放の姿勢をとったり、そうでなければ外界との往来を断絶するやり方をとった。だ

いたい開国当初は国力が豊かで、自信に満ちあふれている時期であるため、天下を以て一家を為す理想が抬頭してくる。しかし国力が振るわず、外界の脅威を受けたりすると、華夷を隔てる論調が盛んになってくるのであった。

明の太祖は貧農の出身で、かつて出家し飢饉を逃れるため各地を巡り歩いた。のちに紅巾軍に参加、頭角を現わし、ついには群雄を倒し、元帝を駆逐し、明朝を打ち建てた。その創業の過程で、太祖の理想も境遇の変化に随って移り変わっている。金陵に基礎を定めてから、天子の位に即くまでの言行には、彼が強い自信をもって、受命天子の王権思想を形成していったことが見い出せる。② このため太祖は開国当初、中国を中心とした国際秩序を再建し、周辺諸国を詔諭する等を行った。その頒布した詔勅によると、いずれにも「王者に外無し」、「天主を共にす」の伝統的観念が見える。一方、太祖は元朝を駆逐し、異民族統治から漢民族の世を回復したが、ここでは「華夷に別有り」の民族主義的観念を備え持っていたと言える。このように太祖は相反する二つの考えを合わせ持つと同時に、東征西討・南略北伐によって、一步一步着実にその制圧地域を拡大強固にしながら、遂に新王朝を創設したのであった。彼は明朝の創設者であり、伝統的な神話を信じるとともに、政治の現実に対しても透徹した才識を備え、物事の処理には特に細心慎重であり、虚偽を取り除き、実を重んじ、浮言妄言を尊ばなかった。このため太祖の周辺諸国に対する基本的態度は、稽古定制であり、天命の帰依する所が天下の主であると信じた。そうして内に中華、外に夷狄と、華夷の別を強調し、更に国の安定を確固たるものにするため、特

に慎重を期した。それゆえ過去のいかなる王朝に比べても、朝貢体制と貢舶貿易が徹底され、海禁政策が強行された。従って対外交通はただ朝貢貿易制度の下でのみ許されたのであった。

しかし観念は観念であり、太祖の対外政策には実際の政治に順応している面もある。洪武期に入貢してきた周辺諸国のうち、琉球詔諭の時期は他国と比べて遅かったが、東海の小さな島国である琉球が受けた優遇は非常に手厚いものであった。本文は洪武期の中琉関係を通して、太祖の海洋交通政策の一面とその政策の影響を考察するものである。③

2 明以前の東海交通史上の琉球

太祖は洪武元年正月乙亥（初四日）〔1368年1月23日〕 皇帝に即位し、新王朝を建国した。その時、陳友諒・張士誠等の強敵はすでに亡ぼされていたが湯和等は閩粵を経略中であり、徐達等は大軍を率いて北伐中であり、国家統一事業は未完成であった。この年間7月、元帝は大都を放棄し上都に出奔、徐達等は8月に大都入りを果した。ここで太祖は歴代の伝統的方法によって、使者を各国に派遣して詔諭し、新王朝の成立を高らかに天下に告げたのであった。『明太祖実録』（以下『明実録』と記す）の記載によれば、洪武元年十二月壬辰（26日）〔1369年2月3日〕 符寶郎の僕斯を遣わし高麗王王顥を詔諭、また同日、知府易済を安南に遣わし詔を頒布した2件の記事が最初の詔諭である。④ その後、洪武二年正月乙卯（20日）〔1369年2月26日〕には、即位したことをもって、使者を派遣、日本、占城、爪哇、西洋諸国を詔諭した。⑤ 洪武三年六月戊寅（21日）〔1370年7月14日〕には、沙漠を平定、元が滅び明が興ったことをもって、使者を派遣し、雲南・八番・西域・西洋瑣里・爪哇・畏吾兒等の辺境地域及び周辺諸国を詔諭した。⑥ 同年8月辛酉（初五日）〔1370年8月26日〕には、呂宗俊等を遣わし、暹邏国を詔諭。⑦ 同月戊寅（22日）〔1370年9月12日〕には趙述等を三仏齊、張敬之等を浡泥、郭微等を真臘に派遣している。⑧ その間南海諸国は陸続として、詔諭に応じ使者を派遣し朝貢してきた。ただ琉球に

対しては、詔諭の時期が最も遅かったといえる。『明実録』卷七一、洪武五年正月甲子（16日）〔1372年2月20日〕の条に次のようにある。

遣楊載持詔諭琉球國。詔曰：皇帝王之治天下，凡日月所照，無有遠邇，一視同仁。故中國奠安，四夷得所，非有意於臣服之也。自元政不綱，天下兵爭者十有七年。朕起布衣，開基江左，命將四征不庭。西平漢主陳友諒，東縛吳王張士誠，南平閩越，戡定巴蜀，北清幽燕，奠安華夏，復我中國之舊疆。朕爲臣民推戴，即皇帝位，定有天下之號曰大明，建元洪武。是用遣使外夷，播告朕意。使者所至，蠻夷酋長稱臣入貢。惟爾琉球在中國東南，遠處海外，未及報知。茲特遣使往諭，爾其知之。⑨

（読み下し）

楊載を遣わし詔を持たせ琉球国を諭さしむ。詔に曰く：昔、帝王の天下を治めるや、およそ日月の照らす所、遠爾有るなく、一視同仁たり。故に中国奠安たれば、四夷所を得る。意は之を臣服するに有らざるなり。元政綱らざりてより、天下兵争すること十有七年。朕布衣より起り、基を江左に開き、將に命じて不庭に四征せしむ。西は漢主陳友諒を平らげ、東は吳王張士誠を縛り、南は閩越を平らげ、巴蜀を戡定し、北は燕を清幽し、華夏を奠安し、我が中国の旧疆を復す。朕、臣民の為に推戴され、皇帝の位に即き、天下の号を定有し大明といい、洪武と建元す。是を以て使いを外夷に遣わし、朕が意を播告せしむ。使者の至る所、蛮夷の酋長は臣と称して入貢せり。ただ爾琉球は中国の東南に在りて、遠く海外に処し、いまだ報知するに及ばず。茲に特に使いを遣わし往諭せしむ。爾其これを知れ。

上に引いた詔書の主旨は、安南やその他の周辺諸国に与えたものとはほぼ同じである。太祖はまず天下秩序の理念を表明し、次に元朝が徳を失ったことを述べ、天下は十有七年の兵乱を経て、平和を回復、大明帝国が建国したという。使者を外夷に派遣したところ、それぞれ臣と称して入貢してきたが、琉球にはまだ報知していなかったのもので、ここに特に使者を

派遣し、詔諭するというものである。琉球は中国皇帝の命を奉じたのに応じて、臣と称して入貢した。この詔書は伝統思想によって天命が明帝国に帰依し、天下秩序が再建されたことを表明し、琉球に帰服を諭したものである。また『明実録』同年十二月壬寅(29日)〔1373年1月23日〕に次のようにある。

楊載使瑠球國、中山王察度遣弟泰期等、奉表貢方物。詔賜察度大統曆及織金文綺・紗羅各五匹、泰期等文綺・紗羅襲衣有差。^⑩

(読み下し)

楊載、瑠球国に使いするに、中山王察度、弟泰期等を遣わし、表を奉じて方物を貢す。詔して察度に大統曆及び織金文綺・紗羅各五匹、泰期等に文綺・紗羅襲衣を賜うに差有り。

琉球国中山王察度が表を奉じ臣と称し入貢し、中琉の正式な国交が開始された。ここで琉球は初めて中国を宗主国とする東アジア国際秩序の中に入り、大明帝国によって東アジア国際社会の一員として承認された。

それでは何故に、太祖はこの時になって初めて使者を琉球へ派遣し詔諭したのだろうか。この問題を検討する前に、私たちはまず当時、琉球の東アジアでの状況が、いかなるものであったかを理解しなければならない。琉球の初期の歴史資料は極めて乏しい。琉球人が編纂した史書の中で最も早いものは、順治七年(1650年)に向象賢が編集した『中山世鑑』である。故に初期の歴史は主に中国史籍等の外国文献、『歴代宝案』及び若干の琉球金石文や古文書によって再構成されたものである。琉球からすれば、大明帝国の藩属となって初めて文字を有する歴史時代に入ったことになり、これは実に重要である。

周知の如く、明以前においては『隋書』流求伝以来、中国の古籍には「流求」(或いは琉球、瑠求等)の名称がでてくる。その地はつまるところ今日の台湾を指しているのか、それとも今日の琉球(沖縄)を指しているのだろうか。文献の解釈と考証によると、この論争はすでに百年を超えている。隋代以後の流求に関する史料は、大部分が『隋書』を踏襲したものである。これについて筆者はかつて『隋書』・『諸番志』・『文献通考』・『宋史』中の流求(琉球)関係

史料を詳細に比較対照したことがある。『諸番志』・『文献通考』・『宋史』の三書は、内容に詳細か、簡略かあるいは削除かという違いはあるものの、なお大部分が『隋書』の流求伝を踏襲している。その中で流求の地理的位置、境界の変更や新しく加わった昆舍耶に関する資料は、宋人の地理上の知識を示している。『隋書』に謂く「流求國、居海島之中、當建安郡東」(流求国は海島の中に居り、建安郡の東に当たる)とある。しかし三書はすべて「泉州之東」と書き、ともに澎湖を記している。『諸番志』の昆舍耶国条には、「有海島曰澎湖、隸晉江縣、與其國密邇、煙火相望」(海島有り、澎湖と曰う、晉江縣に隸し、其の国と密邇し、煙火相い望む)とある。『宋史』と『文献通考』では字句がやや異なる。「隸晉江縣、與其國密邇」(晉江縣に隸し、其の国と密邇す)が削除され、「有(海)島曰澎湖、煙火相望」(海島有り、澎湖という、煙火相い望む)を流求国の条文頭の「泉州之東」の後に続けている。または真徳秀撰の『西山先生真文忠公文集』巻八所収「申樞密院措置沿海事宜狀」の中で、永寧寨について「其地闡臨大海、直望東洋、一日一夜可至澎湖、澎湖之人、遇夜不敢舉煙、以爲流求國望見、必來作過」(其の地は大海に闡臨し、直かに東洋を望む。一日一夜にして澎湖に至たるべし。澎湖の人は、夜に遇うも敢えて煙を挙げざるは、以為うに流求国が、望見して、必ず来りて過いを作すがためなり。)と記しているので、筆者はこの宋代の史料に記す流求は台湾を指していることがわかった。

およそ流求に関する史料の記載には、一つの共通した特色がある。すなわち当時の読書人は流求の習俗については『隋書』を踏襲しているだけで、流求と中国大陆との関係については「産無奇貨」(産に奇貨なし)、地元民は「尤好剽掠」(尤も剽掠を好み)、故に「商賈不通」(商賈通ぜず)とある。従ってこれら宋代の史料は台湾の状況と符合し、まさに今日の台湾を指していると思われる。^⑪ では沖縄島である琉球国は、いったい何時頃中国人によって知られるようになったのであろうか。これに関して、私たちは『隋書』流求伝を踏襲していない琉球関係史料を多く見つけ出し、研究、考察をおこなう必要が

あると思う。

魏徵、長孫無忌等が『隋書』を勅撰して以降、唐代の流求関係史料には、『隋書』流求伝を踏襲する系統に属さない韓愈の「送鄭尚書序」と柳宗元の「嶺南節度使饗軍堂記」の二文がある。『昌黎先生文集』卷二一の「送鄭尚書序」には、

嶺之南其州七十，其二十二隸嶺南節度府，其四十餘分四府。……其南州皆岸大海，多洲島，颿風一日踔數千里，漫瀾不見蹤迹。控御失所，依險阻，結黨仇。機毒矢以待將吏。撞搪呼號，以相和應。蜂屯蟻聚，不可爬梳。好則人，怒則獸。……其海外雜國，若耽浮羅、流求、毛人、夷、亶之州，林邑、扶南、真臘、干陀利之屬，東南際天，地以萬數、或時候風潮朝貢，蠻胡賈人，舶交海中。⑫

（読み下し）

嶺の南のかた其れ州が七十あり、其の二十二は嶺南節度府に隸し、其の四十余は四府に分つ。……其の南のかた州は皆大海に岸し、洲島多し。風に颿して一日數千里を踔え、漫瀾として蹤迹を見ず。控御せんとするも所を失えば、險阻に依て、党仇を結び、毒矢を機て以て將吏を待つ。撞搪呼号して、以て相和應し、蜂屯蟻聚して、爬梳する可からず。好ければ則ち人、怒れば則ち獸たり。……其の海外の雜國、耽浮羅、流求、毛人、夷・亶の州、林邑、扶南、真臘、干陀利の属の若きは、東南のかた天に際し、地は万を以て数う、或る時は風潮を候ちて朝貢し、蠻胡の賈人は舶もて海中に交わる。

とある。これは八世紀から九世紀の頃に嶺南から往来する海外諸国を見たもので、東方には耽浮羅、流求、毛人、夷州、亶州、南方には林邑、扶南、真臘干陀利の国々がある。また柳宗元の「嶺南節度使饗軍堂記」には、

唐制，嶺南爲五府。府部州以十數。其大小之戎，號令之用；則聽于節度使焉。其外大海多蠻夷，由流求、訶陵、西抵大夏、康居、環水、而國以百數，則統于押蕃舶使焉。⑬

（読み下し）

唐制に嶺南は五府為り。府は州を部すること十

を以て数う。其の大小の戎、之に号令して用いんとすれば、則ち節度使に焉を聴く。其の外大海の多くの蠻夷は、流求、訶陵より、西は大夏、康居、環水に抵り、而して国百を以て数うれば、則ち押蕃舶使これを統べしむ。

とあり、柳宗元も嶺南と往来する海外諸国を示し、流求の名を列举している。

北宋時代にも流求に関する記載がある。それは蔡襄撰の『荔枝譜』第三に見えており、

福州種殖最多，延貽原野洪塘、水西尤其盛處，一家之有，至於萬株。……初著花時，商人計林斷之，以立券。若後豐寡商人知之，不計美惡，悉爲紅鹽者，水浮陸轉，以入京師，外至北戎西夏，其東南舟行新羅、日本、流求、大食之屬，莫不愛好，重利以疇之。故商人販益廣，而鄉人種益多。一歲之出，不知幾千萬億，而鄉人得飫食者蓋鮮，以其斷林鬻之也。品目至衆，唯江家緣爲州之第一。⑭

（読み下し）

福州は種殖すること最も多く、原野洪塘にまで延貽し、水西は尤も其の盛なる処にして、一家有するや、万株に至る。……初めて花を著くる時、商人林を計えて之を断ち、以て立券す。若し後豊寡、商人之を知らば、美し悪しを計らず、悉く紅塩と爲し、水浮陸転して、以て京師に入る。外は北戎西夏に至り、其れ東南は新羅、日本、流求、大食の属に舟行す。愛好して重利以て之に疇せざるはなし。故に商人は販すること益々広く、而して郷人は種うること益々多し。一歳の出ずるや、幾千万億なるを知らず、而ども郷人は飫食を得る者蓋し鮮く、其の断林を以て之を鬻ぐなり。品目の衆きに至っては、唯だ江家縁は州の第一為り。

とある。福州は荔枝の生産が盛んで、紅塩法によって加工された荔枝は、中国内外で非常に喜ばれ、流求もその輸出国の一つであったことがわかる。この記事は前述した唐代の二文と比べて、記載はさらに具体的であり、福州と流求の間にはすでに交易があった。その地名の順序からすると、福州と新羅、日本、流求は一つの東海商業圏を形成していたと考

えられる。

次に、李復撰の『滴水集』巻五「與喬叔彦通判」の書簡には、

某嘗見張丞相士遜知邵武縣日，編集閩中異事云：泉州東至大海一百三十里，自海岸乘舟，無狂風巨浪，二日至高華嶼，嶼上之民，作鯨鯢鮓者千計；又二日至龜嶼，龜鼉如玳瑁；又一日至流求國。其國別置館於海隅，以待中華之客。每秋天無雲，海波澄靜，登高極望，有三數點如覆釜。問耆老云：是海北諸夷國，不傳其名。流求國，隋史書之不詳，今近相傳所說如此。去泉州不甚遠，必有海商往來，可尋之。訪其國事與其風俗、禮樂、山川、草木、禽獸、耕織、器用等事，並其旁之國，亦可詳究之。或得之，望錄示。聞有八州，南乃甌越，北乃禹貢揚州之地。山川奇秀，靈跡異事，彼所傳者必多，使輶按部歷覽可見，因風望詳書以付北翼深所望，將以補地志之闕也。某又啟。⑬

（読み下し）

某嘗て張丞相士遜の知邵武縣に見えるの日、閩中異事を編集して云う；泉州の東のかた大海一百三十里に至らんと、海岸より舟に乗る。狂風巨浪なくば、二日して高華嶼に至る、嶼上の民、鯨鯢鮓を作る者千計り；又二日して龜鼉嶼に至る。龜鼉の形は玳瑁の如し；又一日して流求国に至る。其の国別に館を海隅に置き、以て中華の客を待つ。毎に秋天は雲なく、海波澄靜にして、高きに登れば望を極め、三数点ありて覆釜の如し。耆老に問うに曰く；これ海北の諸夷国は、其の名を伝えず。流求国は隋の史書も之詳やかにせず、今近相い伝えて説う所は此の如し。泉州を去ること甚だしくは遠からず、必ず海商の往来有れば、之に尋ねるべし。其の国事と其の風俗、礼樂、山川、草木、禽獸、耕織、器用等の事を訪ねれば、並せて其の旁の国も亦之を詳究すべし。或いは之を得て録示することを望む。聞に八州有り、南は乃ち甌越、北は乃ち禹貢揚州の地なり。山川奇秀にして、靈跡異事、彼の伝える所の者は必ず多かるべし。輶をして按部せしめ歴覧見るべし、因って風望もて書を

詳らかにし以て北翼に付して深く望むところ
は、將に以て地志の闕を補うなり、某又啓す。
とある。李復、字は履中、祖先は開封の出身であるが、大中祥符年間に、父親が閩中地方の役人になったことから長安人となった人物で、元豐二年（1079年）の進士である。文中での流求の方位は泉州の東にあって、その航路は『隋書』の流求伝を踏襲している。「台湾論者」からすればそれは台湾だと解され、「沖繩論者」からすれば沖繩への道程だとされている。しかし文中に「其國別置館於海隅、以待中華之客」とあるのは、流求国が大陸沿海商人の往販の地となっており、流求国には華商を接待するための館が設置されていたことを示している。これはあきらかに『諸蕃誌』が述べている「無他奇貨、尤好剽掠、故商賈不通」の流求国とは異なる。前述した蔡襄の福州の荔枝が流求に販売されていたとした史料と相互に証明しあい、中「流」関係は、福建人が流求に往販し、流求では館を設置して来「流」の華商たちを接待していた。これは中国人の海外での活躍を示すものであり、「流求人」の海外発展の行為を示しているものではないと考えられる。

ところで南宋時代の流求に関する史料について、最近、黄寛重博士が二件の史料を紹介している。⑭ その一件は胡銓撰『宋廬陵胡澹庵先生文集』巻十一「答呂機宜」の書である。それには、

機幕之任甚艱哉，安撫公總統瓊崖儋萬四郡事，臨治所部，方千里之民，以輯陸海外，贊一人承流宣化，而隸府州之山海懸絕，夷獠獷悍，州率邊大海，多島嶼灣澳，舟乘飄風，一日跨萬里，邈不見形影。撫柔一失方，則據險阨，機勁挽強，相挺爲亂，如蝟毛而奮。又其海外雜國，若耽浮羅、琉球、毛人、夷亶之州，如黃龍入貢者，而又有林邑、扶南、眞臘，干陀利之屬，東南際天，其地以萬數。蠻商夷賈，舶交鯨鯢之淵。若海外帥得其人，則一邊貼妥，不相漁劫剽奪，無颶霧盲風怪雨發作，無節之失，故選帥常難其人。

（読み下し）

機幕の任の甚だ艱なるかな。安撫公、瓊、崖、儋、萬の四郡の事を總統す。所部を臨治するに方千里の民、以て海外と輯睦せんと、一人を贊

めて承流宣化せしむ。而れども府州に隸する山海は縣絶にして、夷獠獷悍、州は率ね大海に辺し、島嶼灣澳多し。船飄風に乘れば、一日にして万里を跨え、邈かに形影を見ず。撫柔せんとするも一たび方を失えば、則ち陰陋に拠って、挽強を機勁し、相い挺して乱を為し、蝟毛の如くして奮う。又其の海外の雑国、耽浮羅、琉球、毛人、夷・亶の州の若きは、黄龍入貢する者の如し。而して又た林邑、扶南、真臘、干陀利の属、東南のかた天に際し、其の地万を以て数うる有り。蛮商夷賈は、鱷鯉之淵に舶交す。若し海外の帥其の人を得れば、則ち一辺貼妥し、相い漁刼剽奪せず、颶霧盲風怪雨の発作する無く、節の失わること無し。故に帥を選ぶも常に其の人に難し。

とある。胡銓は江西省廬陵の人である。この書簡は黄寬重博士によって、胡銓がだいたい紹興十八年～二十五年（1148～1155年）の間、海南島に貶謫された時に書かれたものであると紹介された。そこでは海南島の治め難き状況を述べるとともに、海南島と商業往来のある海外諸国をあげている。その中には琉球の名もあがっている。しかし、これらの国名は北方東夷の耽浮羅や、琉球が宋時の地名を踏襲している以外、毛人、夷州、亶州等はすべて古文獻上の名称である。南海各国の地名の中で、林邑は二世紀末から八世紀中葉までのChampaに対する中国の名称であり、八世紀中葉から九世紀後半まで環王国と称され、以後十七世紀に至るまでは占城と呼ばれた。扶南は後漢以降とくに三国呉の時に康泰が派遣され、彼の報告によって人々に知られるようになった地であるが、七世紀になると真臘の抑圧を受けて衰退し、ついに滅亡した。干陀利は中国の史籍の記載では、『梁書』巻五四夷列伝と『南史』巻七八夷貊列伝の海南諸国の中に見え、おそらく現在のマレー半島西岸中部のKedahを指していると思われる。従ってこれら海外諸国の名称は往来していた実際の状況であるとはいえない。ここで再び前述した韓愈の「送鄭尚書序」と対比すれば、嶺南地方の治め難い状況と海南島の状況、海外諸国の排列順序などから、胡銓の述べているのは明らかに韓愈の文を踏襲している

と思われる。その他南宋の資料は、叙述が簡単すぎたり、或いはすでに周知のことであったりするので、ここでは紹介を省く。

元の蘇天爵輯『国朝文類』巻四「楽府歌行」に宋本が詠んだ「舶上謡」十首が所収されている。原注には「送伯庸以番貨事奉使閩浙」（伯庸の番貨の事を以て閩浙に奉使するを送る）とある。その第二首には「流求眞臘接閩婆，日本辰韓濊貊倭，番舶去時遺碇石，年年到處海無波」（流求・真臘は閩婆に接わり、日本・辰韓は貊倭に滅れる、番舶去りし時碇石を遺わすに、年年到る処の海、波無し）^⑪ とある。宋本（1281～1334年）、字は誠夫、大都の人で、伝は『元史』巻一八二列伝第六九にみえる。伯庸は馬祖常（1278～1388年）の字で、その伝もまた『元史』巻一四三列伝第三〇にみえる。虞集撰『道園学古録』巻三一「鄭氏毛詩序」の中に「故御史中丞馬公伯庸，延祐末奉旨閩海貨于泉南，觀于鄭氏得十數種以去，將刻而傳之」（故御史中丞馬公伯庸、延祐末、旨を奉じ海貨を泉南閩ぶ、鄭氏十數種を得て去るを觀るに、將に刻して之を伝う。）とあり、「舶上謡」は延祐（1314～1320年）末年に詠まれたことがわかる。元朝の海外貿易をみると禁止したり開放したりしているが、開放の期間が比較的長い。延祐元年（1314年）七月に下蕃市舶之禁を解いたが、延祐七年（1320年）の二、三月の間、權臣が私利を貪り海舶税を争ったため、七年四月には市舶司を廃止、商人の海外出港を禁止し、五月辛卯には使者を派遣し広東の貨に課税を行なった。^⑫ 馬祖常が命を受け、泉南で海貨調査を行なったのもこの時期である。「舶上謡」の第二首で詠んでいる当時馬祖常が到った地方に流求・真臘・爪哇・日本・朝鮮などの地がある。その第八首には「薰陸胡椒臘膂齊、明珠象齒駭鷄犀、世間莫作珍貴看、斛使英雄價儘低」（薰陸・胡椒・臘膂齊、明珠・象齒・駭鷄犀、世間珍貴と作して看る莫かれ、斛は英雄をして價もて盡く低くせしめよ。）とあり、当時、船で運ばれてくる商品が詠まれ、その大部分が南海の宝貨である。

又、元末の楊翮、字は文學、上元の人である。至正年間に休寧主簿に任官し、江浙儒学提舉を歴て、太常博士に選ばれ、至正二七年（1367年）に没した。

この年すなわち明の太祖の登極の前年である。楊翮撰『佩玉齋類藁』巻四の「送王庭訓赴惠州照磨序」（王庭訓、惠州の照磨に赴くを送るの序）に、

世傳嶺南諸郡近南海，海外眞臘、占城、流求諸國蕃舶歲至，象、犀、珠璣、金貝、名香、寶布，諸凡瑰奇珍異之物，實於中州者，咸萃于是。然其地特多瘴癘，又獠獠出沒爲生人患。曩時士大夫率憚往官焉。至正元年春南臺察掾王庭訓受官爲從事惠州行有日，某所友善故舊謂庭訓曰…^{①9}（読み下し）

世伝ふらく嶺南の諸郡は南海に近く、海外の眞臘、占城、流求諸国の蕃舶は歳ごとに至り、象・犀・珠璣・金貝・名香・宝布・諸凡の瑰奇珍異の物の、中州に宝たる者は、咸是より萃まる。然ども其の地特に瘴癘多く、又た獠獠出沒して生人の患と爲る。曩時の士大夫率むね官に往くを憚る。至正元年春、南台察掾王庭訓官を受けて、惠州に従事せんが爲に行くの有日、其友善故旧する所のもの庭訓に謂いて曰く：……とある。これは至正元年（1341年）に書かれたものである。嶺南と往来のあった地域の中に流求の名もあがり、品物の多くは南海の宝貨であったことが述べられ、また嶺南の地は熱病が多く、獠獠等の蛮族の出沒が患いとなっている状況も述べられている。

以上列举した明代以前の流求関係史料より、その記述には史料の継承や混同があるが、『隋書』流求伝に記載された産無奇貨、尤好剽掠、商賈不通の流求説以外に、福建や広東の商人が往来する流求の存在が見い出せる。ここにはあきらかに二つの流求が混同して存在している。福建や広東地方の商人の貿易対象であった流求は今日の琉球であり、商人の往来のなかった流求が今日の台湾であろう。これに対して、琉球には実証となるべき文献資料が欠けている。しかし近年来、琉球各地で大量に出土する中国陶磁器片はその物的証拠となる。

琉球の歴史年代によると、五つの時期に区分される。（一）「原始琉球」すなわち先史時代で、貝塚時代と前期グスク時代に分けられる。（二）「古琉球」すなわち洪武五年（1372年）明朝に入貢してから万暦三十七年（1609年）薩摩に征服されるまでの琉球国

独立時代である。（三）「近世琉球」薩摩藩支配の時代から1879年の明治政府による廃藩置県までである。（四）「近代沖縄」沖縄県となってから第二次世界大戦に至るまでの時期である。（五）「現代沖縄」沖縄県が戦場になり、日本の敗戦を経て、アメリカ合衆国の統治下に置かれ、日本に復帰、今日に至るまでの時期である。

城塞いわゆるグスクは琉球列島各地に分布する。北は奄美大島より南は八重山諸島に至るまで、三百余所の遺跡が知られ、その大部分は丘陵上に位置し、石囲いがなされている。年代でいえば十二世紀から十五、六世紀の中山王国時代である。近年来これらグスクの発掘調査により、非常に多くの中国陶磁器が出土した。中国陶磁器の出土した集落遺跡やグスクはすでに計四百余所に達している。現在のところ出土した最古の中国陶磁器は十二世紀の白磁である。九州産の滑石製石鍋等とともに出土したもので、おそらく九州を経てもたらされたものだろうと考えられている。十三世紀になるとこの種の遺跡の数は激増し、一か所の遺跡から出土する中国陶磁器の数量もまた増加する。それらの多くは福建同安窯などの系統である劃花文・蓮弁文・篋文青磁類の出土である。従って十三世紀にはすでに中琉の直接的な交易関係は確立されていたと言える。この交易は十四世紀初期には更に発展し、後期には陶磁器の出土量や出土する遺跡もきわだって増えている。^{②0} このように中国陶磁器の出土状況から、洪武五年官営の朝貢貿易が開始される以前、中琉間では南宋の頃よりすでに私貿易が行なわれ、元代から明初期にかけて、ますます盛んであったと考えられる。

これはまた琉球が原始部落社会より発展し、徐々に各島各地に割拠する豪族を形成していったことを示している。この宋元の時期、中国商船は来島し、沖縄本島や宮古、八重山等の主要な島々の豪族と交易を開始していた。これらの豪族が各地のグスクの主（按司）となり、勢力を形成し互いに覇を競い、明初にはついに三山鼎立の局面をなし、最終的には中山王によって統一された。元代には中国陶磁器の産量が激増、中琉間の交易は時代を画する進展があった。私はその主な原因は元の世祖の二度にわたる

日本出征にあると思う。これで両国関係は非常に険悪になり、一時的に相互往来が断絶された。慶元などの地や日本九州北部にあっては常に相方で嚴重な警戒がなされた。その後も民間商船の往来は依然として絶えることはなかったが、しかし互いにねたみ疑い、問題は極めて多かった。元代に中琉交易が盛んになっていったのは、まさにこの元日間の交易の需要供給の不均衡を補うものであった。従って琉球における中国陶磁器の出土状況と前述してきた明代以前の琉球交易に関する史料は、相互に証明しあえるので、琉球が元代以降、東アジアの海上において中日間の中継貿易を経営しつつ発展にむかっていたと想像するのは難くない。明太祖の詔諭は、琉球にとってはまさに元代の私貿易を正規の貢舶貿易に転じ、さらに促進発展させるものであった。

3 琉球の修貢と明太祖の優遇

『隋書』から『元史』までの史籍における琉球関係の記述は、台湾を指しているのがほぼ妥当で、それゆえに台湾説を採るものが比較的多い。しかし明太祖が使者を琉球に派遣し詔諭を行なったことに關して、楊載は何故に過去の史籍の記載に依らず、澎湖島と煙火相い望むところの琉球（台湾）に到り、ついには沖縄島に赴き関係を作り出したのであろうか。何故に明初から沖縄島の琉球国は、台湾の古の「流求国」と替わることができたのか。この変化のいきさつは、これまで十分な説明がなされていない。オランダの漢学者希勒格（Gustav Schlegel）の台湾説を受け継いだ和田清博士は、これを解説して：明の太祖はすでに天下を獲得、その威令を更めて周辺の国々に布告するために、楊載を唐宋以来聞こえ名高い地域、すなわち元代に討伐するも手柄のなかった琉球（すなわち台湾）に派遣した。ところが楊載は琉球（台湾）に到ると、その地の蛮族が首狩をし、人肉を食らうのを目の当たりにし、如何にしても招撫する見込みのないのに閉口してしまった。しかしながら帰国して招撫する方法がなかったと報告する訳にもいかず、冷酷な太祖の厳責処罰を恐れた。窮極の策として沖縄人を誘引して帰国し、これを琉球

（沖縄）朝貢使と報告して太祖を欺いたのであろう。確証はないが、このように考えて初めてこの事実を解釈することができるとしている。^{②①} 和田博士自身も、これは理論上当然の推測であるが、けっして事実の根拠があるわけではないと言っている。

それでは事実はいったい如何であろうか。明の太祖は建国の初め、天命の所在を宣揚し、特にその正統性を報じるために、周辺諸国を詔諭した。しかしながら太祖は、物事を処理するのに着実な考えをもって押し進めていく人物であり、虚飾を尊び荒唐無稽をする人ではなかった。故に周辺諸国の詔諭が一段落した後、天下を獲得したという虚名から、これまで往来のなかった首狩食人肉の琉球に使者を派遣し詔諭するはずはない。それにこの前年洪武四年九月辛未（22日）〔1371年10月30日〕の『明実録』では、上御奉天門、諭省府臺臣曰、海外蠻夷之國、有爲患於中國者、不可不討：不爲中國患者、不可輒自興兵。古人有言、地廣非久安之計、民勞乃易亂之源。如隋煬帝妄興師旅、征討琉球、殺害夷人、焚其宮室、俘虜男女數千人。得其地、不足以供給、得其民、不足以使令。徒慕虛名、自弊中土、載諸史冊爲後世譏。朕以諸蠻夷小國、阻山越海、僻在一隅、彼不爲中國患者、朕決不伐之。惟西北胡戎、世爲中國患、不可不謹備之耳。頓等當記所言、知朕此意。^{②②}

（読み下し）

上、奉天門に御し、省府の台臣に論して曰く、海外蛮夷の国、患を中国に為す者有らば、討たざるべからず；中国の患と為らざる者は、輒ち自ら兵を興すべからざる。古人に言有り、地の広きは安を久しくするの計に非ず。民の勞するが乃ち乱を易しくする源なり。隋の煬帝の妄りに師旅を興し、琉球を討伐し、夷人を殺害し、其の宮室を焚き、男女数千人を俘虜にするが如し。其の地を得るも、以て供給するに足らず、其の民を得るも、以て使令するに足らざるなり。徒に虚名を慕い、自ら中土を弊すは、諸史冊に載りて後世の譏りとなる。朕以うに諸蛮夷の小国は、山を阻み海を越え、一隅に僻在し、彼中国の患と為らざる者、朕は決して之を伐たず。

惟うに西北の胡戎は、世々中国の患と為るに、謹んで之に備えざるべからず。頓等当に言う所を記すべし。朕が此の意を知れ。

とあり、太祖は隋の煬帝が琉球を討伐した事例を挙げ、徒に虚名を慕うがために、海外に対して拡張政策を行なわないことを表明し、諸臣を戒めた上で翌年琉球を詔諭しているからには、かならず虚名以外に他の動機があると思われる。和田博士はまた楊載が命を奉じ台湾に赴こうとしていたのに、転じて沖繩に赴いたのは、舟人に騙されたか、或いは楊載自身が天子の詔勅を偽って、手柄を貪るための奸策だったとも述べている。^{②③} 楊載は、聡明厳格で、また猜疑心の強い太祖の命を受けて使者となったことから、彼がそんなに大胆に、敢えて命令を曲げ天子を欺けたかどうかは、やはり疑問である。

楊載が琉球への使者となる以前を調べてみると、彼は日本詔諭の使者となっている。これは『明史』巻三二一外国伝日本伝と『明実録』洪武二年二月辛未（6日）〔1369年3月22日〕の条に見える。^{②④} 楊載の経歴は『明史』には列伝がなく、ただ『明史藁』巻一八二列伝第二三の趙秩伝に附して：「又有楊載者、嘗官行人、凡再使日本。還、復使琉球、皆有功、帝嘉之、賞賚有加。」（又た楊載なる者有り、嘗て行人に官し、凡そ再び日本に使いす。還りて、復た琉球に使いするに、皆功有り、帝之を嘉みし、賞賚の加える有り。）とある。明初の中日関係については、すでに多くの中日学者の論著があるが、ただ楊載の経歴は不詳である。『明史藁』によると、楊載は二度日本へ派遣されているが、しかしながら『明実録』には僅かにその第一回目のみを記し、第二回目の記載はない。彼は二回目の派遣後、琉球への使者となった。彼は日本・琉球への使者としての功績が認められ、太祖より賞賜品を授った。和田博士は、おそらく楊載は日本に滞在している期間に、今日の琉球を知り、台湾は避けて赴かず、琉球を誘引しその奉表入貢を本物にみせかけたと言う。実際に楊載は九州で琉球の情報を得ていただけでなく、二回目の日本から帰国する時には、いまの琉球を経由したのであろうと述べている。嘉靖期の人で『籌海圖編』の実際の編者である鄭若曾の『鄭開陽雜著』

巻七「琉球圖説」では、

明洪武初、行人楊載使日本、歸道琉球、遂招之。其王首先歸附、率子弟來朝。太祖嘉其忠順、賜符印章服及閩人之善操舟者三十六姓、令往來朝貢。^{②⑤}

（読み下し）

明洪武の初、行人楊載日本に使いし、帰るに琉球に道き、遂に之を招く。其の王首先帰附し、子弟を率いて来朝す。太祖其の忠順なるを嘉みし、符印章服及び閩人の善く舟を操る者三十六姓を賜い、往來朝貢せしむ。

と明言している。また王圻撰『統文獻通考』巻二三五、四裔考、東南夷琉球にも、

皇明洪武初、三王遣使朝貢。壬子（洪武五年）、行人楊載使日本、歸道琉球、遂招之。王願内附、是年秋七月遣使貢方物、且請封爵、詔賜中山王察度、山南王承察各鍍金銀印。……^{②⑥}

（読み下し）

皇明洪武の初、三王使いを遣わし朝貢す。壬子（洪武五年）、行人楊載日本に使いし、帰るに琉球に道き、遂に之を招く。王内附せんと願い、是年秋七月使いを遣わし方物を貢し、且つ爵を封ぜられんことを請う。詔あり。中山王察度、山南王承察に各々鍍金銀印を賜う。……

とある。楊載は日本滞時に琉球を認識していただけでなく、日本より帰国する際には琉球を経由していたのである。また明初の金華の人、胡翰、字は仲子、洪武十四年（1381年）初刻の胡翰の文集『胡仲子集』には洪武十三年八月の宋濂の序がある。『胡仲子集』巻五の「贈楊載序」のこの文は、まさに同時代の史料である。

洪武二年、余客留京師、會楊載詔諭日本、自海上至京畿。詔復往使其國。四年秋、日本奉表入貢。載以勞入朝寵賚。即又遣使琉球。五年秋、琉球奉表、從載入貢。道里所經。余復見於大末、竊壯其行。丈夫生不爲將、得爲使、足矣。緩急折衝之間、一言得之、足爲中國重；一言失之、亦未嘗不爲夷狄侮笑。東南海中諸夷、國遠而險者、惟日本；近而險者、則琉球耳。由古以來、常負固桀驁、以爲中國不足制之。元入中國、所

統土宇、與漢唐相出入。至元中、嘗命省臣阿剌罕將兵討日本、未及其國、而海舟多漂覆不利。其後、又議取琉球、用閩人吳誌斗之言、不出師、而遣使往諭其國。留泉南者雖久之、訖不能達而罷。豈二國之不可制乎！亦中國未有服其心也。今載以一介行李、冒風濤之險、涉魚龍不測之淵、往來數萬里、如行國中。不頓刃折鏃、而二國靡然。一旦臣服、奉表貢方物、稽首拜舞闕下、此非人力、蓋天威也。天威所加、窮日之所出入、有國者孰不震疊。因其震疊而懷柔之、行人之事也。非有陸賈之辨、傅介子之勇、莫膺其任、而載慷慨許國、奮不顧身者、吾不知其何所負也。竊求其故、而於駙馬王公見之。公在閩中、嘗取漢太尉家法書以道載、欲其不失爲清白吏子孫。意者、夷人饒於貨寶、恆以此啗中國之使。中國之使受其啗、而甘之、鮮不覲於利者、使載不覲於利、則奉天威命、安往而不濟。苟覲於利、則雖奇丈夫檢狎小子之不若耳。幸加勉焉。國家委重、非特使事、蓋將授之以政矣。^{②7}

（読み下し）

洪武二年、余京師に客留するとき、楊載の日本を詔諭し、海上より京畿に至るに会う。詔ありて復た其の国に往使す。四年秋、日本表を奉じ入貢す。（楊）載入朝を勞するを以て寵賚さる。即ち又た琉球に遣使す。五年秋、琉球表を奉じ、（楊）載に従いて入貢す。道里の経る所なり。余復た大末に見ゆるに、竊かにその行を壯んにする。丈夫生きて將と為らざるも、使為るを得れば、足る。緩急折衝の間、一言之を得れば、中国の重しと為に足る；一事之を失えば、亦た未だ嘗て夷狄のために侮笑せざるはなし。東南海中の諸夷、国遠くして險なる者は、惟だ日本のみ；近くして險なる者は、則ち琉球のみ。古へより以来、常に負固桀驁し、以て中国之を制するに足らざると為す。元中国に入りて、統べる所の土宇は、漢唐と相出入す。至元中、嘗て省臣の阿剌罕に命じて兵を將いて日本を討たしむも、未だ其の国に及ばず、而して海舟多く漂覆して利せず。其の後、又た琉球を取らんと議するも、閩人吳誌斗の言を用いて、師を出さず、

而して使いを遣わし往きて其の国を諭せしめんとす。泉南に留まる者之を久くすと雖も、訖いに達する能わずして罷む。豈に二国の制すべからざらんや。亦中国も未だ其心を服するに有らず。今（楊）載一介の行李を以て、風濤の險を冒し、魚龍も測からざるの淵を涉り、往來すること数万里、国中を行くが如し。頓刀折鏃して二国靡然たり。一旦臣服すれば、表を奉じ方物を貢し、稽首して闕下に拜舞す、此れ人力に非ず、蓋し天威なり。天威の加うる所、日の出入する所を窮めるに、国を有する者孰れか震疊せざらん。因って其の震疊して之を懷柔するは、行人の事なり。陸賈の弁、傅介子の勇有るに非ざれば、其の任を膺する莫し。而して（楊）載は慷慨して国に許し、奮いて身を顧みざる者は、吾其れ何に負う所なるやを知らず。竊かに其の故を求むるに、而して駙馬王公之に見える。公閩中に在るとき、嘗て漢太尉家法書を取りて以て（楊）載に道う、其れ清白吏の子孫為るを失わざらんと欲せよ。意者に、夷人貨宝に饒み、恒に此を以て中国の使を啗かす。中国の使其の啗かしを受け、而して之に甘んじ、利に覲ざる者鮮し。（楊）載をして利に覲けざらしめば、則ち天の威命を奉じ、安往して済まず。苟しくも利に覲けば、則ち奇丈夫と雖ども小子に検狎するも之れ若ざるのみ。幸いに焉を加勉せよ。国家の委重は、特に使事のみに非らず、蓋し將に之を授けて以て政をなすなり。

この史料と『明実録』の記載によって、私達は楊載が洪武二年二月に命をうけて日本に派遣されたことがわかる。日本側の資料によると、彼らが日本に到着すると、征西府懷良親王（中国側資料では日本国良懷とある）は激怒して明使五人を殺害し、楊載と吳文華の二名を三か月間拘留した。^{②8} 胡翰の記述によると、楊載はこの年帰還し、再度日本へ使者として出向いているが、二回目の派遣日時は明記されていない。その後、四年秋、日本は表を奉じ入貢し、楊載は日本入朝の功をもって賞賜されたと記す。『明実録』の記載によると、洪武三年三月趙秩を派遣し、四年十月癸巳、日本は僧祖来を（趙）秩等に

随行させて入貢した。日本の入貢と趙秩の帰国は、胡翰の記述で言っている四年秋である。故に楊載の二回目の日本派遣は、或いは趙秩に随行して赴いたのかもしれない。『明実録』で僅かに趙秩のみを記すのは、楊載の地位が比較的低かったために、その名を省略して記録しなかったものと見られる。

前述したように洪武四年九月辛未（22日）、太祖は隋の煬帝が武力を侮り琉球に出征したことを省みて、徒に虚名を慕わないと表明、外に対しては積極的な拡張政策を採らなかった。この時太祖が認識していた琉球とは、すなわち『隋書』以来、史籍に記載される琉球（即ち台湾）だったが、同年十月楊載が帰国報告した琉球はすなわち沖縄（今の琉球）であった。こうして太祖は翌年正月甲子、再び楊載を琉球へ派遣した。故に楊載はけっして主君を欺き、功を貪ったのではない。いわゆる琉球の地理的認識については、前節で述べたように中国人は明代以前から、すでに混同して明確ではなかった。洪武四年秋冬、太祖は楊載の報告によって対琉球の地理認識を変え、再び楊載を派遣し琉球詔諭を命じた。この時太祖が琉球の入貢を詔諭したのは、洪武四年九月辛未に太祖が表明した対外的基本姿勢からみると、太祖が統治期において従来入朝のなかった海外の夷邦を1つ増やさんがために、始めて虚名に帰順したとは思わない。この時太祖は琉球の中日私貿易上の位置を知り、また倭寇の猖獗と大陸沿海の悪い輩が禁令を犯し結託しているのを鑑み、そこで洪武四年十二月丙戌に方国珍の残党や蘭秀山の無田の船戸を戸籍に登録し軍に組み入れ、同時に重ねて海禁を厳重にした。²⁹ これらの事実関係から、琉球の詔諭は、琉球を羈縻することと同じで、これによって倭寇に対する防備を計ったのであろう。³⁰

また、琉球詔諭のもう一つの原因は、楊載から琉球が馬を産することを聞き知ったことである。太祖は当時すでに帝位にあり、建国したとはいっても、統一の大事業は未完成であり、軍用馬の補充供給を非常に必要としていた。馬は、その速度と耐久力からみると、近代の機械、武器を使用する以前においては一種の活武器として活躍した。戦時にあっては、騎馬として軍用品を運搬し、あるいは乗馬として騎

馭馳騁・スパイ活動・翼衛包囲等その機動的攻撃力と防禦力とを発揮した。平時にあっては、駅馬として政令の伝達・王命の通達・四方賓客の送迎・官僚らの赴任や遠出を送迎する等、馬は軍事と国政の大事や天下を治めるためには、不可欠であった。また中国は昔から、主要な重大外患はすべて北方より来襲していた。この塞外の民族は遊牧騎馬民族であり、騎射に精通していたため、歴代ともに馬政を重視していたのである。群雄を滅ぼし、兵乱を平定、新王朝を創業した太祖は、遠大な謀事をたて入念な計画を作り、基礎を強固にし、熟考行動するという一人の戦略家であった。馬の重要性に対する認識も非常に明晰である。太祖が長江流域で群雄と覇権を争っていた時、その戦術は水軍を十分に利用し、その機動力を発揮させたものであった。しかし長江や他の河川地帯の戦いから離れると、彼は軍馬を重視しなければならなかった。馬はもともと草原の丘陵地に生育繁殖するもので、農耕地帯である中原はその生育には適さず、そのため昔から、絹や茶で西北の夷馬を購入することが多かった。明洪武朝の馬政については、王圻撰『統文獻通考』卷一六五兵考馬政の皇明の条に、「高皇帝時、南征北討、兵力有餘、唯以馬爲急。故分遣使臣、以財貨於四夷市馬、而降虜土目來朝、及正元萬壽之節、内外藩屏將帥、皆用馬爲幣、自是馬漸充實」（高皇帝の時、南征北討、兵力は余り有るも、唯だ馬を以て急となす。故に使臣を分けて遣わし、財貨を以て四夷より馬を市う、而して降虜の土目來朝し、正元万寿の節に及ぶや、内外の藩屏、將帥は皆馬を用いて幣とす、是より馬漸く充実す。）と記載されている。明朝が西北・西南や遼東の諸辺境に頼っていた馬の購入経路を確立する以前、つまり太祖が安定した軍馬供給源をもっていなかった時点においては、軍馬に対する必要性はもっと切迫していた。太祖は各種の方法を用いて馬匹を充実させた。私たちは『明実録』の記述により、太祖が皇帝即位前後の東西南北四方を征討していく過程の中で、彼の初期の馬の来源は、多くが城攻めや投降の受入れによって馬を獲得していったことがわかる。百瀬弘教授の「明代に於ける中国の外国貿易」によると、朝貢制度下での各朝貢国の貢品は、ほと

んどが中国上層階級が必要とする奢侈品や明朝の軍需品であり、その最たるものが馬であることがわかる。奢侈品の需要については太祖朝以後の事であって、生まれつき皇帝の子孫たちはさかんに奢侈品を求めた。しかし貧窮の出身で儉約を崇び、のちには民間での藩香・藩貨の使用までも禁止した太祖が求めたのは、軍需品であり、とりわけ馬であった。^{③①}

明清兩代の琉球に関する中国文献の多くが、琉球は馬を多く産し、価格が安いと述べている。たとえば、下記の如くである。

土産：……無熊熊豺狼虎豹等猛獸、是以多野馬、牛、豕。價廉甚、每一值銀二、三錢而已…。^{③②}
(読み下し)

土産：……熊・熊・豺・狼・虎・豹等の猛獸なく、是を以て、野馬・牛・豕を多くす。価の廉きこと甚だしく、每一值銀二、三錢のみ。

や、

土産：……野鮮熊熊豺狼虎豹猛獸、而獨出鹿；且富馬牛羊豕鷄，形多瘦削，其價極廉。^{③③}
(読み下し)

土産：……野に熊・熊・豺・虎・狼・豹の猛獸鮮なくも、而ども独り鹿を出す；且つ馬・牛・羊・鷄に富み、形は多く瘦削たるも、其の価は極めて廉し。

また、

馬、與中國無異，高七八尺者絶少。蹠躐善行山路，崎嶇上下，沙磧中不見顛蹶，此則其所習也。上下涉水則馳。地既多暖，冬草不枯，馬終歲食青，不識棧豆。故雖村戸下貧，亦皆畜馬，有事則斂用之，事過散還。村家亦有以馬耕者。^{③④}
(読み下し)

馬、中国と異なる無きも、高七八尺なる者絶えて少なし。蹠躐して善く山路を行き、崎嶇も上下し、沙磧中にも顛蹶するを見ずは此れ則ち其の習う所なり。山を上り水を涉れば則ち馳す。地既く多暖にして、冬も草は枯れず、馬は終歲青きを食ひ、棧豆を識らず。故に村戸の下貧なると雖ども、亦た皆馬を蓄え、事有らば則ち斂めて之を用ひ、事過れば散じて還す。村家も亦た馬を以て耕する者有り。

楊載は日本より琉球を経て帰国したので、当然琉球が馬を多く産することも知っていた。洪武五年楊載が命を奉じ使者として琉球に派遣されると、琉球中山王察度は弟の泰期等を楊載に随行させ、方物を入貢した。太祖は詔して察度に大統曆、織金文綺紗羅の各五匹を下賜している。^{③⑤} この時の入貢品の数量については全く記載はないが、しかし主に馬や硫黄等の土産であったと思われる。こうして正式に中琉関係が成立し、琉球は大明帝国を宗主国とする東アジア政治秩序の中の一員となり、文字を有する歴史時代に入ったのである。同時にこれ以後、琉球の名は初めて専ら今日の沖縄を指すことになり、再び台湾と混同されることはなくなった。洪武七年十月庚申(28日)、琉球国中山王察度は再び弟の泰期を派遣し入貢した。この時の入貢品も前回と同じように記載は簡略であるが、しかし「奉貢馬及方物」(奉じて馬及び方物を貢す)と明記され、馬は主要な貢品であった。^{③⑥}

太祖は洪武元年正月に皇帝を称したとは言っても、この時、徐達はまさに北伐の途中であった。この年閏七月元帝は大都を放棄し、上都に出奔した。二年六月常遇春は開平にて勝利をおさめ、元帝は和林へ逃れた。八月には陝西を平らげ、華北全域が明の版図に入ったが、長城以北は元朝の殘党勢力が依然として存在しており、北辺はなお輕視できない状況にあった。四年には湯和等に命じて明玉珍の夏を伐たせ、四川を平定したが、しかし西南・東北はなお平定できず、国境地帯の防備を繼續して行なわなければならなかった。洪武十四年には雲南を平定し、十六年に征南軍は京師に帰還したが、沐英を留めて雲南を鎮圧させた。洪武二十年には馮勝等に命じて納哈出を討伐させ、降服すると遼東は遂に平定され、ここに全国統一の大事業が初めて完成した。

洪武四年末から五年初めの一時期、軍馬を供給できる辺州は陝西のみで、茶を用いて馬と交易していた。^{③⑦} 当時辺馬は、まだ十分に供給できず、またその地は政治の中心地である江南より遠く離れていた。ただ洋馬は入手できたので、そこで周辺四夷より馬を求めたのである。高麗国王は代々元帝の駙馬であったが、高麗朝廷では親元派と帰明派の兩派が

争い、明と高麗の関係はすでに成立していたとは言っても安定の中での進展ではなかった。従って洪武五年琉球が忠順なる藩属国となり軍馬を供給できたことは、どのくらい運搬できるかにかかわらず、当時の太祖から、非常に歓迎された。こうして中琉関係は開始されるやいなや、太祖の優遇を受けることができたのである。『明実録』の記載によると、洪武五年以降、琉球中山王は七年、九年、十年、十一年、十三年、十五年とほとんど二年毎に入貢している。二十二年に入貢の記録がみえないのを除けば、十五年以降は毎年一貢ないし二貢、三貢と往来は更に密になっている。

洪武期には琉球が頻繁に入朝修貢に務めた以外に、太祖もしばしば使者を琉球に派遣した。『明実録』洪武七年十二月乙卯（24日）〔1375年1月26日〕の条には、

命刑部侍郎李浩及通事梁子名，使琉球國，賜其王察度文綺二十四，陶器一千事，鐵釜十口。仍令浩以文綺百匹，紗羅各五十匹，陶器六萬九千五百事，鐵釜九百九十口，就其國市馬。^③

（読み下し）

刑部侍郎李浩及び通事梁子名に命じ、琉球国に使いせしめ、其の王察度に文綺二十四、陶器一千事、鉄釜十口を賜う。仍浩に令して文綺百匹、陶器各五十匹、陶器六萬九千五百事を以て、就ち其の国において馬を市せしむ。

とあり、また洪武九年四月甲申朔（1376年4月19日）の条には、

刑部侍郎李浩還自琉球，市馬四十四，硫黄五千斤。國王察度遣其弟泰期，從浩來朝，上表謝恩，并貢方物。命賜察度及泰期等羅綺，紗帛，襲衣，韉襪有差。浩因言：其國俗，市易不貴絢綺，但貴磁器，鐵釜等物。自是，賜予及市馬，多用磁器，鐵釜云。^④

（読み下し）

刑部侍郎李浩還るに琉球より馬四十四、硫黄五千斤を市す。国王察度は其の弟泰期を遣わし、浩に従い來朝せしめ、表を上ばせ謝恩し、并せて方物を貢す。命じて察度及び泰期等に羅綺、紗帛、襲衣、韉襪を賜うこと差有り。（李）浩

の言に因るに：其の国俗市易するも絢綺を貴ばず、但だ磁器・鉄釜等の物を貴ぶ。是れより、賜予及び馬を市するは、多く磁器、鉄釜を用いよと云う。

とある。この二つの記事より、太祖が琉球馬を必要として、李浩を琉球に派遣し、文綺・紗羅や七万件近くの陶器及び鉄釜九百九十口を用いて、琉球で馬を購入させたことがわかる。李浩は馬と硫黄を購入した後、洪武九年四月一日に帰国した。『明実録』で記している馬四十四匹を購入したことについては、李浩が馬の産量が多く且つ価格も安い琉球に一年間滞在し、僅か馬四十四匹を購入しただけとは数が少なすぎるように思う。恐らく誤筆であろう。また琉球中山王は使者を李浩に随行させて來朝謝恩させたが、その時に奉じた貢物の数量も知られていない。しかし李浩の帰国報告では、琉球人が貴重とする物は絢綺等の珍貴な布地ではなく、磁器や鉄釜等であると述べている。また史料中の「自是賜予及市馬，多用磁器，鐵釜云」は、太祖が使者を琉球に派遣して馬を購入していたことは、ただこの一回だけではなかったことがわかる。洪武十五年二月乙丑（15日）〔1382年2月28日〕琉球国中山王察度はまた弟の泰期等を派遣入貢した。これに対し太祖は事例に照して察度及び使臣それぞれに賞賜を行った以外、「并遣尙珮監奉御路謙，送其使者歸國」（并せて、尙珮監奉御の路謙を遣わし、其の使者の帰国するを送らしむ）とあり、尙珮監奉御の路謙を派遣して、使者が帰国するのを送り届けさせたのである。^⑤ 路謙は帰国後、琉球の中山・山南・山北の三王が互いに覇権を争っていることを報告した。太祖は洪武十六年正月に、内使監丞梁民と路謙を派遣、それぞれに勅書を持たせて、戦いを停め民衆を保護するようにと勧告した。『明実録』の記載は少々長いので、ここで区分しながら述べると、

時琉球國、三王爭雄長、相攻撃。使者〔按即路謙〕歸言其故。於是遣亞蘭匏等還國，并遣使〔按即遣梁民、路謙〕、勅中山王察度曰：

『王居滄溟之中，崇山環海爲國。事大之禮不行，亦何患哉。王能體天育民，行事大之禮。自朕即位十有六年，歲遣人朝貢。朕嘉王至誠。命尙珮

監奉御路謙，報王誠禮。何期王復遣使來謝，今令內使監丞梁民，同前奉御路謙，齎符，賜王鍍金銀印一』。

『近使者〔按即路謙〕歸言，琉球三王互爭，廢農傷民，朕甚閔焉。詩曰：畏天之威，于時保之。王其罷戰息民，務脩爾德，則國用永安矣。』

諭山南王承察度，山北王帕尼芝生曰：

『上帝好生，寰宇之内，生民衆矣。天恐生民互相殘害，特生聰明者主之。邇者，琉球國王察度，堅事大之誠，遣使來報。而山南王承察度亦遣人，随使者入覲。鑒其至誠，深用嘉納。近使者自海中歸言，琉球三王互爭，廢棄農業，傷殘人命，朕聞之，不勝憐憫。今遣使諭二王知之。二王能體朕之意，息兵養民，以綿國祚，則天必祐之。不然，悔無及矣。』④

（読み下し）

「時に琉球国、三王雄長を争い、相い攻撃す。使者〔即ち路謙〕帰りにて其の故を言う。是において亜蘭匏等を遣りて国に還らしめ、并せて使い〔即ち梁民、路謙を派遣〕を遣わし、中山王察度に勅して曰く：

『王、滄溟の中に居て、崇山環海にして国を為す。事大の礼行われざるも、亦た何ぞ患えんや。王能く天を体し民を育み、事大の礼を行う。朕即位してより十有六年、歳ごとに人を遣わし朝貢す。朕、王の至誠なるを嘉みし、尚佩監奉御路謙に命じて、王の誠礼に報ゆ。何ぞ王復た使いを遣わし来謝するを期せんや。今、内使監丞梁民に令して奉御路謙と共に前ましめ、符を齎らし、王に鍍金銀印一を賜う。』

『近ごろ使者〔按ずるに即ち路謙〕帰りにて言わく、琉球三王互いに争い、農を廢て民を傷つくと。朕甚だこれを閔む。詩に曰う：天の威を畏れ、時に之を保たんと。王其れ戦を罷め民を息い、務めて爾が徳を修むれば、則ち国用永く安らかならん。』

山南王承察度・山北王帕尼芝に諭して曰く：『上帝生を好み、寰宇の内に生民衆し。天、生民の互相に殘害するを恐れ、特に聰明なる者を生みて之が主とす。邇者、琉球国王察度、事大

の誠を堅くし、使いを遣して来報す。而して山南王承察度も亦た人を遣わし、使者に随いて入覲するに、其の至誠なるを鑑み、深く用いて嘉納す。近ごろ使者海中より帰りにて言う：琉球三王互いに争い、農業を廢棄し、人命を傷殘すと。朕之を聞き、憐憫に勝えず。今使いを遣わし、二王に諭して之を知らしむ。二王能く朕の意を体し、兵を息い民を養い、以て国祚を綿めれば、則ち天必ず之を祐けん。然らざれば、悔いるも及ぶ無し』。

とある。ここには、三通の勅諭が列記されている。最初の1通は中山王に頒賜したもの、2通目は山南王、3通目は山北王に賜えたものである。この時の使者派遣は、争いをやめるよう戒告するためであったが、しかし『明実録』同年九月乙未(19日)〔1383年10月15日〕の条ではまた「内官梁珉〔案即前條梁民〕、以貨幣往琉球、易馬還。得馬九百八十三匹」(内官梁珉〔案ずるに即ち前条の梁民〕、貨幣を以て琉球に往き、馬を易えて還る。馬九百八十三匹を得る)④とあり、この琉球への使者派遣には、そのほかに馬を購入する目的もあったのである。これについては『明太祖御製文集』卷八に「諭琉球國王察度」と「諭琉球山北國王帕尼芝」の二通の勅諭が所収されている。察度に頒賜した勅諭と『明実録』の記載はほぼ同じであるが、さらに詳しく述べると、

『王居滄溟之中，崇山爲國，環海爲固。若事大之禮不行，亦何患哉。王能體天道，育琉球之民，尙好生之德，所以事大之禮興。自朕即位十有六年，王歲遣使人至，貢本國之土宜，朕甚嘉焉。特命尙佩監奉御路謙，報王誠禮，何期王復以使來致謝。朕今更專内使監丞梁民，同前奉御路謙，齎符，賜王鍍金銀印一顆，送使者歸。就於王處鬻馬。不限多少，從王發遣。故茲勅諭。』④

（読み下し）

王、滄溟の中に居て、崇山もて国と為し、環海もて固めと為す。若し事大の礼行われざるも、亦た何ぞ患えんや。王能く天道を体し、琉球の民を育み、好生の徳を尙ぶは、事大の礼興るなり。所以朕即位してより十有六年、王歳ごとに人を遣わし至らしめ、本国の土宜を貢す。朕甚

だ焉を嘉みし、特に尚佩監奉御路謙を命じて、王の誠礼に報い、何ぞ王復た使いを以て来たり謝を致すを期せんや。朕今更に専ら内使監丞梁民を奉御路謙と共に前ましめ、符を齎らし、王に鍍金銀印一顆を賜え、使者の帰るを送らしむ。就ち王の処に於いて馬を鬻ぐに、多少に限らず、王従り発遣されんことを。故に茲に勅諭す。

と記している。文末の「就於王處鬻馬，不限多少，従王發遣」より太祖は琉球の馬を需要していたことがわかる。以後洪武年間には、洪武二十一年七月戊寅（6日）〔1388年8月8日〕に、使者を遣わし故元王子地保奴を護送して、琉球に安置するという記載があるのみで、琉球への使者派遣は行われていない。^{④④}

琉球三王については、中山王の入貢が洪武五年から計30回を数える外、山南王は洪武十三年（1380年）から計13回、山北王は洪武十六年から10回を数える。従って洪武十六年に太祖の戦鬪を停め民を休息させよとの戒告を受けて以降、琉球の入貢回数は更に増していったことがわかる。これはまたそれ以後、太祖が琉球に使者を派遣して馬を購入する必要がなくなった原因の一つでもある。

もう一つの原因は、西北・西南辺州での茶馬交易である。すなわち洪武五年二月、まず陝西に秦州茶馬司が設置され、のち西南地方が平定されると洪武十六年・十七年以降は、四川・貴州・雲南等地方の馬交易は明らかに増加している。^{④⑤} また洪武二十年遼東が平定されると、東北馬の獲得も可能になった。高麗馬も陸路を経て、遼東への運搬が可能になり、これによって琉球が献上する馬は、洪武二十年代以降、その重要性を喪失してしまったのである。

太祖は、琉球が恭しく中国への修貢につとめるため、また琉球に彼が与える役割を十分果たしてもらうために、非常に琉球を優遇し、海舟及び航海にたけた人々を下賜し、琉球人が渡海入貢してくるのを援助した。中琉の公式関係が開始された当初、琉球人は少しの疑問もなく、明人の協力によって、航海交通の問題を解決していた。記録によると私たちは、洪武五年の最初の琉球使節は楊載の帰国に随って入朝したことがわかる。洪武九年には中山王察度が弟

の泰期を遣わし入貢、上表謝恩したのも、馬購入のため琉球へ赴いた李浩の帰国に随行して入朝している。洪武十五年琉球使者泰期、亜蘭匏等の入朝入貢も、帰国の際には、明使路謙によって送還された。また洪武十六年の入貢も、琉球は明使梁民等とともに帰国しており、同年の山南王の入貢も明使に随行して入朝したものであった等、^{④⑥} これらの史料により私たちは、琉球人の航海交通の一端を知ることができる。

太祖が、閩人を琉球に下賜したことに關しては、中琉の文献はともに記載しているところだが、ただ明代以降の各史書の記載はいずれも詳細さを欠いている。明代で現在みることのできる最も早期の記載は嘉靖十三年（1534年）の陳侃撰『使琉球録』であり、次のように述べられている。

我太祖之有天下也，不加兵，不遣使，首效歸附；其忠順之心，無以異於越裳氏矣。故特賜以閩人之善操舟者三十有六姓焉，使之便往來，時朝貢，亦作指南車之意焉耳。^{④⑦}

（読み下し）

我が太祖の天下を有するや、兵を加えず、使いを遣わさず、首効歸附に効う：其の忠順の心は、以て越裳氏に異なる無し。故に特に賜うに閩人の善く舟を操つる者三十有六姓を以てし、之をして往來を便ならしめ、特に朝貢するに、亦た指南車の意を作す。

これは太祖が洪武年間に琉球人の航海、朝貢を援助するために、特別に閩人の航海術にたけたもの三十六姓を下賜したことが、嘉靖年間には広く世に伝わっていたことを示している。いわゆる三十六姓が正確な人数を意味していたかどうかは、明らかではないが、これらの人々は明らかに「善操舟者」として、琉球の朝貢往來に便宜をはかる任務をもっていたと思われる。

明中期以後、閩人が下賜された時期については、いずれも詳細でなく、諸書はすべて洪武年間末あるいは永楽以前の事例としてとらえている。鄭曉撰『吾学編』四夷考琉球条・王圻撰『統文献通考』卷二三五の四裔考東南夷琉球条・万曆修『大明会典』卷一〇五琉球国・陳仁錫撰『皇明世法録』卷八〇琉

琉球国条では閩人の下賜を、均しく洪武二十五年中山王が子姪を派遣、国学に入学させた後に記載し、『明史藁』や『明史』では、洪武二十九年使者を派遣、入貢した後に記載、また嚴從簡撰『殊域周咨録』卷四琉球では、洪武三十一年亜蘭匏が入貢した後に記載している。従って文献上では、洪武二十五年以後の記述が比較的多いため、琉球側の資料である『中山世鑑』・『中山世譜』・『琉球国由来記』・『琉球国旧記』はすべて洪武二十五年としているのであろう。

閩人下賜の目的は、琉球人の修貢往来に協力するためであり、その最初はまさに中琉関係の設立の当初にあっている。『明実録』卷一一五永楽九年四月癸巳（初三日）の条には、

琉球國中山王思紹、遣使坤宜堪彌等、貢馬及方物。並以長史程復來表言：長史王茂、輔翼有年、請陞茂爲國相兼長史事。又言：復饒州人、輔其祖察度四十餘年、勤誠不懈。今年八十有一。請命到仕、還其鄉。從之。陞復爲琉球國相兼左長史、致仕還饒州。茂爲琉球國相兼右長史、仍賜坤宜堪彌等鈔幣、遣還。^{④⑧}

（読み下し）

琉球国中山王思紹、坤宜堪彌等を遣使し、馬及び方物を貢す。並せて長史程復の来表を以て言わく；長史王茂、輔翼すること有年、請ふらくは、茂を陞せて、国相と爲し長史の事を兼ねさせんと。又言わく；（程）復饒州の人、其の祖察度を輔けること四十余年、勤誠なることを懈らず。今年八十有一たり。請ふらくは、致仕を命じ、其の郷に還らせんことを。之に従う。復を陞せて琉球国相と爲し、左長史を兼ね、致仕して饒州に還らしむ。茂をもて琉球国相と爲し、右長史を兼ねせしめ、仍ほ坤宜堪彌等に鈔幣を賜い、遣還せしむ。

とある。文中で述べているように程復は琉球に到り勤務してからすでに四十余年たっている。その来琉の時期は、まさに洪武の初めである。王茂の勤務年数もおそらく大差はないだろう。また彼らが官職を辞して帰郷するにも、あるいは官職の叙陞にも、明廷に報告要請しなければならず、程復等が琉球へ派

遣されて修貢に手柄を立てたのは、太祖の初年であったと思われる。また『明実録』卷九三洪武七年十月庚申の条には、琉球中山王察度が弟の泰期等を派遣して、表文を奉り入貢してきた。そこで、太祖は察度や泰期等に文綺・紗羅を下賜し、同時に通事や従人にもそれぞれ鈔や靴襪を下賜したとあり、^{④⑨} ここでは通事の名は記していないが、中琉関係成立の当初には、すでに中国人通事が朝貢事務の責任を負っていた事実を推察ができる。

また下賜された人々は主に、航海技術に巧みで、琉球の修貢に協力従事させるためであったので、海舟の下賜も同時期であると考えべきであろう。前述してきたように、当時、太祖が琉球に忠順な藩属国となり、明朝廷に馬匹を進貢供給するよう切実に期待していた時、琉球人も航海にたけた人材や必要とする船隻を欠いていた。太祖が閩人の船戸や海舟を琉球に下賜したのは、まさに朝貢関係が設立した頃だった。洪武五年十二月琉球中山王の弟泰期が使者として、はじめて楊載に随行し、表文を奉じ朝貢した。泰期が中国から帰国する際、太祖は人員と海舟を下賜し、最初の琉球使節帰国の便宜をはかったと思われる。洪武七年の第2回目の進貢の時には、この第1回目の時に下賜された人員が舟を操縦し、通事の任務をも勤め、渡海進貢してきたのではない。程復の勤職年数より推算してもちょうどこの時期に符合するので、程復は洪武五年か六年に下賜された人員の一人だったといえるだろう。

その後、時折船隻が損壊した場合は、明当局は修理を施したり、あるいは再び新しく舟を下賜したりした。人員についても同じである。すなわち琉球で勤職する中国人が、年老いて帰郷したり、あるいは死亡および他の原因で人手が不足するような時、当然再び人員の下賜が行われた。従って人員や海舟の下賜は中琉関係の成立当初から、その後も随時必要に応じてなされたと思われる。文献上で海舟下賜に関して初見できるのは、『明実録』卷一七〇洪武十八年春正月丁卯（5日）〔1385年2月14日〕の条「……又賜中山王察度、山南王承察度海舟各一」（……又、中山王察度、山南王承察度に海舟各一を賜う。）である。^{⑤⑩} また、洪熙元年閏七月十七日の琉球国

中山王尚巴志の咨文には、

一件船隻事、近據使者步馬結制等告稱：今駕去永字等號海船貳隻，連年裝載方物，經涉海洋，往來朝貢。緣各船身及楨椳各損壞，過海驚險，恐後回國不便。據告切，緣卑國物料艱難，未能修辦，合咨乞照洪武永樂年間事例，煩爲奏聞，官爲修理各船，堅固楨椳齊備回國，庶得往來朝貢之用。咨請施行。^{⑤①}

（読み下し）

一件船隻の事、近頃使者步馬結制等の告に拠るに称すらく、今、永字等号の海船二隻に駕去し、連年方物を装載し、海洋を経渉し、往來朝貢するも、各々船身及び楨椳各々損壞するに縁り、海を過るに驚險して、後の回國便ならざるを恐れると。告に拠りて切うに、卑國物料艱難にして、未だ修弁すること能わざるに縁り、合に咨もて洪武永樂年間の事例に照さんことを乞う。煩為わくは、奏聞して、官各船の修理を為し、楨椳を堅固にして齊備して回國せしむれば、庶わくば往來朝貢の用を得ん。咨もて施行せられんことを請う。

とあり、琉球国王のこの要請に対して、明朝廷は翌年、海船一隻を下賜した。^{⑤②} これは宣徳朝の事例ではあるが、このような船隻の下賜、あるいは官が修理を行なう優遇措置は洪武年間には始まっていた。洪武初期以降、琉球は非常に優遇されていた。洪武末年に至ると、琉球は明朝から下賜された海船や琉球に奉仕する相当数の明人の存在によって、自前で朝貢往來でき、琉球馬がその存在意義を喪失したので、それ以後、明は琉球に使者を派遣して馬を購入しなくなった。

太祖は、国の基礎を維持、堅固にするため、沿海地方の不隠が明朝政権の安定に影響を及ぼすのを恐れた。このため明の對外政策は建国初年に前代の伝統により市舶司を設け、周辺諸国を詔諭して再び朝貢制度に組み入れ、徹底した政経一体の貢舶貿易を採用し、羈縻制圧を行なった。にもかかわらず後、市舶司を廃止し、国内では海禁政策を厳行した。以後、海禁は更に厳しくなり、對外的関係にも制限がますます多くなり、ひどい時には往來が絶たれた。

洪武二十七年には、とうとう民間での番香や番貨の使用が禁止された。洪武二十七年正月甲寅（14日）〔1394年2月14日〕の条には、

甲寅、禁民間用番香、番貨。先是、上以海外諸夷多詐，絕其往來。唯琉球、眞臘、暹羅許入貢。而緣海之人，往往私下諸番，貿易香貨，因誘蠻夷爲盜，命禮部嚴禁絕之。敢有私下諸番互市者，必質之重法。凡番香、番貨皆不許販鬻。其見有者，限以三月鎖盡。民間禱祀止用松柏楓桃諸香，違在罪之。其兩廣所產香木，聽土人自用，亦不許越嶺貨賣。蓋慮其雜市番香，故併及之。^{⑤③}

（読み下し）

甲寅、民間の番香・番貨を用いるを禁ず。是より先、上は海外諸夷の多く詐わるを以て、其の往來を絶つ。唯だ琉球・眞臘・暹羅は入貢を許す。而ども縁海の人、往往にして私かに諸番に下り、番貨を貿易し、蛮夷を誘して盜を爲すに因り、礼部に命じて厳しく之を禁ず。敢えて私かに諸番に下り互市する者有らば、必ず之を重法に質く。凡そ番香・番貨は皆販鬻するを許さず。其れ有する者を見れば、限るに三月を以て鎖盡せしむ。民間の禱祀には止だ松柏・楓・桃の諸香を用い、違えば之を罪に在く。其れ兩広産する所の香木、土人は自ら用いるを聽すも、亦た嶺を越えて貨賣するを許さず。蓋し、其れ雜れて番香を市するを慮んばかり、故に併せて之に及ぶ。

とあり、このため海外貿易は衰退し、甚だしきに至っては洪武三十年八月二十七日〔1397年9月18日〕礼部の「諸番國使臣客旅不通」（諸番國使臣の客旅通ぜず）という嘆きの上奏がなされた。^{⑤④}

しかしながら、琉球は相変わらず非常に優遇され、度たび朝貢し、藩属諸国の中では入貢が最も頻繁であった。いわゆる朝貢とは周辺諸国にとってみれば、君長の名義で表を奉じ入朝することである。がしかし実際には海外在住の中国人を用いて、その王室に従事させたり、あるいは船を操作させたり、あるいは使臣や通事に任じ、合法的な身分で中国に派遣し、宮廷の官許貿易の利を得ていた。明朝廷は人々が外国へ出航するのを厳禁したので、大陸沿岸民が周辺

諸国で職につき、合法的な朝貢貿易に参加することは、むしろ中国人の海外活動にとって一つの安全な方法であったといえよう。このように周辺諸国の君長と海外在住の中国人の協力の下で行われた朝貢貿易は、明朝廷の下で制限が次第に多くなったが、国際商品の流通が阻害される時には、その貿易利益は一層多かった。また周辺諸国の入貢は、明朝廷の煩わしい虚礼や規定があった。その修貢には海外在住の中国人の協力が更に必要となり、各国に服務する中国人の間に相互のつながりが生まれた。このため、彼らは明朝への朝貢貿易以外に他国への転販も可能で、多大な利益を手にいれていた。『明実録』洪武二十三年正月庚寅（26日）〔1390年2月11日〕には、

琉球國中山王察度、遣使亞蘭匏等，上表賀正旦。進馬二十六匹，硫黃四千斤，胡椒五百斤、蘇木三百斤。王子武寧貢馬五匹，硫黃二千斤，胡椒二百斤、蘇木三百斤。山北王帕尼芝、遣使李仲等，貢馬一十四，硫黃二千斤。而中山王所遣通事屋之結者，附到胡椒三百餘斤，乳香十斤。守門者驗得之，以聞。當没入其貨，詔皆還之。仍賜屋之結等六十人，鈔各十錠。^{⑤⑤}

（読み下し）

琉球国中山王察度、亜蘭匏等を遣使し、表を上げ正月を賀し、馬二十六匹・硫黄四千斤・胡椒五百斤・蘇木三百斤を進む。王子武寧は馬五匹・硫黄二千斤・胡椒二百斤・蘇木三百斤を貢す。山北王帕尼芝は李仲等を遣使し、馬一十四・硫黄二千斤を貢す。而して中山王遣わす所の通事屋之結者は、胡椒三百餘斤・乳香十斤を附致す。守門の者、之を驗得して、以聞す。当に其の貨を没入し、詔して皆之を還らしむ。仍は屋之結等六十人に、鈔各十錠を賜う。

とある。ここに記載する貢品には胡椒・蘇木等の南海の貨物があり、また通事も胡椒・乳香等の貨物を附載してきている。これは琉球王室の朝貢貿易が中国人の協力の下で、合法的な王府経営の中継貿易を行っていたことを示している。その後琉球の入貢品目には常例進貢品である馬・硫黄等の土産以外に、いわゆる「番香・番貨」と言われるものが多く含まれている。『高麗史』卷一三七、辛昌元年（洪

武二十二年）八月の記載には、

琉球國中山王察度，遣玉之，奉表稱臣，歸我被倭賊虜掠人口；獻方物硫黃三百斤，蘇木六百斤，胡椒三百斤，甲二十部。^{⑤⑥}

（読み下し）

琉球国中山王察度、玉之を遣わし、表を奉じ臣と称し、我倭賊に虜掠せらるる人口を帰らしむ；方物硫黄三百斤・蘇木六百斤、胡椒三百斤、甲二十部を獻ず。

とある。その献上品には琉球土産の硫黄以外に、南海産の蘇木・胡椒や日本産の甲二十部があり、また倭寇に掠奪された人々が送還された。当時琉球の海外中継貿易は広く、高麗にまで及んでいたことがわかる。^{⑤⑦}

このように、元来軍馬を明朝廷に供給し、太祖から重視、優遇されていた琉球は、洪武二十年以降その軍馬供給の意義と地位を喪失した。しかし太祖が琉球以外の朝貢国に対して行なった制限や海禁の厳行により、琉球にその地理的位置を利用させ、転じて東アジアの中継貿易を経営させることになった。そうして遂に琉球は東アジア海上交通の要となり、『歴代宝案』に示されているような十五世紀黄金時代の基礎を定めたのである。

4 結 語

明代、周辺の朝貢国の中で、琉球の入貢は最も頻繁で群を抜いている。史籍によると、その理由はたいてい琉球が恭しく忠順で、朝貢国としての勤めを果たしていたことに帰結する。しかし周辺諸国が入朝するには、すべて明朝廷が規定した礼制に遵うことが求められ、表文もまた制定した方式通りでなければならなかった。太祖は高麗や安南等の頻繁な朝貢に対して、三年一貢と制限している。各国の朝貢が明朝の礼制で定められた方式に必ず遵わなければならなかったことから、入朝する国々はみな表面上恭しく忠順に仕えていたのであった。従ってこのことをもって琉球の朝貢が頻繁であった理由として説明することはできない。日本と琉球の学会は、琉球が東アジア交易圏で果たした中継貿易の役割を重視

しているが、しかしこれは太祖が海禁を強行し、周辺諸国に対して緊縮政策を採り、入朝を制限した結果であって、原因ではない。故にどうして琉球が頻繁に入朝し、太祖の優遇を享受し、人員や海舟を下賜され、入朝修貢の便宜を与えられたかという理由はなお十分に説明できない。

筆者の考えは、次のようである。中日間の交通の発展に従って、東海の孤島である琉球の地理的位置は、次第に人々に知られるようになった。隋唐時代に日本が中国へ使者を派遣していた頃、琉球は一時期その往来航路上にあった。すなわち日本で言っている「南島航路」である。その後博多・揚州（後の明州）間に開拓された直接交通が発達し、この南島航路は忘れ去られてしまった。南島航路は、再び中日交通の幹線とはならなかったが、しかしなお民間が利用する支線となっていたようである。元朝になって、中日両国の国交が断絶し、交通の幹線が機能しなくなった時、南島航路である支線は私貿易に利用されるようになり発展していったのである。文献上の流求に関する記述と、琉球列島の貿易陶磁器の出土が、すなわち琉球の東海貿易圏内での地位の変遷と発展を示してくれる。

琉球と明朝が始めた官営の貢舶貿易は、このような歴史情勢の変遷を背景にしている。これ以後、琉球（流求）の名称は台湾と琉球が混同することはなく、今の琉球列島（沖縄）と確定した。

太祖はその創業の過程にあって、馬を非常に重視した。これは太祖自身の言葉より窺える。『明実録』洪武三十年七月乙丑の条に、

上謂兵部臣曰：古人問國君之富數馬以對。朕觀往古以至于今，無不以馬爲重。況人君統一寰宇，欲措生民久安于田里，豈可不重馬哉。⑤⑧

（読み下し）

上、兵部の臣に謂いて曰く：古えの人、国君の富なるを問うに、馬を数えて以て対う。朕往古の以て今に至るを觀るに、馬を以て重きと為さざる無し。況んや人君の寰宇を統一し、生民に措して久しく田里に安んぜんと欲すや、豈に馬を重くせざるべけんや。

とある。洪武初年、太祖の軍馬に対する要求は切実

であったが、辺馬はまだ大量に供給できなかった。琉球の馬は数量が多く、価格も安く、労苦にもよく耐えた。こうして琉球は太祖の急場の需要に応じ、重視されるようになったのである。そこで太祖は非常に琉球の入貢を優遇し、人員や海舟を下賜し、琉球の往来の便宜をはかった。甚だしきに至っては、使者を琉球に派遣し、馬の買いつけまでさせた。洪武二十年代になると、琉球の馬は重要性を喪失したが、しかしその時には明朝の周辺諸国に対する交通は萎縮し、また国内では海禁を強行した。琉球王国は中国人の協力の下で、その地理的位置や明朝廷における朝貢国としての地位を利用し、中継貿易を經營した。そしてついに東アジア交易圏の要となったのである。

このような歴史の推移の中で、琉球は村落社会から、豪族を生み出し、諸豪族が覇権を争う過程の中で、三山鼎立を形成した。後に中山が統一すると、琉球国はさらに発展を遂げ、十五世紀にはついにその黄金時代を迎えたのである。

太祖の海洋交通政策は、基本的には国内の基礎を維持安定させるため、自分の殻に閉じ込めり、海禁を強行、周辺諸国の入朝を制限した非常に消極的なものであった。しかし琉球に対する優遇措置には、太祖が政治の現実に対応した、弾力性をもった一面を見い出すことができる。

〔附記〕

1. 本文の題目の要旨は1984年9月17日、琉球大学アジア研究会の招聘に応じて、琉球大学にて講演したものが中心となる。沖縄滞在中には、琉球大学比嘉政夫、上里賢一両教授、浦添市の又吉盛清氏、及び沖縄の多くの方々にお世話になりました。ここに謹んで深くお礼を申し上げます。
2. 『南島史学』第28号（1986年9月）の平田守「琉明関係における琉球の馬」の一文は筆者の論点と異なるが、琉球馬に関しては参考になろう。

〔注釈〕

1. 中国人の天下秩序についての見方に関しては、邢

- 義田「天下一家——中国人の天下観」(『中国文化論、根源篇、永恒的巨流』、台北、聯經、民国70年、頁425～478)。また楊聯陞「從歷史看中国的世界秩序」(『国史探微』、台北、聯經、民国72年、頁1～19)を参照。
2. 黄冕堂「論朱元璋的起兵及其渡江初的南京政權」(『明史管見』、濟南、齊魯書社、1985年、頁1～58)。
 3. 拙文「試論明太祖的海洋交通政策」(『中国海洋發展史論文集(一)』、台北、中央研究院三民主義研究所、1984年)。張彬村「十六～十八世紀中国海貿思想的演進」(『中国海洋發展史論文集(二)』、台北、同所、1986年、頁39～58)。
 4. 『明太祖実録』卷37、台北、中央研究院歷史語言研究所影印本、2: 0749～0751。
 5. 同書卷38; 2: 0775。
 6. 同書卷53; 3: 1049～1050。
 7. 同書卷55; 3: 1077。
 8. 同書同卷; 3: 1079。
 9. 同書卷71; 3: 1317。
 10. 同書卷77; 4: 1416～1417。
 11. 拙文「早期台湾の開発与経営」(『台北文献』第三期、民国52年4月、頁4～17)。拙著『台湾早期歴史研究』、台北、聯經、民国68年、頁79～101。
 12. 『四部叢刊』縮印本、39: 163。
 13. 『四部叢刊』縮印本、39: 133。
 14. 『筆記小説大観』九編、台北、新興書局影印本、民国64年、第6冊、頁3700～3701。
 15. この一節は陳漢光先生が調べ出したもので、彼の「唐宋時代的流求文献」(『台湾文献』第二一卷第四期、民国59年12月、頁13～14)に見える。『滴水集』は乾(隆)道(光)の刊刻、原本は四十巻だが既に逸散し、現存本は『永樂大典』より集めたもの十六巻で、『四庫全書』に所収されている。『四庫全書』珍本二集(民国60年影印本)第250冊と文淵閣『四庫全書』集部六十、台北、商務影印本、第1121冊に刊載される。陳漢光氏がどの版本によったのか不明だが、陳氏のものでは「喬叔彦」が「高叔彦」となり、「泉州」が「滄州」となっている。
 16. 黄寬重「南宋『流求』与『昆仑耶』的新史料」(『第一屆中琉歴史関係国際學術會議論文集』中琉文化經濟協會主編、台北、国学文献館、民国76年、頁247～261)。
 17. 『四部叢刊』本に拠る。また、世界書局『歷代詩文總集』第39冊、「国朝文類」にも所収。
 18. 『元史』卷26、本紀仁宗三。同書卷26、本紀英宗一。
 19. 文淵閣『四庫全書』、集部一五九、台北、商務影印本、第1220冊、頁84。また『四庫全書珍本』初集にも所収。
 20. 『沖繩出土の中国陶磁』沖繩県立博物館編、首里、沖繩県立博物館、1982～83年、上下二冊。名嘉正八郎・知念勇「沖繩のグスク初期について」(『山本弘文博士還暦記念論集 琉球の歴史と文化』東京、本邦書籍、1985年、頁229～265)。亀井明德「琉球における貿易陶磁器予察」(同氏『日本貿易陶磁史の研究』京都、同朋社、1986年、頁375～379)。知念勇「沖繩出土の中国陶磁について」(『第一屆中琉歴史関係国際學術會議論文集』台北、1987年、頁169～190)を参照。
 21. 和田清「再び随書の流求国について」(『歴史地理』第57巻第7号、1931年3月、頁225～226)。
 22. 『明太祖実録』卷68; 3: 1277～1278。『明太祖宝訓』卷6、中央研究院歷史語言研究所影印本。『明実録附録』卷15、頁485～486。
 23. 和田清「琉球台湾の名称について」(『東洋学報』第14巻第4号、1924年12月、頁567～568)。
 24. 『明太祖実録』中央研究院歷史語言研究所本第二冊、頁785～787。
 25. 中央研究院歷史語言研究所蔵本、f 2 vに拠る。
 26. 京都中文出版社1979年影印の万曆刻本、第3冊、頁3501に拠る。
 27. 『金華叢書』所収の「胡仲子集」に拠る。「胡仲子集」は文淵閣『四庫全書』影印本第1229冊にも見える。
 28. たとえば木宮泰彦著、陳捷譯『中日交通史』下巻、台北、三人出版社、民国63年影印上海商務印本、頁182～183。小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』東京、刀江書院、1941年、また1969年翻刻本、頁2。鄭梁生『明代中日関係研究』、台北、文史哲出版社、民国72年、頁142。
 29. 『明太祖実録』卷70; 3: 1300、1307～1308。また

拙文「試論明太祖の海洋交通政策」を参照。

30. 楊載が琉球を経過したのは、日本より帰国するときである。すなわち琉球がすでに中日交通の中継地点の役割をつとめていたことを示している。また『明史』巻一三〇張赫伝には「是時、倭寇出没海島中、乘間輒傳岸剽掠、沿海居民苦之。帝數遣使齎詔書諭日本國王、又數絕日本貢使、然不得倭人要領。赫在海上久、所捕倭不可勝計。最後追寇至琉球大洋、與戰、擒其魁十八人、斬首數十級、獲倭船十餘艘、収弓刀器械無算。帝偉赫功、命掌都指揮印。」とある。また『明史』巻一三一吳禎伝にも「七年、海上有警、復充總兵官、同都督僉事於顯總江陰四衛舟師、出捕倭、至琉球大洋、獲其兵船、獻俘京師。自是常往來海道、總理軍務數年、海上無寇。」とある。この二つの記事より、琉球がかつて倭寇の基地となっていたことがわかる。またこれは中日私貿易の中継地点であった傍証でもある。
31. 百瀬弘「明代に於ける中国の海外貿易」（同氏『明清社会経済史研究』、東京、研文出版、1980年、頁8～11）、原刊は『東亜』第8巻第7号（1935年）に所収。中文訳は『食貨半月刊』第4巻第1期、民国25年6月1日、頁45～46、また包遵彭主編の『明史論叢之九 明代国際貿易』、台北、学生書局、民国57年、頁47～50がある。
32. 陳侃撰『使琉球録』『台湾文献叢刊』第287種、台北、民国59年、頁27。
33. 蕭崇業撰『使琉球録』同上書頁113に所収。
34. 徐葆光撰『中山伝信録』同上第306種、台北、民国61年、頁241。
35. 『明史』琉球伝と前引した胡翰の「贈楊載序」によると、泰期らは楊載に随行して入朝した。しかしながら『明実録』にはこれに関する明らかな記載がない。
36. 『明太祖実録』巻93；4：1629。
37. 同書巻70、洪武4年12月庚寅の条；第3冊頁1300～1301。また谷光隆『明代馬政の研究』、1972年、頁58を参照すべし。
38. 『明太祖実録』巻95；4：1645～1646。
39. 同書、巻105；4：1754～1755。
40. 同書、巻142；5：2236。
41. 同書、巻151；6：2375～2377。
42. 同書、巻156；6：2429。
43. 『明太祖御製文集』、台北、学生書局の国立中央図書館蔵本影印、民国54年、頁282～283に拠る。
44. 『明太祖実録』192；7：2886。また『明史』巻三本紀、太祖三及び同書巻327外国伝韃靼を見よ。
45. 谷光隆『明代馬政の研究』の特に第一篇「茶馬貿易の研究」を参照。
46. 『明太祖実録』4：1745、5：2236、6：2376。
47. 『台湾文献叢刊』第287種、台北、民国59年、第一冊、頁24。
48. 『明太祖実録』巻115；12：1464。
49. 『明太祖実録』4：1629。
50. 同書6：2582。
51. 『歴代宝案』第一集巻一六、国立台湾大学影印本、第一冊、頁512上。
52. 同書、頁515下。琉球の貢船は官が修理或いは賜与したことに關しては、小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』東京、1939年、頁168～180。東恩納寛惇『黎明期の海外交通史』東京、1979年、全集本第三冊、頁217～225を参照すべし。
53. 『明太祖実録』巻231；8：3373～3374。
54. 同書巻254；8：3671。
55. 同書巻199；7：2989～2990。
56. 『高麗史』第三冊、台北、民国61年影印国書刊行会本、頁762上。
57. この東南アジア貿易の構造については、和田久徳「十四五世紀における東南アジア船の東アジア来航と琉球国」（『球陽論叢』那覇、ひるぎ社、1986年、頁29～50）、また拙稿「環シナ海交流史における台湾と日本」（箭内健次編『鎖国日本と国際交流』東京、吉川弘文館、1988年、上巻頁613～639）を参照すべし。
58. 『明太祖実録』巻254；8：3663。

昭和7年発行の浦添小学校『創立五十周年記念誌』の資料的価値

沖縄の近代教育の普及は、明治5（1872）年に明治政府が琉球国を琉球藩と改め、同12（1879）年に断行した「廃藩置県」（琉球処分）により王国体制が崩壊した後のことである。これより先の明治8年に政府は処分官松田道之を琉球に派遣して、太政大臣三条実美からの御達書を藩王尚泰に手渡した。この達書の一文に「学事修業、時情通知ノタメ、人選ノ上、少壮ノ者十名程、上京致スベキ」ことが述べられていた。琉球藩はこの学事修業のために知花里之子親雲上・安村親雲上らを研修生として上京させる旨を、松田に報告している。学事修業とは、いわゆる明治5年に発布された教育制度「学制」の精神を日本国家の版図に組み込まれた琉球（沖縄）にも浸透せんがためであろう。

「学制」はフランスの教育制度に倣って出来たもので、個人主義的・実利主義的教育思想の下に学校設立の意義も唱われてはいるものの、当時の国情にそぐわない部分が多いまま、中央政府の画一的な教育干渉度が地方に過ぎたため、その実施は困難を窮めたようである。がため、12年に「学制」を廃止し、アメリカの自由主義的な教育精神に学んで制度化した「教育令」を公布した。沖縄県は翌年、「教育令」公布に伴い学務委員（教育担当吏員）を各間切に配属したりして、学校教育の準備を始めた（同年12月に「教育令」改正）。その結果、島尻に10校、首里に3校、伊江島に1校の小学校が創立されたのである。翌14年には那覇に2校、中頭・八重山にそれぞれ1校が創設された。浦添に小学校が創設されたのは明治15年3月、教員1人・生徒30人構成で間切番所内に開校した「浦添小学校」を最初とする。

『創立五十周年記念誌 浦添尋常高等小学校』はその表題が示すように、浦添小学校創立50周年を記念して発行した学校記念誌である。昭和7年11月発行である。この欄でこの資料を取り上げたのは、ただ単に浦添で最初の小学校記念誌だからではない。

創立当初からの校長・教員名を列記し、任期期間や前任・転任先なども付記、さらに彼らの出身地も

書き込まれている。浦添出身者の教員が何人、同学校に赴任したかが分かる。出身字名も併記してあるので、関係者（または遺族）を探して、辞令書や学校関係資料の発掘が出来よう。明治28年に浦添小学校の仲西分校として設立された仲西小学校の『創立三十五周年記念誌』（昭和13年発行）にはこのような名簿記述は見られない。

浦添小学校「創立五十周年記念誌」の大きな特長として、次の2点を掲げることができると思う。

1点目は、創立〇△を記念しての祝辞・答辞文や学校沿革史、功労者名などを収録するだけでなく浦添の略史ならび各字の概況、拝所・年中行事・人生儀礼等も掲載、さらに字毎の略図（名所旧跡などをプロットしている）を添付していることである。略図に記された森・川・池沼などの自然物、橋・道路・建築物等の人為事物に付された名称をみると、そのほとんどが今日は「跡地」でしかないことが分かる。人生儀礼については、屋取集落と地人集落の習俗にいくぶん違いがあることに気付く。昭和7年頃の浦添の民俗事象を知り得る一資料にもなる。

2点目に、浦添に関わる歌謡が収録されていることである。「浦添口説」「浦添区域口説」や字沢岬に伝承される「あまうえだ歌」（雨親田）などである。特に「あまうえだ歌」は種蒔収穫を祈願する古い儀礼に謡われる歌で、山内盛彬著『琉球王朝古謡秘曲の研究』（1964年）にも掲載されているほど貴重な歌謡である。記念誌にそれを収録した意義は大きい。また、郷土史家島袋全発の小論「うらそえのオモロより」が12頁にまたがって寄稿されている。この島袋全発論文を、琉球文学研究者の池宮正治琉大教授が『浦添市史』第2巻（1981年）で、浦添関係オモロの解説に活用している。

記念誌編集者の知識の幅広さがうかがえると同時に、以上の特長からも、浦添小学校の「創立五十周年記念誌」の資料的価値は高いのではなからうか。

原本は浦添小学校に1冊保管され、浦添市立図書館沖縄学研究室にはその複製がある。〈長間安彦〉

【短 信】

「国絵図」「竿入帳」閲覧・収集の県外出張

1992年5月13日（水）から15日（金）の3日間、国立歴史民俗博物館（千葉県佐倉市）と国立公文書館（東京都千代田区）を訪問し、両機関に所蔵される沖縄関係資料の一部を閲覧する機会に恵まれましたので、その成果等の概要を報告します。

この度の両機関への訪問は、県内の市町村史編集に携わる職員及び嘱託員、地域史研究者・関係機関で構成される「沖縄県地域史協議会」の活動の一環として企画されたものですが、特に国立公文書館が沖縄の本土復帰20周年を記念して、13日から19日の7日間にわたり開催しました「内閣文庫所蔵資料展 琉球・小笠原の地誌と地図 ― 南の島々の風土とくらし」に時機を合わせ、さらに国立歴史民俗博物館所蔵の「沖縄関係竿入（針竿）帳」資料が、琉球大学助教授の渡名喜明氏、前沖縄県立芸術大学教授の朝岡康二氏両先生のご尽力で、閲覧可能になったこと等を受けてのことです。

名護市教育委員会、今帰仁村歴史資料館準備室、平良市総合博物館、浦添市美術館、琉球大学附属図書館等の職員をはじめ、読谷村、糸満市、知念村、具志川市、竹富町等の地域史編集関係者および研究者など数多くの方が参加、総勢15名が今回の調査に関わりました（当沖縄学研究室は嘱託員が参加）。

＊ ＊ ＊ ＊

国立公文書館訪問の第一目的は、「資料展」展示のメインである江戸時代に作成された「琉球国絵図」の閲覧でした。当然にして写真撮影は禁止されており、閲覧および検証にも限界がありました。しかし、展示ケースに陳列（折本の状態）されていた国の特別重要文化財『天保国絵図（沖縄島）』は、小玉正任館長の特別な計らいで別室において広げられ、直に閲覧、検証する機会に恵まれました。

今回、初公開された『宝暦六年写 琉球国絵図』（1756年）は、江戸幕府が諸国大名に命じて実施し

た「国絵図事業」（5回）から外れた絵図の一つです。現在確認される幕府撰「琉球国絵図」は、正保（1646年）・元禄（1702年）・天保（1838年）の3件のみで、幕府の示した絵図基準条目「国絵図可仕立覚」「絵図書付候海辺之覚」に即した調進図ですが、先の「宝暦琉球国絵図」の体裁は元禄図に近似した仕立て方を行なっているものの、基準条目に記される「6寸＝1里」（約21,600分の1）にそぐわない2倍の縮尺率約47,000分の1で作成されています。正保・元禄図の目録に記載された松平光久・松平綱貴は当時の薩摩藩主で、幕府から指示された絵図元です。1756年の「宝暦琉球国絵図」は松平又三郎（島津重豪）の名で作成されていますが、しかし、天保期の国絵図は藩主名で上梓されてはならず、幕府担当指揮者である明楽飛騨守茂村などの連名で上梓されています。



写真1 「天保琉球国絵図」の閲覧
（国立公文書館にて 5月14日）

ここで注目すべきは、『宝暦六年写 琉球国絵図』が、①絵図基準条目に反した縮尺率で作成（約47,000分の1）されたこと、②薩摩の与力版図に組み込まれていた琉球において、1737年から50年に実施された元文検地（土地調査事業）後の56年に上梓された薩摩藩調整（独自の？）の琉球国絵図であること、③この絵図調整の前年に襲封した弱冠12才の松平又三郎の名をもって目録化されていることです。琉球と薩摩の関係を考慮したうえで、『宝暦六年写 琉球国絵図』の作成とその意図を考えなければならないのかも知れない。この国絵図は、プロットされ

た地名に振り仮名されていることは勿論ですが、以上3点のことからでも興味を惹く資料です。

現在、当研究室に所蔵される国絵図類(写真)は元禄・天保図と『薩摩藩調整琉球国図』(1750年以後)・『琉球明細総図』(17世紀末期)の4件ですが、天保図は今回の訪問で収集(スライド)したものです。沖縄学研究室をはじめ、県内各機関で収集された「琉球国絵図」関連資料についての研究も、今後必要かと思われます。

国立歴史民俗博物館に所蔵される沖縄関係「針竿帳」は、『羽地間切屋我地田畠山野針竿帳』と料紙が欠損した『□□□□□□針竿帳』の2冊です。この「針竿帳」以外に羽地間切関係針竿帳は、島尻博物館に1冊保管されています。訪問の際は、糸満市教育委員会がその複写本を持参しての比較検証となりましたが、さらに、博物館の多大なご配慮の下、原物資料を直接に捲ることも許される等、多くの成果が得られた調査となりました。

2冊の「針竿帳」はいずれも帳調役の羽地里之子親雲上朝庸による「図引当しら辺済」の「当座格護之帳」を、同治9年2月(明治3年・1870年)に田地方監督の下で筆写された資料です。針竿帳は元文検地(1737~50年)の時に作成された土地測量簿であるといわれるので、先の資料は、「当座格護之帳」から約120年後の土地台帳といえます。

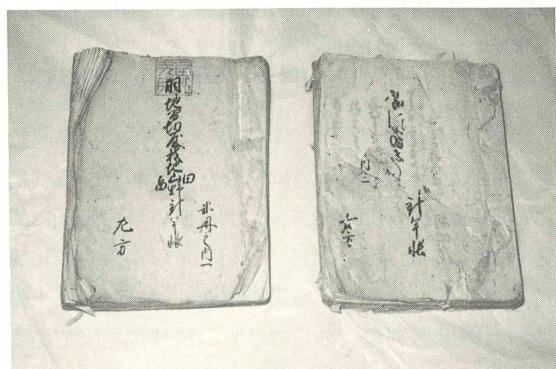


写真2 国立歴史民俗博物館所蔵の「針竿帳」
(博物館研修室にて 5月13日)

写真2の『羽地間切屋我地田畠山野針竿帳』の内容概略(左方回りの地目)を記すと、次のとおりで

す。但し、数字は資料中では漢数字です。

1 番田畠	2 番山野	3 番山野	4 番山野
5 番山野	6 番畠	7 番畠	8 番畠
9 番田	10 番田	11 番田畠	12 番田
13 番田	14 番田	15 番田畠	16 番田
17 番田畠	18 番田畠	19 番田畠	

料紙の欠損した「針竿帳」の表題は、『羽地間切田畠針竿帳』であろうと考えられています。この資料の内容概略(右方廻りの地目)は次のとおりです。

65 番田	66 番田	67 番田	68 番山野
69 番畠	70 番畠	71 番山野	72 番田畠
73 番畠	74 番畠	75 番山野	76 番田
77 番田	78 番田		

近世の土地測量簿である竿入(針竿)帳は、田畠・山野・屋敷・杣山・惣方切並宿道・印部土手などに分類されています。その帳簿数は2,653冊であり、首里王府内の所帯万物奉行下の田地方に正副本が保管されていたと思われます。現在、これら多くの竿入帳類は、その一部しか発見されてはいません。国立歴史民俗博物館所蔵の資料は、そのような意味でも貴重な近世史料といえます。『尚家御蔵本目録』をみると、浦添関係竿入帳は34冊が存在していたことが分かりますが、現在は1冊も発見されてはいません。今後、各機関との情報交換の中でその所在が確認されることを期待したいものです。

〈長間安彦〉

『琉球王国評定所文書』既刊分の紹介

■『琉球王国評定所文書』第8巻

＊ 1992年3月25日発行

＊ 市販定価 4,120円（消費税込み）

〔規格〕 A5判、タテ2段組（25字×18行×2段）

〔頁数〕 史料総頁550頁

〔巻頭論考〕 高良倉吉

〔内訳〕 収録史料4本、解題4本

〔内容〕 『旧琉球藩評定書類目録』中の1510号、1511号、1512号、1513号の計4件とその解題で構成されている。年代的には咸豊3年(1853)から咸豊4年(1854)までの2年間である。1510号「子秋走進貢船帰帆日記」によると、中国へ通常の進貢の文書ばかりでなく、八重山のロバート・パウン号事件に関する文書が持ちわたられていることがわかる。しかし、中国国内も太平天国の乱等で混乱しているため、文書のやりとりがうまくいかない。琉球側使者達の苦境の場面が主となっている。

また1512号は、刊行事業ではじめて1986年に発見された国立公文書館内閣文庫所蔵の文書の翻刻となる。この号は、東大の史料にも抜書ながら断片的にあり、両者の比較により、東大所蔵史料の特徴の出てくる部分であろう。内容は「案書」という薩摩への報告文書であるが、いままで目録でしか内容のはかれなかった部分が全て検討の範囲にはいつてくる。異国船関係のみでない幅広い使い方のできる史料ではないかと考えられる。

外の1511号は「年中各月日記」、1513号は「亜人来着二付日記」というペリー関係の文書である。



「評定所文書を読む会」
第8巻・泊の外人墓地にて

沖縄学研究室寄贈受付図書資料

【1990 年度分】 ※ただし、雑誌・抜刷物・要覧・宣伝小冊子などは除外。

受付月日	書 名	寄贈者・寄贈機関
1990. 5. 29	下山田Ⅲ遺跡（東地区）笠利町文化財報告書 9	笠利町教育委員会
”	喜子川遺跡 第1・2次発掘調査報告	笠利町歴史民俗資料館
”	奄美群島の概況	鹿児島県大島支庁
”	奄美群島観光の動向	”
6 月 7 日	沖縄文化研究 16	法政大学沖縄文化研究所
”	沖縄県史料 戦後3 沖縄民政府記録 2	沖縄県立図書館史料編集室
”	史料編集室紀要 第15号	”
”	豊臣秀吉文書目録	名古屋大学文学部国史研究室
6 月 13 日	嘉手納町史 資料編 2 民俗資料	嘉手納町役場
6 月 16 日	屋部の民話	名護市教育委員会市史編集室
6 月 19 日	孫氏祖先のあゆみ	石橋英一（浦添市内間）
”	本家孫氏家譜＜複製＞	”
6 月 20 日	沖縄県歴史の道調査報告書Ⅶ 八重山諸島の道	沖縄県教育庁文化課
6 月 27 日	沖大経済論叢 第13巻第2号＜通巻35号＞	沖縄大学経済学会
”	沖大経済論叢 第14巻第1号＜通巻36号＞	”
”	沖縄法文 第9号	沖縄大学法文学会
”	浦添市市制20周年記念誌	浦添市役所
7 月 1 日	なきじん研究 1990 vol. 1 今帰仁のムラ・シマ	今帰仁村歴史資料館準備室
”	北中城村の文化財	北中城村教育委員会
7 月 6 日	語りかける沖縄の文書	渡口善明（浦添市牧港）
”	南大東村誌＜改訂版＞	南大東村総務課
”	津嘉山が語る沖縄戦 南風原町沖縄戦災調査 4	南風原町教育委員会
7 月 14 日	石垣市史 資料編近代 6 新聞集成Ⅲ	石垣市役所総務部市史編集室
7 月 19 日	沖縄大学紀要 第7号＜通巻27号＞島尻勝太郎先生追悼論集	沖縄大学教養部
”	沖縄の神歌 沖縄の神歌伝承活動（Ⅰ）宮古諸島	沖縄県教育委員会
”	沖縄の神歌 沖縄の神歌伝承活動（Ⅲ）八重山諸島	”
”	那覇市史 資料編第3巻 6 那覇市長事務引継書・他	那覇市企画部文化振興課
7 月 24 日	沖縄県立博物館紀要 第16号	沖縄県立博物館
”	県立博物館総合調査報告書Ⅶ 浜比嘉島	”
”	西原拝山の動・植物調査報告書	浦添市教育委員会文化課
8 月 1 日	平凡社大百科事典（全26巻）	高良倉吉（那覇市安謝）

受付月日	書名	寄贈者・寄贈機関
8月3日	館蔵琉球資料目録 中華民国78年12月	国立中央図書館台湾分館
"	首里城関係資料集	沖縄開発庁沖縄総合事務局
"	写真集 名護ひとびとの100年 名護市史別巻1	名護市教育委員会市史編集室
"	久志地区の墓 名護市墓分布形態調査報告書1	名護博物館
8月10日	石垣市史 資料編近代3 マラリア資料集成	石垣市役所総務部市史編集室
8月14日	民族音楽論集	王 耀華・高良倉吉
"	涇洛訪古遊記	劉 恵孫・高良倉吉
"	当代世情小説專輯	"
8月21日	恵安政書 附・崇武所城志	泉州海外交通史博物館
"	福州郷土文化彙編	高良倉吉（那覇市安謝）
"	歴史散歩マップ 那覇まーい	那覇市教育委員会文化課
"	歴史散歩マップ 真和志まーい	"
"	歴史散歩マップ 首里まーい	"
"	うるくぬ んかしばなし	"
"	しゅいぬ んかしばなし	"
"	那覇市の文化財 1989年3月	"
"	未来への遺産 ナショナル・トラストその歴史と現状	"
8月22日	白菊の花 伊波冬子遺稿集	比嘉美津子（浦添市牧港）
"	（沖縄）浦添港計画調査報告書	川平朝伸（那覇市首里）
8月24日	UCHINANCHU A PICTORIAL TRIBUTE TO OKINAWANS IN HAWAII	高良倉吉（那覇市安謝）
9月1日	城間古墓群＜牧港補給地区開発工事に伴う緊急発掘調査報告書＞	浦添市教育委員会文化課
"	文化課紀要 第6号	沖縄県教育委員会
"	歴代宝案研究 創刊号	沖縄県立図書館史料編集室
"	ぐすく グスク分布調査報告書（Ⅱ）宮古諸島	沖縄県教育委員会
9月5日	お茶の水女子大学 人文科学紀要 第20号	玉木順彦（北谷町吉原）
9月19日	平和の炎 Vol.3 第3回読谷村平和創造展	読谷村役場総務部企画課
9月29日	歴史学研究 増刊号 1989.10	豊見山和行（浦添市西原）
"	読谷の文化 第4集 ムラアンビ	読谷村教育委員会社会教育課
10月13日	くがに橋 瀬底大橋架橋の記録	仲田善明（本部町）
"	那覇市の教育＜平成2年度＞	那覇市教育委員会
10月16日	座喜味の民話 読谷村民話資料集10	読谷村立歴史民俗資料館
"	紀要 第14号	"
"	紀要 第15号	"
10月26日	沖縄資料センター目録 中野好夫記念文庫 沖縄研究資料1	法政大学沖縄文化研究所
"	郷土史料目録 沖縄研究資料2	"
"	御蔵本目録（尚侯爵家）沖縄研究資料3	"
"	君南風之始相傳記1-2・大湾のろくもい代合之時日記・各間切のろくもいのおもり 沖縄研究資料5	"
"	琉球の方言 奄美徳之島井之川	"

受付月日	書名	寄贈者・寄贈機関
10月27日	沖縄大学紀要 第7号〈通巻27号〉	沖縄大学教養部
10月30日	冊封体制の解体と清末知識人の東アジア認識	琉球大学教育学部
11月2日	近世沖縄和歌集 本文と研究	池宮正治（北谷町桑江）
11月7日	企画展 沖縄の祭り	沖縄県立博物館
〃	収蔵品目録 第1集〈1947～1980〉	〃
〃	名護やんばるの野鳥	名護博物館
〃	宮城与徳遺作画集	長間安彦（浦添市内間）
〃	竹富町関係文献目録	竹富町教育委員会
11月9日	1945年以前の県外発行に見る沖縄関係記事目録	沖縄県立図書館
11月20日	受難島の人々	安仁屋真現（浦添市西原）
〃	新沖縄文化史	〃
11月21日	第二屆中琉歴史関係国際学術会議 中琉歴史関係論文集(中文版)	中琉文化協会
11月22日	世態調査資料	岸 秋正（東京都文京区）
11月29日	中国的族籍	高良倉吉（那覇市安謝）
〃	台湾史蹟図集	〃
11月30日	五千年神遊眼福	〃
〃	館蔵琉球資料目録	〃
〃	中華民国 台湾	〃
12月6日	中城村史 第4巻 戦争体験編	中城村役場
12月8日	沖縄近代詩集成（Ⅲ）沖縄研究資料11	法政大学沖縄文化研究所
12月18日	地域文書館の設立に向けて 行政文書の収集と整理	埼玉県市町村史編纂連絡協議会
12月19日	御当国御高並諸上納里積記（原文編）	崎浜秀明（東京都中野区）
〃	御当国御高並諸上納里積記（解説編）	〃
12月21日	沖縄の遊行芸 チョンドラーとニンブチャー	池宮正治（北谷町桑江）
12月26日	明末清初	豊見山和行（浦添市西原）
〃	日本女性史 第2巻 中世	河音能平
1991.1.17	現代史における戦争責任	安仁屋政昭（那覇市三原）
〃	昭和二年 卒業アルバム 沖縄師範学校	〃
1月25日	琉球科の文言集（原文編）	崎浜秀明（東京都中野区）
1月30日	沖縄県警察史 第1巻	沖縄県警察編纂委員会
2月1日	アカノコ	宇楚辺誌編集室
2月5日	追憶 船舶衛生兵の手記	上岡清美（広島県豊田郡）
2月8日	近代沖縄の寄留商人 おきなわ文庫1	ひるぎ社
〃	八重山・島社会の風景 おきなわ文庫2	〃
〃	御教条の世界 おきなわ文庫3	〃
〃	近世沖縄の肖像（上）おきなわ文庫4	〃
〃	近世沖縄の肖像（下）おきなわ文庫5	〃
〃	宮古・地域開発の胎動 おきなわ文庫6	〃

受付月日	書名	寄贈者・寄贈機関
2月8日	西表炭坑概史 おきなわ文庫7	ひるぎ社
"	沖縄の無産運動 おきなわ文庫8	"
"	沖縄戦を考える おきなわ文庫9	"
"	もうひとつの沖縄戦 おきなわ文庫10	"
"	島の未来史 おきなわ文庫11	"
"	近代沖縄の鉄道と海運 おきなわ文庫12	"
"	沖縄と中国芸能 おきなわ文庫13	"
"	尖閣列島 おきなわ文庫14	"
"	沖縄の心を求めて おきなわ文庫15	"
"	おきなわ歴史物語 おきなわ文庫16	"
"	南島地名考 おきなわ文庫17	"
"	沖縄の子どもたち おきなわ文庫18	"
"	八重山戦後史 おきなわ文庫19	"
"	南海の歌と民俗 おきなわ文庫20	"
"	早川元・沖縄県知事日記 おきなわ文庫21	"
"	ヤマピカリヤーの島 おきなわ文庫22	"
"	沖縄の県民像 おきなわ文庫23	"
"	近代沖縄の糖業 おきなわ文庫24	"
"	伊平屋島民俗散歩 おきなわ文庫25	"
"	沖縄の文化 おきなわ文庫26	"
"	わが故郷アントゥリ おきなわ文庫27	"
"	レダの末裔 おきなわ文庫28	"
"	続おきなわ歴史物語 おきなわ文庫29	"
"	沖縄経済 おきなわ文庫30	"
"	戦後沖縄の通貨（上）おきなわ文庫31-1	"
"	戦後沖縄の通貨（下）おきなわ文庫31-2	"
"	沖縄気象歳時記 おきなわ文庫32	"
"	南島の民俗文化 おきなわ文庫33	"
"	オキナワ マイ ラブ おきなわ文庫34	"
"	空手の歴史 おきなわ文庫35	"
"	わたしの沖縄経験 おきなわ文庫36	"
"	宮古風土記 おきなわ文庫37	"
"	沖縄の踊り おきなわ文庫38	"
"	金門クラブ おきなわ文庫39	"
"	嘉永六年の奄美 おきなわ文庫40	"
"	南の島の新聞人 おきなわ文庫41	"
"	サンゴ礁の渚を遊ぶ おきなわ文庫42	"
"	沖縄の豚と山羊 おきなわ文庫43	"

受付月日	書名	寄贈者・寄贈機関
2月8日	沖縄の民間信仰 おきなわ文庫44	ひるぎ社
〃	おきなわ感懐録 おきなわ文庫45	〃
〃	福州琉球館物語 おきなわ文庫46	〃
〃	首里城入門 おきなわ文庫47	〃
〃	首里城物語 おきなわ文庫48	〃
〃	琉球漢詩選 おきなわ文庫49	〃
〃	糸満アンマー おきなわ文庫50	〃
〃	つらねの時代 おきなわ文庫51	〃
〃	崎山節のふるさと おきなわ文庫52	〃
〃	考古学からみた琉球史（上）おきなわ文庫53	〃
〃	西表炭坑夫物語 おきなわ文庫54	〃
〃	沖縄・福建交流顚末記 おきなわ文庫55	〃
2月9日	技と美 大城志津子図案集	高良倉吉（那覇市安謝）
〃	八潮の行政文書目録 税務・戸籍・土地・教育編	八潮市役所
〃	八潮の行政文書目録 庶務・行政・財政編	〃
3月5日	明代遼東档案江編 上	高良倉吉（那覇市安謝）
〃	明代遼東档案江編 下	〃
〃	明清档案与歴史研究 上	〃
〃	明清档案与歴史研究 下	〃
3月8日	中国・琉球交流史 おきなわ文庫56	ひるぎ社
3月13日	臼太鼓一編	外間ナヘ（与那城村平安座）

国学規模帳・国学公事帳について

豊見山 和行

本史料は、文部省報告局編『日本教育史資料』（全九冊・附図二帙、初版一八九〇―一八九二年、後に一九六九年復刊、臨川書店）の中に収録されたものである。

かつて「国学規模帳」「国学公事帳」が、確実に存在したことは、一九二四年に作成された『沖縄県立沖縄図書館所蔵 郷土志料目録』（法政大学沖縄文化研究所編『沖縄研究資料 2』所収、一九八二年）から確認することができる。それには、「国学規模帳／嘉慶三年」（正本一冊、複本一冊）、「国学公事帳／嘉慶六年」（正本一冊、複本一冊）として記録されている（四〇頁）。

しかしながら、周知のように沖縄県立図書館は去る沖縄戦の戦火によって、同館所蔵の図書や「郷土志料」はことごとく灰燼に帰してしまった。そのため、消失前に「国学規模帳」「同公事帳」を用いて研究した以下の真境名安興の論考以外には、その手がかりがないものと思われていた。すなわち、『沖縄教育史要』（初出一九三一年）第三編第三章第一節国学の項（『真境名安興全集』第二巻、三九一―三九七頁、琉球新報社、一九九三年）や、「沖縄に於ける孔子教の沿革」（初出『琉球新報』一九一七年六月十二日―二十一日、『同全集』第三巻、二三五―二三七頁）等

が、それである。そのためであろうか、現存する規模帳・公事帳類をほぼ網羅した『沖縄県史料 首里王府仕置2』（沖縄県教育委員会発行、一九八九年）、『同 首里王府仕置3』（同、一九九一年）においても「国学規模帳」「同公事帳」は収録されていない。

ところが、消失したと思われていた「国学規模帳」「同公事帳」が、『日本教育史資料』に収録されていたのである。真境名の論考からわずかに、その断片を窺えるにすぎなかっただけに、『日本教育資料』所収の「国学規模帳」「同公事帳」は、極めて貴重であると言えよう。

ところで、『日本教育史資料』は、近代的教育制度を整備しつつあった明治政府が日本の教育沿革史の欠如を憂慮し、その編纂を目的として開始した事業であった。その簡単な経緯は、同書第一冊の「緒言」に次のように記されている。

明治十六年報告局二命スルニ、本邦教育史編纂ノ事ヲ以テシ、先ツ資料ノ蒐集ニ著手セシメ、同年二月各府県庁及ヒ学校等所蔵ノ旧記、其他前儒ノ私記、古老ノ口碑ニ資リテ学制頒布前ニ係ル学事ノ諸項ヲ調査セシメ、又諸官衙及ヒ旧藩主等ニ照会シ、其貯蔵ノ旧記ヲ借覽スルヲ約シ、苟モ古来我カ邦ノ教育ニ係ル書ハ細大挾ハス、之ヲ蒐集シ以テ此編纂ノ資料ニ供セントセリ。（後略）

すなわち、一八八三年（明治十六年）に担当部局を文部省内の報告局とし、同年二月に文部省から各府県庁および学校などへ学制頒布（一八七二年）以前の教育関係資料の提出を布達したのである。やや具体的にみると、

第一号

府県

今般、当省ニ於テ教育沿革史編纂候ニ付、府県庁及学校所蔵ノ旧記類、其他前儒ノ私記、古老ノ口碑ニ資リ学制頒布前ニ係ル左記ノ諸項取調、本年八月限可差出、此旨相達候事

文部卿福岡孝弟代理

明治十六年二月五日

大藏卿松方正義

として布達されていた。

調査項目の内、第一は「旧何藩学制沿革取調要目」として、(1) 藩内学事ノ諸制度、(2) 士族卒ノ子弟教育方法、(3) 平民ノ子弟教育方法、(4) 家塾寺子屋設置ノ制度等である。

第二は、「旧何藩立学校取調要項(江戸藩邸内ノ学校等ニ係ル諸件ハ本項ニ準シテ取調フヘシ)として、(1) 学校名称、(2) 校舎所在ノ地名、(3) 沿革要略、(4) 教則、(5) 学科学規試験法及ヒ諸則、(6) 職名及ヒ俸禄、(7) 職員概数、(8) 生徒概数、(9) 束脩謝儀ノ有無、(10) 学校経費、(11) 藩主臨校、(12) 祭儀、(13) 学校構造及ヒ建物図面、(14) 学校ニテ出版翻刻セシ書籍目次及ヒ蔵書ノ種類部数である。

第三は、「旧何藩領地内家塾(寺子屋)取調要項」として、(1) 名称、(2) 諸在地、(3) 塾主氏名、(4) 学科(寺子屋ハ兼テ教ヘシ科)、(5) 教師ノ数、(6) 生徒ノ概数、(7) 授業ノ順序、(8) 教科用書(寺子屋ハ習字及ヒ読書用書)、(9) 学習年限、(10) 束脩謝儀、(11) 塾主ノ行事及ヒ著書蔵書ノ種類部数(寺子屋ハ著書以下ヲ欠ク)、(12) 塾主ノ身分、(13) 沿革略及ヒ雑事、(14) 極メテ盛ナリシ年代(寺子屋ハ之ヲ欠ク)、(15) 調査セシ事実計数ニ関スル年代、というものである。

要するに、文部省の布達は学制頒布以前の教育資料を網羅的に収集することにあつたが、具体的には江戸時代の藩学・藩校・寺子屋を中心としたものであつた。換言すれば、近世教育を構成する主要な資料を網羅することによって、近代日本教育の前史を明かにすることを目的とした編纂事業であつた。その編纂事業の一環に琉球国(旧琉球藩)の教育関係史料も収録されていたのである。

さて、『日本教育史資料』には、「国学規模帳」「同公事帳」だけでなく、祭儀の項目(第六冊)には、「聖廟(孔子廟)総図」、「積奠排案排立並拝位図」、「廟庭列座之図」、「至聖廟御供物御飾之図」、「四從祀御供物御飾之図」、「積奠排案排立並拝位之図」、「啓聖祠御供物御飾之図」、「御直参之御拝位並御庭敷合之図」、「御代参之時拝位并御庭敷合之図」、「啓聖祠拝位并御庭敷合之図」が収められている。儀礼のあり方を視覚的に示しており、儀礼空間や供物の具体的配列様式等を知る上では貴重である。

その他に「首里新建聖廟碑文」、「琉球国創建関帝廟記」、「琉球国新建至聖廟記」、「新建啓聖公祠記」、「廟学紀略」、「琉球国新建至聖廟記」(汪楫撰)、「同」(林麟焄撰)等も収録されている(第六冊)。

以上が『日本教育史資料』中の琉球関係資料の概要である。この中で特に注目されるのが、冒頭で触れた「国学規模帳」「同公事帳」である。厳密に言う、同書には「国学規模帳」「同公事帳」として明確に記載されているわけではない。しかしながら、本文の内容・記載形式、真境名の引用した「国学規模帳」「同公事帳」との比較等々から「国学規模帳」「同公事帳」であることは間違いない。

ところで、真境名は前述の『沖繩教育史要』において、国学の由来と

設置場所の変遷について次のように簡潔に述べている。すなわち、「国学は寛政十年（一七九八）四月に設立せられ、当時最高の学府であったが、始めは公学校所と称した。これは会典並に国学礼学に依ると至聖廟の附設せられないものはこれを国学と称することを得ずといふ支那流の解釈があったからである。そして最初は首里真和志中城（御）殿に仮設してあったが同十二年三月には更に当蔵村勘定座といふ公衙に移転し、其後享和元年（西紀一八〇一）二月に至り龍潭池畔に地を相して工を起し同年十月に落成したから初めて名称を国学と改めてこゝに移転したのである。」（前掲『全集』第二巻、三九一頁、〔 〕内は引用者による）。

その他、真境名は国学のあり方についての的確に論及しているが、その点は割愛し、ここでは「国学規模帳」「同公事帳」の文書上の特徴を簡単に指摘しておきたい。一読して分かるように、「国学公事帳」は他の公事帳と同じように単年の成立（嘉慶六年・一八〇一）であるが、「国学規模帳」は国学の成立過程・整備過程において発給された単行法令を年次順に集めた文書集という性格を持っている。一般的に「与世山親方八重山島規模帳」などの規模帳の成立年は単年であるが、「国学規模帳」は嘉慶三（一七九八）年から同治十三（一八七四）年までの時代幅を持っている。その点が他の規模帳と大きく異なるところである。その他、「琉球資料」（『那覇市史』資料篇第一巻一〇、三二一―三五頁、一九八九年）にも国学に関連する文書が八点含まれている。これらをあわせて検討することによって国学の変遷や運用のあり方が具体的に理解されよう。

真境名の研究成果を基礎に、「国学規模帳」「同公事帳」を全体的に再検討することによって新たな発見と研究の前進が図られることは間違いないと言えよう。

以上のような理由から、現在では入手することが困難となった『日本教育史資料』から「国学規模帳」「同公事帳」を「復元」するものである。ただし、『日本教育史資料』の形式を基本的には踏まえながらも本史料紹介では、以下のように編集上の手を加えた。

凡例

- 1、原文にはない句読点を施した。
 - 2、国学規模帳をⅠとし、国学公事帳をⅡとした。
 - 3、規模帳には文書番号を付した。
 - 4、里之子を子と省略してある箇所などは、（ ）を付して補った。
 - 5、省略された部分は、可能な限り本来の形式に戻した。
- ア、日付や差出・宛先は『日本教育史資料』では、「某月某日名前宛共同前」として略されているが、本来の形式に戻した。
- イ、国学訓飭子論、朱子白鹿洞教條、程董二先生学則及壁書の四文書は『日本教育史資料』では、「巻八本藩学制学校中諸条下二謁記セラレタルヲ以テ茲ニ略ス」とあるが、本来の位置に戻した。
- ウ、壁書は真境名『沖縄教育史要』（『全集』第二巻、三九三―四四頁）を参照し、一つ書きの形式に戻した。

I 国 学 規 模 帳

嘉慶三千年より規模

¹ 本文の通言上相済候段、五月十八日日帳主取伊江(里之)子親雲上より被相渡候也。

覚 写

一 学校所の儀、新敷御造立被仰付迄の内、中城御殿にて教方可被仰付事。

一 学校所師匠の儀、三年勤にて御扶持八石可被成下事。

一 按司一人・親方一人奉行被仰付、中取二人・筆者二人被召付、諸事の規模取究候間は勤通被仰付、夫々相片付候以後、奉行・中取は一年勤可被仰付事。

一 三平等にも学校所一ヶ所宛平等向にて相立、師匠の儀も一人宛被召付、五年勤にて扶持方七石つ、平等向を以相渡可申事。

一 三平等学校所にも按司一人・親方一人宛奉行被仰付、中取二人・筆者二人宛被召付、勤年数は各平等中より申出次第可被仰付事。

右之通被仰付被下度奉存候事。

四月二十一日

2 覚

一 学校所の儀、新敷御造立被仰付迄の内、中城御殿にて教方被仰付、唱の儀於唐無之所は書院と申由候得共、学校所江名付可申事。

一 右師匠の儀、久米村人の内より科調部を以被仰付、三年勤にて御扶

持方八石被成下候事。

一 奉行・中取の儀、此節は新規の事候間、諸事の規向等取究候迄は勤通被仰付、夫々相片付候以後、年季代り被召成事。

一 筆者二人被召付候間、人躰御申出可有之事。

一 学校所江被召入候人数の儀、此節は三平等江名面書出させ候上被仰付答の事。

一 学校所入用の茶・炭・油等の品々も、御物より渡方可有之事。

一 右学校所御取建一件の儀共、右ヶ条の通被仰付、猶又取締等の儀共は奉行・中取吟味を以申出候筋に被仰付度旨被達上聞相済候間、被得其意永々最通、詮立候取締等の儀共委く御吟味を以御申出可被成旨御差図にて候、以上。

五月廿日

豊見城親雲上

学校所奉行

³ 学校所御造立被仰付迄の間、中城御殿にて教方仕候様被仰付置候付、御広間江詰所被仰付度旨奉行被申出候得共、御公界御座にて候間、前の御殿江詰所被仰付、自然多人数相成、前の御殿にて手狭く有之候は、毎朝講談は於御書院聴聞させ候様被仰付度旨被達上聞相済候間、此段致問合候、以上。

午六月五日

伊江(里之)子親雲上

学校所奉行

中城御殿大親

⁴ 本文の通被仰付置候処、高島親方被致病死候付、九月九日科調部の内、

阿波連通事親雲上江中議^{〔大〕}太夫添て跡役被仰付候也。

覚

学校所師匠の儀、久米村人科調部を以被仰付筋最初及御伺候処、新規の事にて学業規模等相立申筈御座候、高島親方にハ先年官生相勤学間并国子監規模等も被存居申候間、一往高島江師匠被仰付諸事規模相定候は、御免被成下、其跡役は此節科調部の内より被仰付、其以後は諸^{〔大〕}太夫の内より見合可被仰付事。

午六月五日

5

覚

一入学の面々勤方の儀、日中詰込させ其取締を以為致出精候方詮定候筋にも御座候得は、都て之人数押並一統詰込申渡候は、公私等に差支、御断ケ間敷申出候次第にハ成行申間敷哉、左候得は毎日の勤は朝々講談の期迄を無懈怠様締方申渡、尤当所江詰込居朝々の外にも諸書講談承度存候方は其通、余は於家内修練候方は面々伺所存折々申勸、於当所は専朝々の取締厳重申付候筋被仰付候は、永々最通其詮相立候様にも相見得申候。

一右通朝々迄の取締に被仰付事候は、按司部中にも歳比御見合を以出勤の模に被仰付度候、左様被仰付候は、入学の者共励にも相成、尤依人躰候ては致出精、拔群詮立候方も可有之候。

一入学人の外にても不依貴賤老若心次第罷出、当所講談承候儀は御免被仰付度。

右者学校所規模の儀、此節は初ての事御座候間、先右通被仰付置、先様都ての人数詰込申渡候ても可最通模様相見得候は、厳重締方

を以通申渡候筋にても現当相試候上、追々吟味を以申上候様被仰付度奉存候、此旨奉得御差図候、以上。

午六月廿三日

学校所中取 棚原親雲上

平敷(里之)子親雲上

同 奉行 具志堅親方

同 師匠 高島親方

伊江按司

本文御申出之通被達上聞相済候間、三平等江も御申渡可被成旨御差図にて候、以上。

伊江親雲上

豊見城親雲上

6 学校所之儀、三平等学校と同唱にて紛敷有之差支申候間、向後国学と唱候様被仰付度達上聞相済候間、此段致御問合候、以上。

午七月廿三日

高江洲^洲親雲上

国学奉行

7 於国学講談相始候日は御光駕被遊講談被聞召上、入学之面々江上意之趣漢文を以被仰下候思召之旨、今日御意被成下候間、被得其意諸事無間違御励可被成旨御差図にて候、以上。

午七月廿三日

高江洲親雲上

国学奉行

8

覚

一此節国学江入学面々別紙之通被備上覽相濟候間、其後三平等江御申渡可被成候、左候て以来入学之者共は平等々学校所奉行より国学江申出、国学奉行より御申出有之候様被仰付候。

一按司衆中国学江御出席之儀付日記に見候、別紙之通三平等より御申出有之、被備上覽相濟候、尤西之平等江は王子衆・按司御掛合を以御出席被成由候付、余平等江も其通被仰付度旨、是又被達上聞相濟候事。

右之通被仰付候間、被得其意三平等江も御通達可被成候、以上。

午七月廿五日

高江洲親雲上

国学奉行

9

覚

一師匠並学生中、講談初之翌日より小帯にて致出入候儀、御免被仰付可被下候。

一入学人之外にても講談聴聞之人数、右同断小帯にて御免被仰付可被下候。

右之通被仰付可被下候、以上。

午九月廿一日

国学奉行 具志堅親方

伊江按司

本文遂披露候処、被達上聞御申出被仰付候、以上。

午九月廿一日

我喜屋親雲上

御本文・御意書、九月廿四日講学御規式の时被成下、三平等・学校所江も御本書を以拝聞被仰付、委細日記に相見得候也。

10-1 國學訓飭士子諭

稽古之學校天子曰辟雍諸侯曰泮宮皆所以興行教化作育人材典至渥也今予國都自古以來未建泮宮典尙闕如應建國學與教化育人材以臻美備然現今國財未裕不遂興建之志故於舊官署權爲國學者派按司向國藩紫巾官向元佐充爲國學奉行並令當座官金世裕麻克昌偕爲中取役督理學務既又簡派紫金大夫蔡世昌以爲學師公同議立學規董勸諸生務期風教修明賢才蔚起庶幾機械作人之意今蔡世昌不幸病故乃命中議大夫林家槐充補學師特製訓言警飭諸生其各諦聽盖古之學者先立品行次及諸藝爾諸生幼聞庭訓長列鄉學朝夕誦讀寧無講究必也躬修實踐砥礪廉隅敦孝順以事親秉忠貞以立志窮經考業勿雜荒誕之談取友親師務化僑盈之氣常防蕩軼母事逸遊苟行止有虧雖讀書何益若夫宅心弗淑行己多愆或蜚語流言惑聽官長或營私獻媚出入權門或依附勢豪欺孤凌弱或招呼朋類樹黨爲援又以當悲當恨之行反爲得計而不公不道之事罔顧害人乃若此人名教不容鄉黨勿齒縱倖脫褫朴窃章縫反之於衷寧無愧乎種々弊端深可痛恨故反復倦々特宜訓言使爾等共體予心恪遵明訓一切痛加改省爭自濯磨勤學積行逢時得志不特爾身有榮即爾祖先亦增光寵矣若乃玩惕勿做暴棄自甘則是爾等冥頑無知終不能率教也既負栽培復于咎戾國法其在予亦不能爲爾等寬矣自茲以往無論名門與寒陋如有積行動學爲國宣猷者則雖布衣子弟我將學而用之如或敗檢踰閑不遵明訓者則雖貴族子孫我將退而去焉凡各學奉行師長並宜傳集諸生多方董勸以副予懷否則職業勿修咎亦難追勿謂予言之不預也爾多士尙謹聽之哉

嘉慶三年戊午九月穀旦訓飭士子諭

10-2 朱子白鹿洞教條

父子有親君臣有義夫婦有別長幼有序朋友有信

右五教之目

堯舜使契爲司徒敬敷五教即此是也學者學此而已其所以學之序亦有五焉具列如左

博學之審問之慎思之明辨之篤行之

右爲學之序

學問思辨四者所以窮理也若夫篤行之事則自修身以至於處事接物亦各有要具列如左

言忠信行篤敬懲忿窒慾遷善改過

右修身之要

正其誼不謀其利明其道不計其功

右處事之要

己所不欲勿施於人行有不得反求諸己

右接物之要

熹竊觀古昔聖賢所以教人爲學之意莫非講明義理以修其身然後推己及人非徒欲其務記覽爲詞章以釣聲名取利祿而已今之爲學者既反是矣然聖賢所以教人之法具存於經有志之士固當熟讀而問辨之苟知理之當然而責其身以必然則夫規矩禁防之具豈待他人設之而後有所持循哉近世於學有規其待學者固已淺矣而其爲法又未必古人之意也故今不復施於此堂而特取凡聖賢所以教人學之大端條列如左而揭之楣間諸君相與講明遵守而責之於身焉則夫思慮云爲之際其所以戒謹恐懼者必有嚴於彼者矣其有不然而出於禁防之外則彼所謂規者必將取之固不得而畧也諸君其念之哉

103 程董二先生學則

凡學於此者必嚴朔望之儀 其日味爽直日一人主擊板始擊威盥漱總櫛

衣冠再擊皆著深衣涼衫升堂師長師弟子詣先聖像前再拜焚香訖又再

拜遂師長西南嚮立諸生之長者率以次東北嚮再拜師長立而扶之長者

一人前致辭訖又再拜師長入於室諸生以次環立再拜退各就業

謹晨昏之令 常日擊板如前再擊諸生升堂序立俟師長出戶立定皆揖次

分兩序相揖而退至夜將寢擊板會揖如朝禮會講會食會茶亦擊板如前

朝揖會講以深衣或涼衫餘以道服褶子

居處必恭 居有常處序坐以齒凡坐必直身正體毋箕踞傾倚交脛搖足寢

必後長者寢勿言當晝勿寢

步立必正 行必徐立必拱必後長者毋背所尊毋踐闕毋跛倚

視聽必端 毋浮視毋傾聽

言語必謹 致詳審重然諾肅聲氣毋輕毋誕毋戲謔誼誹母及鄉里人物長

短及市井鄙俚無益之談

容貌必莊 必端嚴凝重毋輕易放肆毋龕狼傲勿輕有喜怒

衣冠必整 勿爲詭異華靡毋致垢弊簡率雖燕處不得裸袒露頂雖盛暑不

得輒去鞵屨

飲食必節 毋求飽毋貪味食必以時毋耻惡食非節假及尊命不得飲飲不

過三爵勿至醉

出入必省 非尊長呼喚師長使令及己有急幹不得輒出學問出必告反必

面出不易方人不踰期

讀書必專一 必正必肅容計遍數已足而未成誦必須成誦遍數未足雖已

成誦必滿遍數一書已熟方讀一書毋務泛觀毋務強記非聖賢之書勿讀

無益之文勿觀

寫字必楷敬 勿草勿傾欹

几案必整齊 位置有倫簡帙不亂書笥衣篋必謹鋪

堂室必潔淨 逐日直日再擊板如前以水灑堂上良久以帚掃去塵埃以巾

枚拭几案其餘悉令齊僕掃拭之別有穢污悉令掃除不拘早晚

相呼必以齒 年長倍者以丈十年長以兄年相若者以字勿以爾汝書問稱

謂亦如之

接見必有定 凡客請見師坐定直日擊板諸生如其服升堂序揖立侍師長

命之退則退若客於諸生中有自欲相見者則見師長畢就其位見之非其

類者勿與親狎

修業有餘功游藝有適性 彈琴習射投壺各有儀矩非時勿弄博奕鄙事不

宜親學

使人莊以恕而專所聽 擇謹愿勤力者莊以監之恕以待之有小過者訶之

甚則白於師長懲之不悛衆稟師長遣之不許直行已意苟日從事於斯而

不敢忽則入德之方庶乎其近矣

道不遠人理不外事故古之教者自其能食能言而所以訓導之整齊之

者莫不有法而況家塾黨庠術序之間乎彼學者所以入孝出弟謹信群

居終日德進業修而暑慢放肆之氣不設於身體者由此故也番陽程端

蒙與其友生董銖共爲此書將以教其鄉人子弟而作新之蓋有古人不

學之遺意矣余以爲凡爲庠序之師者能以是率其徒則所謂成人有德

小子有造者將復見於今日矣於以助於后王降德之意豈不美哉淳熙

丁未十一月甲子新安朱熹書白鹿洞教條乃文公朱先生所集聖賢之

成訓而學則者鄉先生程董二公之所爲文公嘗有取焉者也今合二者

而並揭之一則舉其學問之宏綱大目而使人之知所用力一則定爲群

居日用之常儀而使人有所循即大小學之遺法也學者誠能從事於此

則本末相須内外交養而入道之方備矣寶佑戊午元日饒魯謹書今合
教條學則揭之斟酌本國之禮法可行之也

嘉慶三年戊午九月吉日記

104 壁 書

(一) 每朝開鐘時分出勤、酉時迄相詰可致出精事。

(二) 公私等ノ節モ可成程講談ノ期ハ致出勤、講談以後暇可申出、尤早朝

ヨリ暇不申出候テ不叶公私ハ相仕舞次第何時ヨリモ出勤ノ事。

(三) 不快ノ方本復次第何時ヨリモ出勤ノ事。

(四) 不快ノ方五日迄ハ日々暇申出、猶本復無之方ハ醫者次書ヲ以テ快氣

ノ間暇可申出事。

(五) 兩人宛關取ヲ以テ昨日ノ講章可致復講事。

附復講ハ前日ニ三四人宛組合、相互ニ講釋ヲ以テ致評論、不審ノ

處ハ師匠ヘモ再問致議定置、意味不致紛亂樣隨分細密ニ可講事。

(六) 入學ノ面々ハ朝々出勤ノ方速モ復講ノ勤ハ可爲餘並ノ通事。

但講談以後ヨリ暇乞ノ方本文同斷。

(七) 食事ノ儀、或ハ取寄或ハ於家內相用候共勝手次第、尤於家內相用候

方一同ニ暇可申出事。

(八) 何ソニ付講談聞後レノ方ハ師匠隙ヲ伺、其斷ヲ以テ則々致聽聞、尤

四五日モ打續キ聞後レ候方ハ又四五日內可致聽聞事。

(九) 當日講談聽聞ノ處、五十篇次日右同ノ處二十篇可致反復事。

附本文承候書物ノ外、聽聞ノ書ハ當日十篇次日可承處、五篇反復

可有之候。

(十) 此程講談承置候諸書不斷反復ヲ以可致玩味事。

(一)草臥相付候砌御座敷近邊へ相慰候儀免許ノ事。

(二)無益ノ咄ニ時刻ヲ移ス間敷事。

(三)學宮ノ外無用ニ御殿中致徘徊間敷事。

右ノ條々可相守者也。

未正月廿四日

11 覚

一 毎月一度構の中江出席にて試業被仰付度奉存候。

一二・五・八・十一月一ヶ年四度表御人数御出席にて、右同断被仰付度奉存候。

右の通被仰付度奉存候業数の儀、諸書点入・評議・手跡・作文等申付、夫々番付を以奉掛御目候様仕度候得共、当分右の諸業は相達不申由申出候間、先以昨日承候講章評議申付候様被仰付可被下候、以上。

午十二月

国学中取 渡嘉敷(里之)子親雲上

平敷(里之)子親雲上

同 師匠 阿波連通事親雲上

同 奉行 具志堅親方

伊江按司

(之側)

本文御申出通、毎月一度宛御鎖の例・日帳主取の内一人罷出、学生共書物評議承、毎年二・五・八・十一月、四度は摂政・三司官・御物奉行・申口・吟味役罷出、右同断承候様被仰付度旨被達上聞相濟候、以上。

未正月廿四日

高江洲親雲上

12 覚

一 正月元日より初講談の前日迄、同十五日・十六日、五月四日、同月稲の穂祭り、六月同大祭り、七月十一日より十六日迄、十一月冬至、十二月廿六日より卅日迄。

右の日数は講談差留候様仕可申候、此段申上候、以上。

午十二月

高江洲親雲上

本文御申出の通被仰付度旨上聞相濟候、以上。

未正月廿四日

13 今般厚思召を以国学被召建叡慮の程御意書被成下、講席江も折々御光

駕被遊候御事、誠に難有次第御座候得共、入学の面々日夜致勤勉少も倦怠の儀は有之間敷候得共、万一取違相厭候体有之候ては、第一思召不奉応其身の爲にも不宜事に候、学問は修身の要務にて急学には脩練難成、涵養の功を以進益有之事候得は随分無油断致修行、往々其詮相立候様専心掛候儀切要の事候、条件の趣意いつれも得と致勘弁、先様猶以無怠慢相励候様可申渡候、尤取締等の儀も別冊申出の通備上覽相渡候間、往々無緩疎可致下知者也。

未正月廿四日

評定所

国学奉行

14 国学講談師匠何歟に付引入の節は、久米村人の内より御印紙を以足被仰付筈候間、自然右体の節国学奉行より問合有之候は、両三人程見合寄書を以同奉行江可被差出旨御差図にて候、以上。

未正月廿四日

惣役

長史
右の通被仰渡候間、其心得可被成候、以上。

〔洲〕
未正月廿四日
高江淵親雲上
国学奉行

15 一 毎年正月初講談之日柄具志堅親方登城、高江淵親雲上御取次を以奉
〔洲〕
得御差図候処、正月八日定日相立可宜段被仰渡候事。

16 覚

当座奉行中取之儀、諸事之規向取究候間は、勤通にて夫々相片付候以後は老年勤被仰付候段被仰渡、大概之規向は此程得御差図候上、当分取行申事候得共、後來相掛候儀共は急速には難考付候間、時々奉行・中取吟味を以申上候様被仰付、伊江・平敷は当三六月、津嘉山・渡嘉敷は当十二月代り合にて夫より一年勤被仰付度奉存候、此段申上候、以上。

未五月
国学中取
渡嘉敷(里之)子親雲上
平敷(里之)子親雲上
同 奉行
津嘉山親方
伊江按司

17 一 先達て国学御創立三平等江も学校所相立諸人学問被仰付、不依貴賤修練之功衆並に抽、行跡等宜有之方は御取立可被仰付候旨、御諭之趣難有奉拜聞居候付ては無倦怠修練可有之処、其□□之様無之、頃日不出精成行候由相聞へ、畢竟御趣意之程深不奉汲受方に相見得奉恐入事に候、適厚思召を以古来無之学宮被召建置御事に候得は、い

18 覚

つれも学業相励風俗等も宜相成、其詮相立候様無之候て不叶儀に候、其上追々冠船御渡来も有之御外間にも相成事候故、以来取締方之儀共達上聞、別紙之達申渡候条被得其意、学生共江も右之旨趣具に申聞、自今以後無怠慢随分精入候様策励可被致候、年若之者共は勤弁薄一通申聞候迄にては届兼可申候間、親兄弟共より毎々丁寧に申聞往々勸立候様可取計者也。

申三月十八日
評定所
国学奉行

一 按司以下歴々方之子弟、直奉行・中取役江可相進家格之面々は、平等学校所にて学問相教、修学之功見合、右奉行より申出候は、国学江被召入、国学にて猶又随分為致出精、修練之功見合申出候方は役務に被召進、国学にて修学無之方は初御奉公不被仰付候事。

一 平人之儀は身帶之厚薄又は其身の性質に応し文筆其外芸術共相嗜、御奉公之趣向人々相替事候得は、一統前条通之張合にては差支可申候間、各於平等学相教、人体又は学問等之程合、右奉行より見合申出候は、国学江被召入事。

一 学生共多年無懈出精之者は可申出、自然不出精又は不行儀之者候は、厳責、其上於奉承知は屹と可申出事。

一 国学講談師匠之儀、日中之勤迄にては多人数之教方届兼可申候間、向後昼夜共詰込厳重相教候様可致事。

一 同奉行・中取之儀、朝より晚迄詰居、学生共勸立候儀も専右役々之引勸に相掛不輕動向候故、此節より奉行・中取・筆者迄式年勤に被

召成、諸役人同前言上を以被仰付、役知並御扶持方被成下、公事拝をも被召付、是又御扶持方被成下候事。

一 国学の儀、中城御殿江被仰付置候得共、此節より勘定座は国学被召成候間、急度引移可申事。

右の通達上聞申渡候条被得其意、講談師匠其外面々江委曲可被申渡候、左候て急度勘定座江引移候上、猶又取締等の儀共吟味を以可被申出者也。

申三月十八日

評定所

国学奉行

19

覚

国学筆者の儀、此節より御扶持方被成下、以来式年勤被仰付置候処、右筆者退役の節直代合仕候ては諸事差支候儀共可有之候間、諸座並に仮筆者式人被召付、本役打込を以諸御用向相勤候様被仰付度奉存候、以上。

申三月

国学中取

佐久本(里之)子親雲上

田場(里之)子親雲上

同 奉行

知花親方

真壁按司

20 此程学生中勤星迄を月々被書出事候得共、以来は奉行・師匠・中取勤

星学生同前月々被書出、年中の勤星は毎年十二月末に取_(州)被書出候様被仰付候間、左様御心得可被成旨御差図にて候、以上。

申四月廿七日

高江淵親雲上

国学奉行

21

覚

一 入学人の内より見合十人学長職相定、二組人数分を以為致出精候は、猶以学業励立、何れも出精仕筈御座候間、其通被仰付度奉存候。
一 学生中無懈怠致出精、勤柄宜相見得候方は役務に被召進候間、時々見合を以可申出旨被仰渡、弥其通申上筈御座候、其外の学生役願の方は於国学学問相勤候段、奉行次書を以申出候は、締向の為に可相成と存申候間、其通被仰付度奉存候。

右の通奉得御差図候条、御賢慮の上被仰付度奉存候、以上。

申閏四月五日

国学中取

佐久本(里之)子親雲上

田場(里之)子親雲上

同 奉行

知花親方

真壁按司

22

覚

毎年国学講談初の儀、正月八日定日被仰付置候処、年頭礼廻り又は焼香等仕候とて、朝の講談承迄にて都て暇を乞、返履等不仕稽古方にも差支申事候間、十六日迄は御免被仰付度旨、学生中申出趣有之候間、来正月より講談初の儀、十七日定日被仰付被下度奉存候、此段奉得御差図候、以上。

申十一月十九日

国学中取

佐久本里之子親雲上

田場里之子親雲上

同 奉行

知花親方

23 覚

真壁按司

平人の儀、平等学校奉行より人体見合、申出次第入學被仰付候処、余の学生とは御奉公向相替候故、学問一篇の勤迄にても罷不成、文筆・算術等不相嗜候て不叶事候間、勝手次第加勢御奉公等に相進度願出候方は、吟味の上申出候は、入學御免の模に被仰付度奉存候、此旨奉得御差図候、以上。

亥十一月

国学中取 宮里親雲上

羽地(里之)子親雲上

同 奉行 佐渡山親方

本部按司

本文被達上聞御申出の通被仰付候、以上。

亥十一月晦日

摩文仁親雲上

兼ヶ段親雲上

伊江親雲上

24 学生勤向薄者は一向御奉公不被仰付方にも相成、不便に被思召候間、役務に被召進候ても締向に不差障致様は有之間敷候哉、吟味を以可申上旨被仰渡候付、私共申談候様左に申上候。

一 学生役願の方は修学の功又は勤向等見合、申出次第役務に被召進候は、我増勵立往々学問相広、第一締向の爲にも可罷成儀と存申候間、弥其通被仰付度奉存候、然共鍛練の功又は勤向相劣候迎、いつとなく初役不被仰付候ては御奉公罷出筋に相成、如何敷存申候間、

初役に相進候年比余程相過出精の者江不差障様、御見合を以初御奉公被仰出候は、締向の故障には罷成間敷哉と存申候。

一直り奉行・中取役江可相進家格の者、何敷不便に付長々引入歳比相過、夫より御奉公に志候方は国学江被召入、修学為致候様にも難仕候間、右体の者役願の砌、三十五・六歳以上は当所次書無之候ても御取持被遊度奉存候。

右通申上候間、何分御賢慮次第被仰付度奉存候、以上。

亥十一月

摩文仁親雲上

兼ヶ段親雲上

伊江親雲上

本文被達上聞都て御申出の通被仰付候間、以後共不締不相成様、勤務可被致旨御差図にて候、以上。

亥十一月

摩文仁親雲上

兼ヶ段親雲上

伊江親雲上

25 覚

先達て国学被召立、厚御教育被仰付置候付ては、何ぞ知識致開発往々御国家の御用相立申度、何れも相勵申事御座候、然れは手跡・文章・算法等の儀、是又六芸の内難差欠芸術余力を以成共、随分稽古仕度心懸罷在候得共、於国学所は専経書討論仕事にて、右の数芸稽古仕候儀難叶、依て申談候は六月より七月迄は極暑の時分、経書の工夫も墓行不申候間、其内御暇被下勝手次第、右芸術稽古有之候様被仰付度此段申上候間、何分にも御吟味被成被下度奉存候、以上。

亥五月

学生中連印

右申出の通手跡・文章・算法等の儀も難差欠芸術、取分於御当地は日用の筆談専和格を用申事にて、其嗜無之候ては差当御国家の御用難相立筈御座候間、申出候通六月朔日より七月中出勤差免、其内右芸術稽古仕候様被仰付可然哉と奉存候、併何分にも御賢慮次第奉存候、以上。

亥五月

国学中取

宮里親雲上

羽地(里之)子親雲上

同 奉行

佐渡山親方

本部按司

26

覚

学生共初役被仰付候て以後再学為仕候様に相成間敷哉、吟味を以可申上旨先比被仰渡、吟味の趣申上候処、再学の儀、余の仮御奉公相勤候者より功労重き方に御取持、尤修学の程相定候者は格別御取立可被仰付段、御張紙を以被仰渡候付願の方相尋、三平等へも相達候得共罷居不申、其段首尾申出置候、然共適学問繁栄の為被仰渡置候事候得は、願人勸立候様猶又私共申談候趣、左に申上候。

一再学の儀、余の仮御奉公より功労重方に御取持被仰付御事候得は、

願人勸立可申候得共、諸奉行格の面々仮御奉公は二・三ヶ所も致掛勤候は、両三年程には役所も被仰付候、学問の儀は他事に心を寄候ては不罷成事にて、余の仮御奉公等掛勤候様には不罷成候故、おのつから諸方仮御奉公掛勤の方より功劣相成候、所より適学問に心懸候者も自然と取止候方存当申候間、功労重被遊、御取持人数の儀は三人に限り被仰付置、諸書繰方等被仰付候ても御用支不罷成様

為致出精、来年より先年々一人宛役儀被仰付候は、学問繁栄修学の詮相立候者も出来可申哉と奉存候。

一初役以後直り立身可仕家格の面々再学に志候者罷出候は、右三人の外に被召入、修学出精仕候方は、取分御見合被仰付度奉存候。

一再学可仕人体調部方の儀、学生中江為吟味候上、奉行・中取相調部申出候て、御見合被仰付度奉存候。

右通被仰付候は、再学願の方出来申積と存当申候間、御賢慮の上何分にも被仰付度奉存、此段申上候、以上。

子六月

国学中取

宮里親雲上

仲井真親雲上

同 奉行

豊見山親方

羽地按司

本文逐披露候処都て御申出通被仰付候間、再学に志願出候節は能々人体見合を以御申出可被成旨御差図にて候、以上。

子七月廿三日

摩文仁親雲上

兼ヶ段親雲上

富川親雲上

27 一学生中勤星惣綱(総)の儀、各致披見候得は差支候儀共出来可申候間、向

後奉行加護に仕付候事。

一毎月七日毎、当座御加護の御書物さかし方に付、学生中朝の講談承候てよりは出勤御免の事。

28

覚

医道稽古の面々江も当所江被召入、御教育被仰付置候付、取分修学出
精相勤候者は学生同様の振合を以御位被成下度旨、別紙の通御医者中
申出の趣有之私共吟味仕候処、学生共江は御褒美御位被成下候事にて、
医道稽古の者共にも随分心之及修学出精いたし預、御褒賞も有之、念
望は申出の通可有之積候得は、向後医道稽古の者共よりも学功見合申
出候は、学生同前位階無御構為御褒美筑登の座敷并若連子黄冠御位
の間一人被成下度、尤右稽古の内無系の者も罷在申候間、是又同様被
成下度奉存候、左様被仰付候て先様猶以修学励立、殊に御教育の御趣
意にも相叶可申哉と、此旨奉得御差図候条、何分にも御賢慮の上被仰
付度奉存候、以上。

午十月

国学中取 久志(里之)子親雲上

龜浜(里之)子親雲上

同 奉行 伊志嶺親方

国頭按司

本文逐披露候処、御申出通別段御位被成下候筋には難被仰付候、然共医
道稽古人にも学業の励有之、格別成者は其御見合可被仰付候間、向後取
分出精の稜有之方は、諸生江年々御位被成下候人数二人の内に相込、御
申出可被成旨御差図にて候、以上。

午十一月廿二日

大山親雲上

29 覚

当所学生共の儀、六月より七月迄は極暑の時分経書の工夫募行不申候
間、其内御暇被下勝手次第文筆・算法等稽古仕候様被仰付度旨、嘉慶
八年得御差図其通被仰付御規模相成居候処、猶又去巳年学生共申出趣

有之、朝々の講談は引通聴聞被仰付置事候処、極暑の時分は経書の工
夫募兼候付、其内文筆・算法等の芸術稽古仕度候間、以前の通六・七
月中出席御免にて、点入御試は此中の通被仰付度、再学并学生中申出
趣有之、得と相考候得は、右申出通極暑の時分は経書の工夫募兼、勿
論文筆・算法等も公私共難差欠芸術、就中東京御幕下に相成候付ては
家格の面々芸術は不及申、東京御格式・口上等取分相嗜候様、先様而
被仰渡趣も御座候付、是又深不相嗜候て不叶事候処、於国学所は専経
書討論迄の事にて、右等の事件思様稽古届兼可申と被存申候間、以前
の通六・七月中出席御免被仰付、月々試の儀は是迄の通被仰付度、左
様御座候は、文筆・算法・東京御格式・言辞等屹と心掛相嗜、出世
の上御用弁の為可相成と奉存、此段奉得御差図候間、御賢慮の上何分
にも被仰付度奉存候、以上。

同治十三年甲戌三月

国学中取 恩河親雲上

浦添(里之)子親雲上

国頭(里之)子親雲上

同 奉行 前川親方

安室親方

国頭按司

玉川按司

30 覚

一当所諸生共の儀、四季は四書・五経・史記点入、月々講説書御試被
仰付候処、前々の通四書・五経・史記点入被仰付度趣、諸生共申出
有之、右に付師匠并再学共江吟味申渡精々相考候処、学問は理学に

入精候儀肝要の事にて、講説書は旨趣玩味の方一段可宜吟味を以、去々年十二月得御差図、其通被仰置事候得共、人体次第其弁薄月々勝負の方に心掛候、御分体註背読等の稽古而已いたし、意趣玩味の向江者心入薄体相見得、今形にては修学の程薄、御教育の御趣意にも相叶申間敷候、点入は意味曉得不申は不相成事にて、点入仕させ候は、理学之便は勿論、知識の広にも相成可申と存申候間、以来月々点入に被召成、左候て四書・五経は差限、史記の場は右に不限、当所御格護御書物の内より広見合候様、被仰付度奉存候、以上。

同治十二年癸酉十二月 国学中取 恩河親雲上

浦添(里之)子親雲上

国頭(里之)子親雲上

同 奉行 前川親方

安室親方

国頭按司

玉川按司

31

覚

(之)

此節再学明合科試に付、聖廟仮御番役知念筑登の、右科相勤秀立候は、本職懸て再学被仰付度申出趣有之、余例をも相糺させ候処、聖廟御番役本部(里之)子親雲上本職懸て大与座仮筆者被仰付、右知念事中城御殿御近習筆者の時再学懸勤被仰付事候、依之申談候処、御番役の儀、平日左程繁多の勤にて無之、勿論都ての御用筆者打合相弁候付、右兩所繁多の勤さへ懸勤被仰付事候、再学の後時々縁物の御用迄を被仰付候上、再学御番役は一所之事故、懸勤させ候ても御用の支には相成申

間敷と存申候間、知念申出之通懸勤させ候様被仰付度、此段奉得御差図候、以上。

同治十三年甲戌三月

国学中取 恩河親雲上

浦添(里之)子親雲上

国頭(里之)子親雲上

同 奉行 前川親方

安室親方

国頭按司

玉川按司

本文御申出候通被仰付、左候て本御番役江進候は、右勤中再学御心付の飯米は不被成下候、以上。

戊三月

(武)
喜屋式親雲上

32

覚

頃日家格の学生共不精に打過候段、御沙汰之趣承知仕、則我々も奉恐入事にて、取締の手筋書面を以て申出候様、学生共江申渡候処、精不精見合勤星を以賞罪取行、且軒も家格は一所に被仰付度、別紙之通申出趣有之手筋可宜儀にて、当月より其通取行申候、右に付ては御小姓共にも夫に応し重方に無之候て不叶、是迄当所勤星五ツ以上有之方は、仕来を以本職之星取持来候処、右通相成候は、当分五ツの勤星にては学生共締向に不相並段は勿論、勤中には公星相募、夫丈出精無之方も早致役出事にて、旁以余の学生共及迷惑候付、規模帳等取糺させ候得共不相見得、道光十一年奉行・中取吟味を以勤星十以上無之方は、本職之星取持不申段内模有之、此節より其通相改候段申達候処、御小姓

共勤前の儀、平日至極繁務に有之事にて、十に相改候は、年中には一ヶ月連も全取得候儀難成、殊に右仕向に相成候は、本人拝人差支候節は代御番へ差支候間、此中之通五ツ以上の勤星有之方は本職之勤星取持様、別紙之通御書院奉行・当より問合之趣有之候、依之相考候得は御小姓之儀、六人にて三番に相賦、兩人にて昼詰夜詰一人宛先縁を以相勤、中城御殿御小姓も三人にて三番に相勤、尤何歟惣揃の節は此方勤星無構公星取持、惣揃一ヶ月に不満内は日数割合、当所拾日の勤星も相減り候付、修学之志有之候は、拾日の勤星は随分取得申事にて、何ぞ迷惑の方には相見得不申、且当所詰込致修学候連、代御番の節御用支相成候方には何共難存当事にて、旁以奉行・当御申出通には吟味難相付次第御座候、然は家格の面々役出被仰付候儀、専修学の功御見合を以被仰付候處、公星重方に取持、当所勤星輕方に相成候は、余の学生共迷惑は勿論、適修学の功御見合役出被仰付候御趣意にも不相叶事候間、内模の通拾日の勤星無之候は、本職之星取持不申方に被仰付度、学生は勤星之儀、是迄当所取計を以取行来事候得共、規模帳に載付不申は跡役見付次第致反覆、学生共令疑惑締向之故障可相成と存申候間、右申上候通被仰付、規模帳に載付候様被仰付度、別紙三通相添、此段奉得御差図候間、何分にも御賢慮之上被仰付度奉存候、以上。

同治十三年甲戌四月

国学中取 恩河親雲上

浦添(里之)子親雲上

国頭(里之)子親雲上

同 奉行 前川親方

安室親方

国頭按司

玉川按司

本文遂披露候處、家格の学生共別段軒差分并御書院・中城御殿御小姓勤星一件、又は廿日以上の勤星有之方、為褒美五日の星被成下候儀は御申通被仰付、尤勤星十二日無之方、五日之勤星被召□候得は不被仰付候、以上。

附、軒致差分候儀は、学生共好次第に打懸事にて、控帳に不組入様御心得可被成旨被仰付候。

戊四月

喜屋式親雲上
〔武〕

幸地親雲上

33 覚

当所公事拝の儀、三人被召立三番に相賦、一人宛先縁を以相勤来事御座候處、以前は諸生共丈夫繁榮無之候上御用向も少候付、右通三人にても兎哉角相弁為申由候處、当時学業分けて御引勤被為在候付、諸生共繁榮最早三百人余に相及、且按司衆再役内は外再学被召入、師匠も別段無召立、當時按司衆并学生中口中詰込学業出精いたし候上、御用向も以前に替り格別多成来候付、右通公事拝共老番に老人にては何分にも難及年式候上、何歟外御用江罷出候節は明ヶ置候体にて、御用支は勿論、諸生共学業の支相成可申候間、當時按司衆別段に御差分ケ、学業御引勤被為在候次第等旁御吟味被成下、知己は三人被召付、勲功御取持の儀も西の御殿知己は同様被仰付度、此段奉得御差図候、以上。

同治十二年癸酉十月

国学中取 恩河親雲上

浦添(里之)子親雲上

国頭(里之)子親雲上

同
奉行

与座親方

安室親方

玉川按司

具志川按司

II 国学公事帳

毎日公事之事

一 毎日、奉行・師匠・中取・再学人・学生中・筆者迄、早朝出勤、晩詰之事。

一再学人・学生中罷出次第、奉行・師匠・中取へ一礼仕候事。

附、師匠者昼夜共詰居候付、再学人・学生中習学にて夜迄相勤候節は月番之中取同断詰居候也、五ツ時成候て罷出候は、其断を以相勤、九ツ頭上り罷出候は、欠星可相記事。

一 役々并再学人・学生中暇乞の方は筆者承届、委細看盤に書記、奉行・中取・師匠入披見候事。

附り、役々朝の間暇乞の方は九ツ内出勤の事、九ツ打候て罷出候は、是又欠星可相記事。

一 酉時成候は、役々并再学人・学生中星帳星差、奉行・中取・師匠入披見候事。

附、役々并再学人・学生中勤星各規模見合星差候事、奉行・中取・師匠勤星は九星の事、再学人・学生并筆者勤星の儀は、中取印形の事。

一 講談時分相成候半は、奉行・師匠・中取北表八畳敷へ着、師匠老人充講堂へ罷出講談相始候事。

一 同時師匠見台并鬨筒、直の学生・再学人・学生中、官位・歳兄次第二畳目頭より着座、師匠見台の本へ着候得は何れも一礼、講談相済師匠鬨取候て申達候は、差寄評議いたし、本座へ着候得は何れも又一礼、師匠致退去候は、見台鬨筒取治候事。

一書物の儀は、朝々は專四書・五經又は小学・近思錄講談有之候、間々は史記・詩文の類にても不差障書は講談候共不苦候事。

一毎朝開鐘前、御本門之左右并北表脇御門公事拝にて明ヶ、鼓責成候は、本御門左右は閉、北の脇門は御用済次第可閉事。

一南表御屋敷への御門、平日閉置候事。

一堂中毎日箒ふき方又は用水汲入方、公事拝受込の事。

一南表御屋敷御圍并御屋敷内外惣払除、上り御用水汲入方、払除当請込の事。

一御休息所の義、朝晩戸開き閉、御殿并御畳筆者共入念致見格護、且箒并ふき方等も月番中取より時々沙汰可有之事。

附、平日御光駕不被遊節々は、御同所六尺御縁類へも再学人共詰所被仰付候間、御殿御守護向の儀は、右面々よりも時々差引可有之事。

一堂中箒并ふき方又は御屋敷中惣払除迄、月番の中取・筆者見廻り時々沙汰可有之事。

一夜詰の義、筆者耆人・公事拝耆人・拝共番日毎看盤に名面差出、昼夜共不明様可相勤候、病氣又は何歟付代り御番有之節は、拝の方より代合相詰、尤其首尾奉行可承届事。

一茶湯方火用心の義、能々入念候様毎日沙汰いたし、学生中帰宅次第たはこ盆取寄御火消させ、其首尾中取承届当番の夜詰へ引渡候事。

一師匠詰所火用心、師匠にて能々入念致格護、帰宅の節は御火消候段、首尾申出候半は筆者を以為致跡見、中取首尾承届候事。

一茶具・たはこ盆類は小帳を以て公事拝へ為渡置、番代り每次受取させ、其首尾筆者承届候事。

諸公事の事

一毎年正月元日、御床真松立御門に聯押候事。

附、元日・十五日・冬至又は五節句の時、本御門開候事。

一同十七日・講談始の日、御意書掛、奉行・師匠・中取・再学人・学生中順々着座、御意書へ御礼手を合、済て講談相始候事。

附、奉行式人・講談師匠耆人、官話・詩文の師匠耆人、御茶・御菓子被成下、即日奉行登城、御近習御取次美拝申上候事。薄御茶は御書院より請取、千餅・御菓子御台所より寄来候定例にて候也。

一入学人の外にも心次第罷出当所講談承候義、御免の事。

一師匠并再学人・学生中、毎月朔日・十六日其外式立の場は大帶にて罷出、平日には小帶御免の事。

一毎月朔日・十五日御床御意書掛、奉行・中取・師匠・再学人・学生中、着座手を合、済て講談有之候事。

附、教条・字則・壁書拝見の事。

一当所講談被聞召候義も候に付、書物部替り又は初て講談有之書物は、御近習迄前以知せ上候事。

一表御方より被仰渡候御書付、又は得御差図置候書付類、其外後證に相成候諸書付等、入念格護可仕事。

一規模帳に可書載義は別に書次、三司官御印添候事。

一日記可書載義者下書を以て中取調部に入、別に清帳に書載、奉行鎖印仕置、耆年総仕候事。

一毎年再学人・学生共御位願并役願之義、六月は三月廿日迄、十二月は九月廿日迄之勤星取、奉行・中取知り方又は面々願書次番にて

可差出事。

一再学人・学生出入之時は、別に入学人帳へ書記、奉行鎖印仕候事。

一御物帳之義、直所又は受取之品別に帳に書入、奉行行印仕置、入書多罷成候は、書改、三司官御印添候事。

一南表御屋敷并国学・松崎・魚小堀辺迄植付置候樹木、随分致盛生候様不断氣を付見格護いたし、自然鹿末之者有之候半は別に可申出事。

一御意書中取封の事。

一筆者代合の節は御物帳表相改次受取仕候事。

一夏冬共一ヶ月分中茶三斤 納殿

右同、炭百八拾斤 大台所

一ヶ月分百田紙三拾五枚 御用物座

右同、はせを紙三帖拾三枚 同所

右同、流三の筆三本 同所

右同、夏冬共菜種子油三盃二合四勺 錢御藏

右同、引燈心六合 同所

右同、竹箒式結 普請奉行所

右同、竹箒式結 普請奉行所

右同、朱墨式丁 同所

正月元日聯書用黄染唐紙七枚 同所

右同、達磨墨耒挺 同所

右同、聯押用しようふ耒台 大台所

右、定手形被仰付置候に付、筆者請取書を以請取候事。

一百田紙・はせを紙・小文筆

右者再学人江諸書線方被仰付候節、諸書拔書并日記調用として、其

節用分の員数、印紙を以て御用物座より受取候事。

一当座御受次御鎖の例・日帳主取構之事。^{〔之側〕}

一毎南通書耒冊充被下候間、其砌は筆者下庫理へ罷出受取之事。

一正月元日より十六日迄、同廿一日湯原馬揃、同廿七月初御馬揃、麦

二御祭、三月三日、四月畔払、五月四日、稲二御祭、七月十一日よ

り十六日迄、冬至、十二月廿六日より極日迄、講談差留昼詰の外、

座詰御免の事。

一忌係りの時勤繁多に付て差支、月に替罷出候て不叶節、奉行・師

匠は表御方江申上、中取已下は奉行承、出勤させ候事。

附、中取・筆者月に不替内は表御方へ申上出勤させ可申事。

一大風の催有之時は、千旗柱倒、御門額取卸、御殿中風構、普請奉行

所受込被仰付候事。

一同時、中取以下公事拜・御払除当迄、早速罷出見格護可仕事。

一国学取締等の義は、奉行・中取吟味を以申上候様被仰付候に付、随

分最通、先様猶以入学致繁榮候様取計、存寄之程は縦令此程行来候

規向迎も不差扣、時々得御差図相改候事。

表御方より試業之事

一毎月一度完学生中為試業、御鎖の例・日帳主取之内老人被差出候付、^{〔之側〕}

中取登城、日柄相伺候事。

但、業数之義、前日承り置候講章・評議迄を仕事候得共、其分に

ては出精・不出精の程然と分り兼候付、漸々には講書之内点入

候哉、無点之書為致素読候乎、此間承り置き候講書之内より闕

取りを以て為致評議候乎、其外文筆等の試も有之度儀に候間、

先様見合せを以て時々差得御差図申付候事。^{〔△△〕}

一 試業之日、御鎖之例・日帳主取之内老人被差出、奉行詰座へ着候は、再学人・学生中一礼有之、講談時分には講堂客屋表へ着座、奉行・師匠・中取座着并に講談・評議等平日通候事。

一 毎年二・五・八・十一月学生中為試業、摂政・三司官・御物奉行・申口・吟味役御出被成候付、中取登城日柄伺、再学人・学生中へも相達候事。

但、書物何書・何の巻と取添申上候事。

一 試業の日、御出前遠目付置、筆は御出之砌、奉行・師匠・中取北表八畳敷前の御縁頼にて御礼、御帰の節も右同断御礼相勤候事。

一同日、南表八畳敷講堂の間戸取迦置、摂政・三司官衆・十五人御出被成候得は、奉行・中取・師匠・再学人・学生段々罷出、摂政江御一礼、三司官衆御一礼、御茶・御たはこ益且講堂江師匠并再学人・学生中列座、奉行・中取北表次の八畳敷江列座、講談の御時分摂政・三司官へ奉行、十五人へ中取申上、摂政・三司官衆講堂上、表十五人南表の八畳敷へ御着座、師匠差寄御礼にて見台の本へ着、講談相済、左候て鬨あたり候方両三人にても四・五人にても御差図次第罷出、評議相済、御礼にて本座江着、師匠本座仕候得は御退去被成候事。

学生并再学人・医道稽古人入学之事

一 入学人の儀、平等学校奉行より面立を以て申出候は、奉行次書を以て表御方へ差出、左候て被達上聞、三司官御印押被下候は、兩三日中御請申上候様取添申達、平等学(校)奉行江も致通達候事。

一 再学三人の内代合有之節は、平等学校奉行と致通達、願の方寄書差

出させ人体相調へ奉行知り方を以差出、左候て被達上聞、三司官御印押被下候は、兩三日中御請申上候様取添申達候事。

一 右三人の外再等学^{〔学等〕}に志候方は願出次第、奉行知り方を以て差出候は、右同前被仰付候事。

一 医道稽古人の儀、御医者中知り方にて願出候は、奉行次書を以て差出候は、右同前被仰付候事。

一 入学被仰付候得者兩三日中登城、表御方御取次御受申上、左候て御近習御取次、御拜申上候事。

一 御請の日座元江罷出、奉行・中取・師匠門中江も届有之、左候て講堂江奉行・中取・師匠出席、入学人罷出、御定書拜聞御礼手を合、御評定所御書出教条・字則・壁書拜見仕させ候事。

一 入学人之内病氣杯と申断ケ間敷有之候ては、甚不取締に罷成事に候間、右体之次第申出候は、奉行・中取承届、緩々養生いたさせ快氣次第出勤申渡候、自然兩三年迄快無之、是非共御断不仕候ては不叶訳、医者次書を以て申出候は、能々吟味之上奉行次書を以表御方へ差出被奉備上覽、三司官御印押被下候は、主へ相渡、平等学校所江も其段相達候事。

勤星首尾方之事

一 奉行・師匠・中取勤星之義、毎月取^レ官位・歳兄次第百田紙半切に書調、次月朔日御評定所へ可差出候、且亦年中勤星之儀も十二月二十五日まで取^レ、奉行兩人は一紙、師匠・中取者一紙にて書認、毎十二月廿七日限御評定所筆者取次差出候事。

附

一書様学生勤星取^レ書之通、公星は内何日公と書候也。

一奉行・師匠・中取・再学人・学生中勤星之儀、月々御評定所へ差出候通書調押付、且ツ亦年中勤星も同断押付候なり。

一役々勤星帳毎月取^レ、翌月五日限り申口方筆者取次座印申請置、格護仕置候事。

一再学人・学生中勤星毎月取^レ、百田紙半切に書調、中取糺合奉行見届、次月朔日御評定所筆者取次差出候は、被御覧届、且亦年中勤星之儀、十二月廿五日までは取^レ、老通は百田紙横折帳、老通は切紙にて書調奉行・中取相調へ、年内中御評定所筆者江差出候得は、翌年元日被奉備上覧候、書様左之通。

但、官位無構当病少き方を先筆に書、当病同等之方は勤日数多き方を先筆に書、尤勤も当病も同等候は、官位・歳兄を先筆に書候也。

覚

新人の方は何月何日入学と肩書仕候事。

一勤何日 内何日公星

一当病何日 外何日忌免暇煩

以上

何 十二月晦日

国学

役々代合の事

一按司奉行一人・中取老入十二月代り、親方奉行老入・中取老入・筆者二人六月代合にて、二年勤の事。

一奉行・中取・筆者代合の時は何某に退役の段、四月・十月申(口)役

寄方江差出候事。

(大)

一講談師匠の義、久米村諸太夫の内より被仰付、六月代にして二年勤の事。

一官話・詩文師匠の義、久米村里之子・通事以上より科御試を以被仰、六月代にて四月勤の事。

一勤年数管合候時は、三ヶ月前久米村并申口役寄方江退役の段書出候事。

一役々半途代の時、六ヶ月以上の勤は代合、五ヶ月以下の勤は諸越の御換の事。
(模力)

一役々代合の儀、御拝の翌日より先役江代合相勤候事。

附

一御拝内は星帳免と可相記候、何歟支に付御拝日柄相延候は、言上写に御拝日付、翌日より忌・煩・当病の訳可相記候。

一奉行・中取・師匠初て出勤の時は入学人同前、御意書其外拝見仕候事。

一仮筆者明合の砌、平人の学生願の方人品・勤星等星見合、其外人体相調へ候上、奉行・中取にて加□仕候事。

一公事拝代合の砌、御評定所・御物奉行方・申口方・御近習知己の内願出候は、勲功・人品等相調へ中取にて知り方可申出事。

附、代合の節は本文の座々え其段可申達候。

一御払除当代合の節は、人体相調へ役中取にて知り方可申出事。

一師匠何歟に付引入、足役不申出候て不叶節は、惣役・長史江申達寄書差出させ、右寄書を以申出候得は御印紙を以被仰付候事。

但、足役の後位階の主趣故実飯米被下候付、勤日数取^レ中取端書、

手形を以御印紙申請相渡候事。

一 講談師匠、官話・詩文師匠の儀、多人数の教方被召授置候処、暇乞ケ間敷有之候ては差支候故、容易暇乞不差免、忌掛其外無抛依訳暇乞の節は引入日数の程合見合、足役不申出候て不叶節ハ、早々惣役・長史え申達人体寄書差出させ、右寄書を出以申候は、足役被仰付候事。
〔以出力〕

右公事帳の儀、相替候所も有之候得は致損益奉得御差図候、尤於後々難取行儀共出来候は、別に申出相直し候様可被仰付候、以上。

嘉慶六年辛酉十一月 国学中取 佐久本三子親雲上

田場(里之)子親雲上

同 奉行 知花親方

真壁按司

右公事帳致損益奉得御差図候、尤於後々難取行儀共出来候は、別に申出相直候様可被仰付候、以上。

道光十三年癸巳十一月 国学中取 伊江(里之)子親雲上

津嘉山(里之)子親雲上

同 奉行 知念親方

本部按司

前三号所収〔史料紹介〕「老後家中記 伊江朝睦」の補注

前号の史料紹介は、比嘉聡・沖縄歴史研究会名で行ったものであるが、責任分担は次の通りである。

解説文は比嘉氏が行い、原文を豊見山和行が翻刻、読み下し文は友寄隆光・野村宏・津嘉山輝一の各氏、全体の総括は小野まさ子氏が行った。

なお、講読会参加者は、上記に中野澄子・里井宏美・屋部邦秀・宮城清・阿波根直孝などの各氏をあわせたメンバーである。

〔本号執筆者〕掲載順

高 良 倉 吉	TAKARA, Kurayoshi	図書館館長
親富祖 善 吉	OYAFUSO, Zenkichi	図書館資料係長
曹 永 和	SOU, Eiwa	中央研究院三民主義研究所研究員 兼台湾大学教授
外 間 みどり	HOKAMA, Midori	沖縄県立図書館歴代宝案編集室 歴代宝案編集担当員
長 間 安 彦	NAGAMA, Yasuhiko	沖縄学研究室嘱託員
小 野 まさ子	ONO, Masako	琉球王国評定所文書編集嘱託員
豊見山 和 行	TOMIYAMA, Kazuyuki	琉球大学教育学部助教授

1992年12月10日 印 刷

1992年12月25日 発 行

浦添市立図書館紀要

No. 4

編集 浦添市立図書館
発行 浦添市教育委員会
沖縄県浦添市安波茶151番地
PHONE (098) 876-4946
FAX (098) 875-1772

印刷 (有) ブラザー印刷
沖縄県浦添市字大平178-15
PHONE (098) 879-4825

